# 平成21年第12回(9月)定例会一般質問議事録目次

# 【1月目】

質問順位	議席番 号	質問者	質 問 事 項
1	1 0	成瀬恵津子	1. 防災訓練実施について 2. 公共施設及び教育現場での喫煙対策について 3. 北大出最終処分場について
2	8	岩田 清	<ol> <li>プレミアム商品券について</li> <li>入札及び物品購入について</li> <li>4選に臨むにあたり町長の政治観を問う ~理想の治世とは?</li> </ol>
3	3	三堀 善業	<ol> <li>1. 道路について</li> <li>2. 財政基盤の強化</li> <li>3. 地上デジタル化の対応は</li> <li>4. ホタルチャンネルの活用を</li> </ol>
4	7	船木善司	1. 町民の健康づくりについて 2. 小中学生の不登校について
<u>5</u>	5	中村 守夫	1. 町税・公共料金の滞納について 2. 協動のまちづくり手引書について
6	1 2	宇治・徳庚	1. 平成 20 年度決算から見た次なる課題について 2. 国道 153 バイパス道実現に向けた今後の課題について 3. 両小野国保診療所の現状からの見通しについて
_7_	1 1	宮下 敏夫	<ol> <li>1. 政権交代による町への影響について (国政選挙の結果) 自公政権→民主中心政権</li> <li>2. 町職員の人づくりと機構改革について</li> </ol>

# [2日目]

	₽◢		
質問 順位	議席番 号	質問者	質問事項
8	9	根橋 俊夫	1. 辰野病院の建設場所と時期及び当面の経営改善対策について 2. 町開発公社の破綻処理について 3. スマートインターチェンジ建設について 4. 商工事業協同組合について
9	1 3	山岸 忠幸	1. 本年度が最終年度となる計画や、取組みの検証と今後について 2. 各種の計画等の検証法と公表法について
10	6	永原 良子	1. 教育環境の充実について
11	1	矢ヶ崎紀男	<ol> <li>1. 政権交代が当町に及ぼす影響について</li> <li>2. 新型インフルエンザについて</li> <li>3. たつのまち児童虐待防止ネットワークについて</li> <li>4. 社会保障の充実について</li> </ol>

# 平成21年第12回辰野町議会定例会議録(7日目)

- 1. 開会場所 辰野町議事堂
- 2. 開催日時 平成21年9月8日 午前10時
- 3. 議員総数 14名
- 4. 出席議員数 14名

事務長

1番	矢ヶ	r 崎	紀	男	2 番	前	田	親	人
3 番	三	堀	善	業	4 番	中	谷	道	文
5番	中	村	守	夫	6 番	永	原	良	子
7番	船	木	善	司	8番	岩	田		清
9番	根	橋	俊	夫	10番	成	瀬	恵為	車子
11番	宮	下	敏	夫	12番	宇	治	徳	庚
13 番	Ш	岸	忠	幸	14 番	篠	平	良	平

5. 地方自治法第 121 条により出席した者

町長	矢ヶ	- 崎	克	彦	副町長	赤	羽	八沙	∥男
教育長	古	村	仁	士	代表監查委員	小	野	眞	_
総務課長	小	沢	辰	_	まちづくり政策課長	松	尾	_	利
住民税務課長	林	龍	太	郎	保健福祉課長	井	口	敬	子
産業振興課長	中	村	良	治	建設水道課長	増	沢	秀	行
水処理センター所長	<b>一</b> /	'瀬	保	弘	会計管理者	竹	淵	光	雄
教育次長	林		_	昭	病院事務長	荻	原	憲	夫
福寿苑事務長	金	子	文	武	消防署長	赤	羽		守
両小野国保診療所					社会福祉協議会				

6. 地方自治法第 123 条第1項の規定による書記

議会事務局長 桑 沢 高 秋

林

康彦

向 山 光 事務局長

議会事務局庶務係長 武 井 庄 治

7. 地方自治法第 123 条第 2 項の規定による署名議員

議席 第13番 山 岸 忠 幸

議席 第1番 矢ヶ崎 紀 男

#### 8. 会議の顚末

#### 〇局 長

ご起立願います。 (一同起立) 礼。 (一同礼)

#### ○議長

おはようございます。先日の総合防災訓練大変ご苦労さまでございました。また傍聴の皆さん早朝から大変ご苦労さまでございます。定足数に達しておりますので第12回定例会第7日目の会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は一般質問であります。3日正午までに通告がありました、一般質問通告者11人全員に対して質問を許可いたします。質問・答弁を含めて一人40分程度として進行してまいりたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。質問順位は抽選により決定いたしました。只今から質問順位を申し上げます。

質問順位 1番 議席 10番 成瀬 恵津子 議員

質問順位 2番 議席 8番 岩田 清 議員

質問順位 3番 議席 3番 三堀 善業 議員

質問順位 4番 議席 7番 船木 善司 議員

質問順位 5番 議席 5番 中村 守夫 議員

質問順位 6番 議席 12番 宇治 徳庚 議員

質問順位 7番 議席 11番 宮下 敏夫 議員

質問順位 8番 議席 9番 根橋 俊夫 議員

質問順位 9番 議席 13番 山岸 忠幸 議員

質問順位 10番 議席 6番 永原 良子 議員

質問順位 11番 議席 1番 矢ヶ崎 紀男 議員

以上の順に質問を許可してまいります。質問順位1番、議席10番成瀬恵津子議員。

# 【質問順位1番、議席10番、成瀬 恵津子 議員】

#### ○議長

皆さんおはようございます。 傍聴の皆さま早朝より大変にありがとうございます。 それでは質問させていただきます。

始めに防災訓練実施について質問いたします。今年の夏は異常気象と言われるほ

どの大雨にみまわれ、中国・九州地方では大雨による洪水被害が発生し、多くの尊い命が失われました。また8月8日には辰野町でも赤羽区、沢底区で大雨による被害が発生いたしました。そして8月11日早朝、駿河湾を震源とした大地震が発生し辰野町も震度3という大きな揺れでありました。「災害は忘れた頃にやってくる」と言いますが、最近では忘れないうちに次から次と襲ってきております。最近の日本列島はいつ・どこで・どういう災害が発生するか分からない状況であります。そうした中、9月6日に各区・町において辰野町総合防災訓練が実施され、台風の接近に伴う大雨・洪水による土砂災害の発生、また長野県南部を震源とする大地震を想定とした防災訓練でありました。やはりどんな災害にもキチンと対応するには日頃の防災訓練の積み重ねが最重要と思います。質問に入ります。ここ数年災害が頻繁に発生している現状の中、町民の防災訓練への参加、防災意識の向上は年々どのように図れているか、またここ数年の防災訓練の参加人数は増えてきているかお聞きいたします。

#### 〇町 長

おはようございます。9月議会、決算議会の本日から一般質問ということで傍聴 の方もお見えでございますし、大変に町政にそれぞれ関心を持っていただきました ことを厚く御礼を申し上げる次第であります。なお当初、冒頭召集挨拶で申し上げ ましたとおり、私の今度三期目の議会最終の一般質問ということにもなってまいり ます。このことに対しまして今回の一般質問の皆さん方にそれぞれお答えをしてか なきゃならないわけでありますが、非常に答え方が難しい部分が沢山出てまいりま す。私がずーっとやっているかどうかということも保証もありません。さりとて今 の現状の町としてやはり、町の姿勢も現さなければなりません。ということであり ますので一々そのことを申し上げると今日の一般質問、明日の一般質問全部併せて 11人の皆さん方にお願い申し上げておきますが、答える中に継続してやっていれば こうなると、あるいはこうしたいという姿勢も入ってくると思いますけれどもその へんはお許しをいただきたいと、一々言っておりますと時間が大変長くなってまい ります。継続してやるということを前提とした答弁であるというふうにお取りをい ただきたいと思います。そうしないと大変にそのへんの言い方、解釈、答弁に難し さが出てまいりますしこれは良い意味でご理解をいただきたいと、前もってお願い を申し上げておきます。それでは本日の一般質問、質問順位第1番の成瀬恵津子議

員の質問からお答えを申し上げていきたいと思います。つい6日に21年度の総合防 災訓練が辰野町も行われました。本来ですと防災の日に一番近い時の日曜日などを 使ってということで、今年度は8月の31日ということでありましたが衆議院選挙が そこに入ってまいりましたために1週間遅らせて、防災の日は過ぎましたけれども 大々的にあげた皆さんと大勢の参加をいただいて行った有意義な訓練であったと、 このように思うわけであります。まず質問の内容でございますが、毎年実施してい る町の防災訓練への参加意識はどうかと、住民の皆さん方のことだと思いますが、 このことに対しましてはご存知のとおり18年に豪雨災害を辰野町は受けました。残 念ながら死者も出てしまったということであります。このこともまた正に忘れた頃 の災害というような形も住民の意識にもありまして、一昨年の8月31日の平成20年 度の訓練に対しましては 4,919 世帯 8,616 人の参加ということになります。したが いまして平成19年よりもまた更に20年は増えまして 391 世帯、 952 人の増加という 形でございます。今年度もなお同じぐらいの推移はしていると思いますが、正式な 発表は25日に区長会がございますのでそこで全部各区の参加人員なども全部集計し て、また発表にしていきたいということであります。いずれにしましても自主防災 組織が全部で17区に今年組織が全部立ち上がりました。こんなようなことから区民 の皆さんへ区からの呼びかけとかいろんなことが重なってきておりますし、また今 年度も8月8日の局所豪雨、沢底地域におきましては18年と同じぐらいの災害を受 けておりますし、また本当に防災は大事なことであり常日頃心掛けていかなくては ならないということであります。「災害は忘れた頃やってくる」という言葉もあり ました。しかし18年度、実は16年に台風災害もありまして橋も、唐木沢橋始め流さ れたというようなこともありますので、その頃私は「最近の災害は忘れなくても やってくる」とこういう言葉を出していたわけであります。しかし18年から本年度 また見てまいりますと「今の災害は災害の復旧中に次がやってくる」このような状 態になってきていつどこで、どんな災害があるか分からないということであります。 豪雨災害、洪水、土砂崩れ、土石流、崖崩れ、地滑りこういった災害にも加えて火 災もありますし、正に人災の部分もありますし今年度は8月11日に落雷という形も ありまして、たまたま私の家の近くに落ちまして電気の復旧は4時間程掛かって 直って、夜中の12時過ぎに電通はできたわけでありまして、安心して近所の人たち も寝たわけでありますが、翌日電気製品全部がやられているということに気が付き

まして、電話から冷蔵庫からよく女の人が言う「チーン」っていうやつがあります。 なんて言うんですかあれは電子レンジですか、から始まりテレビはダメだ、ボイ ラーはダメ、もうえらいことであります。こんな災害もありますしこれは本当にど こに落ちるのか分かりませんが、そんなようなことに対する警戒、心構えいろんな ことも大事になってまいります。更にはまた地震という形になりますと、とてもこ れに対する心用意はしっかり持ってないとまずいということでありまして、8月11 日の地震も駿河湾沖を、原因であろうと言われている地震も辰野にも大きな揺れと して入ってきたわけであります。幸い震度6、7、8ということにはならなかった わけでありますが、こんなことの中で防災意識の高揚の中でまずは人命を守ること、 自分を守ること、避難の主役は本人である、それには常日頃いろんな種類の災害を 想定してこの時があーだ、こーだということをイメージングしておくことだと。そ の次にできるだけ近所の人たちを元気な人が、また特に防災弱者と言われる方も把 握していて、救い出していくこと手を貸せることが大事である。しかし公共機関、 消防他いろんな組織も辰野町の防災組織もありますが、その到着する前の大事なと ころはまず本人であり近隣であると、正に自助、互助、共助とも言いますし、公助 とも言いますが、その自助の次のお互いに助け合うという互助、共助の部分であろ うかと思います。是非一つそんなことで進めているわけでありますが、今の一番目 の質問に対してはそのように防災意識は非常に高揚してきているこのことは大変結 構だということで、お答え申し上げたいと思います。

#### ○成瀬(10番)

先ほどの答弁で町民の皆さまが本当に防災に対して意識が向上しているということをお聞きしまして、本当にすばらしいことだと思います。2番目の質問でありますが、防災訓練はあらゆる災害を想定しての訓練を実施すべきと思います。6日に行われました防災訓練の中ではAEDを使っての救助訓練もありましたが、今年の防災訓練で前回の防災訓練の内容と変えた面はありますでしょうか。また防災訓練で反省すべき点、また見直していかなければいけない点、また過去の訓練の反省点を活かして行った訓練は今年はありますでしょうか、お聞きいたします。

#### ○町 長

今議員ご指摘のとおりAEDということでありまして、自動体外除細動機が各所に配備されてきております。まだもう少し増やさなければならないだろう、人が大

勢集まる公民館なども主体にして設置していかなければならないだろう。区と町と また各種団体と相談しながらそのへんは進めてまいりますが、相当普及したことも また事実であります。これを使いまして消防署の中で、そうかって一々電通すると これ危ないことになりますので、さりとてそんなに恐れていると困るわけでありま すが、マイクで言いますので言われたとおり対象者に対して設置してやれば安全に 除細動が可能が場合には、可能な様態の状態では除細動が功を成すというものであ りまして、ご指摘のとおりの訓練もまずは今回は消防署職員が担当して、皆さんに 見学をしていただいたということであります。このことを普及するにはやはり講習 会など行ってそんなに恐れるものでもありませんので、誰でもできる、できるから また許されているので普及があちらこちらにできてきているわけでありますから、 そのこともまた進めてもらいたいと思いますが、今の質問のように何か見新しいこ と、新たに取り入れたことはあるかということのお答えの一つであります。なおま たハグ、HUGというハグということでありまして、避難所運営ゲームというもの も各所で取り入れられてたと思います。このことは防災ボランティアの方のご協力 を得まして、避難場所に来た時にいろんなタイプの方が来ます。妊婦さんも来るで しょうし、また最近では犬とか猫とかですね、そういったペットなどを連れて一緒 に避難されて来る方もある。あるいはまたあまり混雑した所は嫌だとか、隅の方が 良いとかいろんなそれぞれの希望も出てくるわけでありまして、そういったことに 対してどのように避難場所を確保した時に割り当てるかということであります。な お外にテントという形も取り入れたようであります。ご協力いただいたいろんな事 例が沢山のカードになってまして、大勢集まっていただいてみんなで相談しながら 「やーあっちが良いじゃない、こっちが良いじゃない」やはり考える、考えて適当 な場所を決める。しかしこのことだけはどこでも同じことであるとか、これは ちょっとみんなで相談しないと、町で決めてもらわないと分からないだろうという こともあります。しかしその場で決めれることもあると、いろんなことが分類され て訓練されたようであります。このようなことも新しい取り入れというふうなこと でいけると思います。ほか、沢山新たなことも入れてるわけでございますけれども、 総務課長の方からまた詳しくお答えをしたいと思います。

#### ○ 総 務 課 長

そのほかにですね、反省に基づいて今年実施したのはですね、各地区で今社協中

心とした支え合いマップをですね作成をしていただいております。要援護者のです ね今までは、安否確認というのはあまり重要視されてこなかったわけでありますけ れども、そのへんのですね全員がみんな安全で避難をするというようなことに力を 入れましてですね、そんな安否確認も最近の訓練では取り入れていただくようにお 願いをしてます。それから服装の関係でもですね、毎年若干反省が出るんですけれ ども、サンダル履きで帽子なしといった、そういう皆さんをですね実際に災害が起 きた時の状況を想定していただいて、真剣に取り組んでいただくというようなそう いうことにも力を入れてですね、今年あたりまだ反省がまとまってきておりません けれども、そういう点では大分見直されているのかなというような感じを受けてお ります。それからこれは恒常的な反省点になるわけでありますが、これからの課題 といたしましてはですね、避難所において防災無線の聞き取りにくい地区があるこ とが判明してきております。これはデジタル化の更新というような所も近くへきて おりますので、そのへんに併せてハード的には直していかなければいけないかなと、 そんな状況であります。それから大勢の皆さん、今70%を超える皆さんが世帯の参 加率でありますが、そうしますと出てきております。そうしますとですね大きな常 会になりますと自分の居所が分からないというか、右往左往してしまうというよう な方もいらっしゃるわけでして、看板とかですね上り旗の目印等が必要であるかと いような、そんな声も反省点残っておりまして来年に向けてのまた検討課題という ことで取り組みさせていただきたいと思います。以上でございます。

#### ○成瀬(10番)

分かりました。次の質問に移ります。防災訓練は辰野町の場合は、毎年日曜日の午前中に実施しておりますが、これは多分多くの町民が防災訓練に参加できるよう日曜日に実施していることと思います。しかし災害というものは、いつ・どこで・どんな災害が発生するか分かりません。夜間に、真夜中に災害が発生することも考えられます。夜間にやることによって昼間の訓練では気付かない検討項目が見えてくることもあります。その中で例えば、まず1点としまして障害者、高齢者などの災害弱者と呼ばれる人々のために、避難場所までの道路のバリアフリー化、暗がりの、暗い場所で見えない所の危険箇所のチェックの必要性が明確になると考えられます。また2点目としましては、避難施設にフラッシュランプを設置し、位置確認を明確にしていく必要があると考えられます。また3点目としましては、聴覚障害

者に対する支援策として、避難場所における電光掲示板などによる情報提供を明確にする必要性があると考えられます。 4 点目としまして、避難場所に手話通訳者、また外国人対策の必要が考えられます。 昼間だけの訓練では見えない課題が多々見えてきます。 昼間だけでなく夜間などの防災訓練をこれから、また検討して実施していくべきと考えますが、町長の考えをお聞きいたします。

#### 〇町 長

次の質問にお答えを申し上げます。夜間の訓練もどうであるかと、いつも同じ時 間帯だけではあるいはまた日曜日だけでは問題も起きてくりゃあしないか、あるい はまたそこで気づかなかったことも夜間などは発見できりゃあしないかというご指 摘であります。正にそのとおりだと私も思っております。暗いですからやはり道路 の事情を把握しなきゃいけない。昼間分かっていた所、暗い所ではこんな危険性が あったと、あるいはまた途中フラッシュランプ付けると今ご指摘のとおりでありま す。あるいは電光掲示板などで情報を提供する、あるいは外国人の皆さんもいらっ しゃいますので手話などで通訳も必要であるということにもなってまいります。こ の手話に関しましては昼間でもやろうと思えばできますが、そのへんも深く取り入 れて今後は対処していきたいとこんなように思います。しかし実質的に、実際には この近隣では諏訪市、岡谷市などが夜間に行ったこともあるようです。それらのま た反省なども取ってまいりますと、やはり訓練する人員が減ってしまうというのが まず第1であります。また暗いために返って訓練中に危険が起こるということで、 訓練のために危険でケガしてもいけないだろうというふうな考え方もまた一方出て くるわけであります。また自分のやることはある程度限られて、全部の訓練に参加 できない部分がありますから、遠くから見る、あるいはまたそこへ寄って見る、細 かい所を見る、その時にやはり人はどんなふうに動いているかなあって全体掌握な どが暗くて見えないということであります。それでどうしたかって言いますと照明 を各所に付けてやったって言うんですけれども、そうなると昼間やった方が良いか な、こういうふうなことにも逆論は一応なってまいります。そんなことも一応加味 しながら、また検討はさせていただきたいと思いますけれども、なるほどおっしゃ ることも良く分かります。そんな中で今後の反省点中で検討はしていきたいとこん なふうに思います。以上であります。課長の方から何かあればお答え申し上げます。 ○成瀬(10番)

確かに夜の訓練の中でケガしたら大変なことになりますが、夜間に実際に訓練しなくても、夜間やった場合はどういう危険性があるかということも、これから検討課題でそういう話し合いなんかも非常に大事ではないかと思います。町全体でやらなくても各区の中で、この夜間に災害起きた場合はどういうような危険性があるかということを各区でまた対応していくことも大切かと思います。今年の大雨による災害で、ニュースの中でお聞きしましたが避難場所に移動中、家族が流されてしまうという悲しいニュースを聞く中で、日頃から避難場所への順路の再確認、危険箇所の確認も総合訓練の中で大切ではないかと思います。また被害状況によっては、避難場所も違ってくると思いますので、今後細かなチェック体制も含め訓練の中でとても重要なことと思います。訓練の方法をあらゆる面から考えていくことを要望いたします。

次に2項目目としまして質問させていただきます。公共施設及び教育現場での喫 煙対策についてお聞きいたします。ここ数年、喫煙が健康に及ぼす悪影響におきま してはいろいろな研究成果が発表され、私たちの意識は非常に高まってきておりま す。その結果たばこ離れが進んだように見受けられますが、我が国はまだまだ喫煙 大国であります。特に受動喫煙による健康被害についても以前から大きく問題視さ れております。たばこの煙については、吸った人が吸い込む「主流煙」と、火の付 いた部分からくる「副流煙」とがあります。この副流煙には、主流煙の2倍から3 倍も高い濃度で多くの有害物質が含まれていると言われております。平成15年5月 に「健康増進法」が施工されました。この法律の第25条には、受動喫煙被害防止が 盛り込まれております。要約いたしますと「学校、体育館、集会所、事務所、官公 庁施設、飲食店、その他の多数の者が利用する施設を管理する者について、受動喫 煙を防止するために必要な処置を講ずるように努めなければならない」と定めてお ります。そのためには、不特定多数の人が利用する全ての施設に対して、禁煙、ま たは完全分煙を行い、非喫煙者の健康を有害たばこの煙から守ることをはっきりと 明示しております。辰野町もこれを受けて役場内や出先の公共施設、小中学校でも 分煙に努めてきたことは現状を見る限り、その努力の結果ははっきりと認識するも のであります。しかし世の中の動きを見ますと辰野町の場合、果たして現状で満足 して良いものかどうか疑問に思います。それでは質問に入ります。町は公共施設及 び役場内、出先機関での受動喫煙対策についてどのように推進してきたか、またこ

の現状をどのように思っておりますかお聞きいたします。

#### 〇町 長

次の質問にお答えいたします。大変私は答えにくい部類の質問であるというふう に認識をいたしながら、しかしそのとおりだと思いますので自分のことも考えなが ら、しかしたばこ吸う人はともかく吸わない人のためにご迷惑掛けてはいけないと いうことで、大事なことだと思っております。町は以前よりもずーっと喫煙所を指 定する、あるいはまた禁煙場所を増やすというふうなことでありますし、また喫煙 所などに対しましてもこの排煙機と言いますか、そんなようなものも段々設置して きておりますし、相当10年前の方がパッと出てきた時に、他所から帰ってきてたば こ吸う方がいると、「いやあこれはこんなに吸えない所かな」と、まあ他所へ行っ てもそうですし、また鉄道などでもみんなそうですし、また外なら安心して空を向 けて吸えば良いだろうって、こういうことでもなさそうでありますので、そういっ たことでは吸う方から見ると一番良く分かるんですね、これ。「ああ、本当に吸う 所なくなっちゃったなあ」ということであります。完全分煙という形になってまい りますとこれはもう本当に箱を造ってその中でという形になりまして、非常にまた 外から見ると私もたばこ吸いますけれども、知っている人が中にいるのを見ると非 常に情けない感じがして、そこへ私も行こうと思ったら止めたということもあるん ですけれども、情けないっていうことはともかく完全分煙はそうしないと分煙でき ないということであります。しかし相当の効力も排煙機にはあるわけでありますし、 今言いましたようにたばこ吸う人より副流煙に対する人体に対する毒性、害性が高 いということでありますから、自分の趣味・趣向のものを吸うことによって人に迷 惑を掛けてはいけないと、こんなふうにも考えております。町に対しましてのいろ んな公共施設的な禁煙場所ほか、どのように対処し今現在どのようになっているか ということは課長の方からお答えを申し上げます。

#### ○総務課長

私の方から町の取組みの状況を報告をさせていただきます。これはこの受動喫煙につきましてはですね、県の施設が3年程前に知事さんの意向もありまして施設内禁煙というような打ち出したことによりましてですね、喫煙者の意識が大分変わってまいりまして、公共の場ではそういう迷惑の掛かるような喫煙は減ってきたとい

うこともありまして、ここ数年ちょっと手をこまねいているような状況もあるわけでありますが、町内の公共施設におきましてはですね、病院におきましては1階は分煙、2階は禁煙にしておりますし、庁舎の中におきましては事務所内禁煙、ロビーにおきましては分煙テーブルで対策をしているところであります。それから町民会館は建物の中は禁煙、消防署も同様であります。そんな中でありますけれども町の考え方といたしましては、「健康づくり21」という健康づくり計画辰野21という、この3月にですね計画ができました。この中にですねたばこの問題も取り上げておりまして、この中におりますとまだ喫煙者が40%男性では40%程いて、女性では7%ぐらいいらっしゃるということでありまして、町としましては施設の利用形態を考えながら、その施設に合った利用形態に合った形でもってこの受動喫煙の方を対処しいていきたいとこんなふうに考えてるところであります。以上でございます。

#### ○成瀬(10番)

2番目の質問の中でまたお聞きいたしますけど、町民会館、先ほどの説明の中で町民会館は外で吸うようになっておりますが、役場の場合は喫煙場所が屋内に設置してあります。役場のロビー、また2階の第6会議室の前などはたばこの煙が分煙はされておりません。ここの場所で1箇所でここはたばこ吸う場所とはなっていますけど、ついたてとかそういうのはないので吸う人がそこを通った場合とかは本当に煙りが来たり、臭いがしたりして本当に不愉快になる場合もあります。たばこの害は、7メートル先の人まで害があるということを少し前テレビで報じられておりました。町民が役場や公共施設等に来られた時、たばこの煙の臭いなどで不愉快になることもあるのではないでしょうか。モラル等を考えて、建物内での全面禁煙を実施していく考えはないかお聞きいたします。

# ○町 長

更にこれで現在良いということではございませんので、段々進んでいくとそのようになっていく方向にあろうかと、このように思っております。いろんなご意見などを聞きながらそれは進めるべきであろうとこういうことであります。 7 m 先までということになってきますと非常に問題もありますけれども、どういう意味なのかやっぱりこの分散していけば殆ど消えてしまえば害はない、一番問題は煙自体が人の呼吸器に入った時にということでありますから、集中してその風がそこへ行った

時にそれは7mでも10mでも集中してずーっと行けばどこでもたばこ吸えば害があるとこういうことでありますが、もう一度そのへんは検討はさせてみたいと思います。本当に7mっていうのは煙が来なくてもそうなのか、どうなのかそのへんの所だと思います。またやはり臭いとかそういうこともご指摘でありますけれども、そのへんの違和感、その他につきましてはまだ法律で決められているところではありません。だからって良いっていうことではありませんけれども、不快であるということは非常に問題になってまいりますので、法律でどうのこうの先にそのことも含めて今後は検討してまいりたいとこんなふうに思っております。

# ○成瀬 (10番)

臭いがどうのこうのっていうより、やっぱり健康に害を及ばすかどうかっていうことであります。実際に7m先まで害があるっていうことをテレビでやっておりましたので、その点もまた考えていただけたらと思います。3番目の質問ですけど、教育現場における教師に対しての受動喫煙対策指導は、どのようにされているかお聞きいたします。また教師は学校敷地内で喫煙されているようでありますが、生徒への影響はどうなのでしょうか。全国的に小中学校敷地内全面禁煙の動きが出ていることはご存知のことと思います。辰野町におきましても子どもたちの身体の健康を守るためにも、また児童・生徒への喫煙防止教育のためにも敷地内全面禁煙を実施する考えはないかお聞きいたします。

#### 〇町 長

当然学校の現場は子どもさんたちもいるわけでありますので、そのように指示してあります。教育長の方から詳しくお答えいたします。

#### ○教育長

学校現場についての喫煙の対策等であります。現在町内では、小中学校におきまして校舎内禁煙はどこの学校でもあります。ただ場所を指定して、つまり喫煙室として指定した場所で吸う学校が一つあります。ほかは校舎内はみんな禁煙になっています。それから敷地内でも禁煙になっている学校もいくつかあります。それからですね、子どもに取って当然ですね影響のないように考えてはおります。それから職員に限らず例えば行事の時なんかにもですね、保護者も見えたりあるいは外来者も来たりすることもあるわけでありますけれども、例えば入学式の日とか卒業式の日であるとか参観日であるとか運動会であるとかいうような時には、なるべく子ど

もの影響、子どもに影響を及ぼさない場所を指定して喫煙をしていただく場所を考 えていると、こういうのが現状であります。以上です。

#### ○成瀬(10番)

職員の健康増進と職務能率の向上、また更には辰野町健康づくりを積極的に推進するためにも、また今辰野町では禁煙外来もやっている病院があります。この禁煙外来は保険適用にもなってお金もそんなに掛からないようでありますので、全職員が目標を定めて禁煙宣言をしていってはどうかと思います。以上でこの項目は終わります。

次の質問に入ります。北大出終末処理場についてお聞きいたします。北大出にあります最終処分場は、昭和53年に埋め立てを開始しております。しかしこの最終処分場は平成11年3月から約10年間休止状態になっております。当時最終処分場の周辺は全くと言っていいほど住宅はなかったようでありますが、ご存知のように今は最終処分場の周辺は沢山の住宅が建たっております。質問に入ります。北大出最終処分場は現在どのような状態になっているか、お聞きいたします。

#### 〇町 長

次の質問にお答えを申し上げます。どのようになってるかって言いますが先ほど質問したとおりの状態でございます。ただし今現在はそこを使用せず最終処分場としては使用せず新たにそこへ持ち込みということでなくて5年とおっしゃいましたけれども、実は10年ぐらいその状態に、未使用の状態になっていることは事実であります。埋蔵開始が昭和53年4月からであります。したがいまして埋め立て終了が平成11年の3月ですから、今年平成21年ですから10年と半年以上そのままもう埋めずにそのままになっている状態です。もちろん水質検査は適宜行っております。これに対しまして現状はそのままほかに持っていくこともないというところであります。ただ今後に関しましては上伊那広域の全体の中で、また最終処分場、燃焼場などが造られる構想で進んでおりますので、そちらの方へまたあるものを今埋まっているものをですね、運び、焼却がお願いできればしていただいて、あそこは普通のまた土地として有効利用できればという方向性も考えてはおります。以上であります。

#### ○成瀬(10番)

ここは休止して約10年経っている状態でありますが、環境の整備は、周辺の環境整備はどのようにされているのか、周辺の住宅には子どもさんが沢山いるようでありますが、子どもが例えばこの場所へ入ってしまった場合、事件とかまた事故に巻き込まれないかどうか、また危険箇所のチェック等の管理はキチンとされているのかお聞きいたします。

#### ○町 長

後課長の方から詳しくお答え申し上げますが、入れないように柵もいっておりますし、周り環境に対しましては相当の配慮をし地表に対しましては草木などが生えている状況であります。その下に埋蔵しているから、そこへ万が一誰か間違って入った時にどうかとこういったことに対しての危険性はありません。一応中へ水などが浸みてその地下水がどうなっていくかそちらの方がむしろ危険性があるとすれば、あるわけでありますので、毎年適宜そういったことのないかどうかという形で水質の検査を行っているというのが現状であります。課長の方からお答えします。

#### ○住民税務課長

現在その最終処分場の埋め立ての可能な容量は約 743 m ³ ございますけれどもそれにつきましては穴がありますけれども、フェンスによって隔離されて入れない状態にはなっております。それから管理ということでありますけれども、21年度の実績によりますと3回職員によって草刈りを実施しております。以上であります。

#### 〇成瀬(10番)

じゃあこの周辺は子どもさんが例えば塀で囲っている以外の所も安全、あんまり 危険性はないっていうことでしょうか。

#### ○住民税務課長

はい。

#### ○成瀬(10番)

はい、分かりました。先ほどの答弁で現在は中止で廃止届は出していないとのことでありますが、10年間の休止状態そのままになっているということで周辺の住民はあの場所はどのようにしていくのか今後、何か利用にできないのかっていうような声もありますが、今後この最終処分場のあり方について再度お聞きしいたします。

#### 〇町 長

最終処分場として規定されておりますので、今安全でありますのでまた持ち込み

は容量いっぱいになりましたので、持ち込まないということでそのまま管理されているところであります。安全管理を進めてます。たださきほど言いましたように、今後そういったものも燃やせるような、安全に燃やせるようなものがみんなの力で郡下上げて造れるならばそちらの方へも中を掘って、埋蔵した物を持ち込んで焼却しそこが今度は中に埋めてある物がなくなった状態で、一部土の入れ替えなどもしてそして空いた時には有効利用できるだろうという構想もある、ということであります。今現在はそのようになるかどうかも決定してませんし、上伊那の焼却場ももう構築で進むというふうなことで最終決定しているわけじゃありませんので、そのへんはご理解いただきたいと思います。以上であります。

### ○成瀬 (10番)

以上で質問を終わります。

#### ○議長

進行いたします。質問順位2番、議席8番岩田清議員

#### 【質問順位2番、議席8番、岩田 清 議員】

#### ○岩田(8番)

それでは通告にしたがいまして3つの諸問題につきまして質問させていただきます。まず1番目でございますけれども、ようやく実現したと言って良いプレミアム商品券について最初の質問をさせていただきます。町民の間でですね大変な反響と評判を呼んだ事業であったと思います。発売日当日には5時前から並ばれた人もいると言うことがニュースにもありました。この事業について町長及びできれば担当課長の評価・感想を一言お願いしたいと思います。

#### 〇町 長

この度行いましたプレミアム商品券の販売に対しまして非常に効果があり、また住民の皆さんも喜んでくれしかも人気も高かったということであります。計6,000万円というものが消費につながっていくわけでありますので、またその券を買いに来られた住民の皆さんもやはり消費するつもりで何か目的もあって、という方が多いと思いますがそういったことでありますから、今の現状におきまして6,000万円がこの町の中の商業などに使われたということに対しては、非常い効果が大きいんだろ

うというふうに思います。感想的にはこういうことであります。前の地域振興券などが前にもやったこともあります。それも非常に効果が高かったということでありますから、町としてこういったことは非常に良い政策であったかという、私はそういうふうに判断いたしております。

#### ○産業振興課長

販売を予定しておりました、午前10時前には 600 人を超える行列ができたということで私の記憶している限りでは、あのような大勢の方が並んだっていうケースはなかったんではないかとこんなふうにも思っております。 20 % のプレミアム分が非常に関心が高いということでありまして、町民の皆さまには大変喜んでいただいたとこんなふうに思っております。

#### ○岩田(8番)

私の調査や耳に入ってくるところを見ますと町中の個人商店の人たちもそれぞれですね、自分の努力で商品券を使用してもらおうという試みがいろいろ見受けられました。また消費者側の町民からはですね「久し振りに明るい話題であった」と、そしてこの話題をするとみんなの笑顔が見られたという概ね好意的な反応だったと思います。 6,000 万円でございますけれども、 12 月末という使用期限の間にですね6,000 万円が町内に落ちるということで消費の効果はそれなりきにあると思います。

2番目に移りますけれど、町はですね非常に努力されて今年度の財政の見通しとして2億6,000万円の黒字を予定されております。一方ですね、天候不順でボーナスなどのカット、そして個々の家庭の財政状況は以前より更に厳しい数字が並び、デパートやスーパーの売上もですね軒並み低水準で推移していった夏であったと思います。この際ですね思い切ってですねもう1,000万円を出していただいてですね、プレミアム商品券を更にですね6,000万円規模で増発券することを提案したいと思いますけれども、町長のお考えはいかがでしょうか。

# 〇町 長

明るい話題であり、笑顔が見られ、久々に、ということで大変私どももそう思って喜んでいるところであります。そもそも景気浮揚策でありまして、今も政府ほかからも発表されている数字はここへきて8月の下旬あたりの数字ですけれども、日本全体でGDPから換算すると3.5%アップしてきていると、3.5だけでなくて一

番底から今までの景気が下がる手前の所をゼロとして、そこからゼロを超えて 3.5 上がったとこういう表現なんですけども、しかしまだまだ実質感は当町にとっては ないところでありまして、景気低迷を続けているとこのように考えてるところであ ります。したがいまして景気浮揚に対しましての一番常道手段として取られる策は、 まず設備投資、公共投資、個人消費とあるわけであります。その中で一番影響を高 めるのは個人消費、約60%ぐらいを占めているそうであります。したがってこのこ とにやっていくことは非常に良いことであるなと思いますし、政府も更に進んでそ のこともしていくことが日本の景気を回復する一つの要因になると、これは確信い たしているところであります。しかるに辰野町独自で更にもう1回続けたらという ことであります。しかし財政の方はおかげさまで前に実質公債費比率を急に出され た時に、これは基金を見なくて借金だけ見てやった数字でありましたが、長野県で 下から3番目、ワースト3ということでありました。現在はわずか3年半の中でこ れが長野県で中位まで上がってきている健全財政に入ってきております。ご指摘の とおり2億9,000万円の黒字が出たということであります。しかしこれは基金を崩し てますので基金へまた盛り込むという、余ったからそれだけ余っているということ でなくて、一般会計のこれ黒字赤字にかかわらず、当初予算はまずは基金がないと 基金を繰り込んで予算を立ててます。それで黒字になった分とともに基金が返って いくということですから、赤字だと大変なことでありますが基金が戻らない基金が 下がっていってしまう。国の方から予算が決定する前に町の当初予算で国から来る ものとしてドンドンこう書いていくこと、予算を計上することはこれは許されてお りません。したがって当然来るだろうと、はっきり分かっていることでも基金を崩 して使って当初予算の歳入を立ててまいります。その後、国から来たお金で埋めて いくわけでありますが、黒字になればその分も十分に返っていくということであり ます。したがいまして今こういった緊急の経済対策も打たなきゃいけない時であり ますので、町としては健全財政とはいえ楽にお金が余っているということじゃあり ませんので、大変財政的には拠出が厳しい時であることにはこれはお分かりだと思 います。平成20年で見てまいりますと町税自体、歳入の中の町税自体もおかげさま で新たに来てくれた会社だけで1億3,000万円ぐらいの町は増収にもなってきており ます。そういったことを全部見込んであちらこちらに歳出がもう組まれているわけ でありますけれども、今のようなことはやった方が効果があるっていうことは私も

同感でありますし、何としてもやらなきゃいけんかなあという気ぐらいは持っております。やってできないことはないと、ほかにまた節約もしながらとこういうことであります。楽にできて余っているからやるんではない。しかしこれは辰野町独自でやることでなくて、あくまで消費ということでありますから商工会さんの方と話をして商工会さんが主体となって今まではパターンとしてやってくれておりますので、お金は町が出して町も一緒に共催してやってくということです。したがいまして商工会さんの方も是非一つそれに載ってくれるかどうかを、また確認しながらお話を申し上げながらできればしていきたいということであります。商工会員の皆さん方が 615 名会員があるようでございますが、その中で今回協賛していただいた店舗が 170 店舗あるわけであります。このぐらいの規模じゃないとやはり公平性も欠くわけでありますので、是非商工会の方へもこの話を、また今ご質問いただきましたので答弁とともにお返し申し上げて話をしてできれば良いなと、こんな形の現在は答弁にさせていただきたいと思います。以上であります。

#### ○岩田(8番)

町長の方からですね、前向きな答弁をいただきました。3番の発売方法につきま してはですね一部の町民からですね強い要望がありました。初めてのことでありま すのでいろいろ不公平感もあったと思いますけれども、3回も並んで沢山手に入れ た方もいればですね、お年寄りや足腰の弱い年配の方からは「とても無理で並ぶ気 にもなれなかった」という声もですね私の所に多数来ております。またですね発売 に協力していただいた、無償で協力していただいた商工会のいろいろの役員の方の 労力も考えなきゃいけない必要がありますけれどもですね、次回もしそういうこと があればですね、むしろ葉書で申込を受け付け抽選方式などが公平ではないかと 5 冊でなくて 3 冊、 3 万 6,000 円ここを限度にしたらどうかなと私は個人的には思っ ています。いずれにしましてもポスターなどもですね日付の所だけシールして現状 のものを使用すれば足りますし、さきほど町長も言われたようにですね現在 100 年 に1度の経済危機と言われて久しいです。町長のですね前向きな姿勢をですね私の 方で評価しますので、是非この件についてはね検討いただきたいということでこの 項を終わりたいと思います。またですね南箕輪村はすぐ反応する村でございますけ れども、もう8月26日付けの信濃毎日新聞ではプレミアム分20%の費用なども盛っ て一般会計補正予算でですね 500 万円付けているということもございます。よろし

くお願いしたいと思います。

2番目にまいります。入札および物品購入について、これは①、②の小項目がですね再三再四私が質問して来たところで連動しますので、まとめて質問いたしますけれども今回はですね、町民会館屋上の太陽光発電設備工事について取り上げたいと思います。まず最初にですね今回この工事がですね、なぜプロポーザル方式になったのか伺いたいと思います。

#### ○副町長

それではお答えをしたいと思います。辰野町ではプロポーザルコンペにつきまし ては数年前から行っていることがいくつかあります。要因といたしましてはプロ ポーザル方式を採用する一つとしてはですね、まず殆どが補助事業がこれに対象に なってくるわけでありますけれども、その中で非常に補助事業であるがために工事 期間が非常に短い。そういう場合には本来であれば設計業者に委託をして入札を掛 けるという方式が一番良いわけでありますけれども、そういった期間がなかなか確 保できないということが一つの要因にもなりますし、もう一つはですね補助事業で あるがために限られた工事費が内示がされるわけでありますので、その限られた金 額の中で効率よく有効に使うためにはやはりそういったプロポーザル方式を取って いくことがベターではないかと、こういう一つがあります。それからもう一つ最後 にですね、いろいろのこの工事の中にはさまざまなこの方策であるとか、経験だと か、ノウハウだとかいろいろそういったものが必要になるものにつきましてはプロ ポーザル方式を採用ということで、今回の太陽光発電につきましてはそれぞれの メーカーもですね、太陽光の発電方式・方法についてもですねそれぞれいろいろの 方式があるわけでありますので、今回はその太陽光の発電につきましてはプロポー ザル方式を採用したとこういうことであります。加えてですね19年の12月に国交省 の方から通達が一つ出ておりますけれども、このプロポーザル方式につきましての 環境配慮型につきましては、いわゆる温暖化・温室効果の関係でありますけれども、 これらにつきましてはプロポーザル方式で実施をする旨の通達が出て来ております ので、そのへんも加えて今回はプロポーザル方式を採用したとこういうことであり ます。

#### ○岩田(8番)

おいおい質問いたしますけれども、その説明だけではちょっと納得できませんが

資料を見ていただきますと「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」というもの、ちょっと概要がですね出てますけれどもこれちょっと公布が平成12年11月27日ということで多少年代が経ってますけれども、これが現在活きていると思います。それでですね「入札・契約適正化の基本原則」私が再三示してますけれども、1番目は透明性の確保、2番は公正な競争の促進、3適正な施工の確保、4不正行為の排除の徹底と、これはもう当然承知されていることと思いますけれども、更にですねこの2番目の「各発注者が取り組むべきガイドライン」の中にですね、この主な内容の、主たる内容の中の①番②番にですね「第三者機関によるチェック」それからですね「苦情処理の方策」ということがキチッと謳われてますけれども、当町ではどういう形で第三者機関によるチェックや苦情処理を受け付けているでしょうか。

#### ○副町長

今の第三者機関によるチェック、今回のプロポーザル方式につきましては特殊な工事でありますので、特にこれからも積極的に進めていかなければならない工事ということでありますので、そういった部分の中ではいわゆるその知識のある方々のいろいろなご意見もいただくということが必要になってくるわけでありまして、今回につきましてはこの太陽光発電につきましては、具体的なちょっと業者名言っちゃうとまずいですがある電気の保安をしたりとかですね、保守をしている会社の方々、方にもアドバイザーとして入っていただいてですね、提案書の中身もチェックもしていただいておりますし、そのほかこの実績を実際に持っている、ノウハウを持っている方にもですね審査の中に加味していただいて、そのそれぞれの提案された中身についてはチェックをさせていただいたと、こういう状況であります。

#### ○岩田(8番)

次の資料でございますけれども、太陽光発電設備設置のプロポーザル採点表というのがですね私が総務課に要求しましたら、1から11項目まである採点表 100 点満点の採点表が出てきました。そして当然公開制の原則の中でですね受注できなかった、これは地元の業者の方と思いますけれども、この裏にありますけれどもこの採点表をですね、こちらの集計表というのがあります。それでここで疑問に思いますのは、このですね業者の方に示されたプロポーザル集計表がですね 7 店について 1位から 7 位までの 7 者が入ったと思いますので順位が付いているわけですけれども、

私の方にですね提示されたものはですね、 100 点満点性になっているんですよね。 どちらを採用されたんでしょうか。そしてですね、この採点に加わったメンバーは どういう方で人数と検討時間について教えていただきたいと思います。

#### ○総務課長

それではいくつかお問い合わせをいただきましたが、説明をさせていただきます。 この事業はですね一応、総務課の施設管理ということで国の交付金を使用して実施 をした事業でございます。審査員にはですね町の事業課を中心とする選定委員の皆 さんを審査員にしていただきまして、3回の審査を経て決定をさせていただいてご ざいます。それでこのまず最初にですね、この資料、今日お示しをされましたこの 11項目の 100 点の配点とそれから順位の集計表でございます。これについてはです ね業者の皆さんにもですね前もって提案をしていただくについてのルールというこ とで説明書ということでお配りをさせていただきました。それで審査の中身としま してはですね、この11項目につきましてそれぞれ審査をさせていただきました。配 点をして平均点等も出して集計も出したわけでありますが、一応この最初にですね あらかじめ業者の皆さんにお伝えした中で審査結果については公表しないというこ とできたわけありますけれども、これからの先のですね業者さんの方々のですね育 成面というようなことも加味する中で、審査委員会の中で「少し審査結果の内容も 公表がした方が良いじゃないか」ということの中でこのような結果を公表をさせて いただいたわけであります。ですのでご覧のとおり自ずからですね、この1位を示 した審査員が4名そして2位を示した審査員3名ですので配点の若干のですね、そ の基準のですねそこにバラつきがあったとしてもですね、トータルでも平均でも こっちと同じ結果が出ておりますので、あえてそちらの方を出さずにこれにした経 過でございます。それから審査員につきましては利害関係のない前から申し上げて おりますように庁内の事業課を中心とする課長が審査員として入っております。副 町長が長でございます。以上です。

#### ○岩田(8番)

そうしますとですね、太陽光発電につきましてですね本当の専門家がやっているわけじゃないんですよね、審査は。こういうことについてはですね私がちょっと太陽光発電を調べたところですね、これはですね今回のこういう太陽光発電についてはですね、地域産業創出型の一つのパイロット事業として展開していくべきだとい

う資料が出てきております。それでですね私が先週ですね総務課長と屋上に上ってですね工事の内容を見ましたところですね、そんなに建設設備の工事としては難しいものではないと思っています。その流れの中で結局ですね地域の人を雇い、地域の零細企業に対してそういう仕事をですね今後普及していくべくためのパイロット事業じゃなかったかなと私は思うわけですけれども、多分環境産業分野で非常に雇用創出を生み出すですね有望な分野であると思います。ですからですねもう少しですね今時間的なことを言われましたけれども、そこに配慮すべきではなかったかなと私は思いました。先週ですね見ましたところ、シリコンモジュールによる発電のメカニズムはさておいてですね、本当に設備の施工そのものはですね決して難易度の高い物でもないので、地元企業で充分対応できると感じました。今後ですねこういう事業があった時にですねそのへんのところについてね、町長の方もですねしっかり目配りをしていただきたいと思いますけど、町長いかがでしょうか。

#### 〇町 長

さきほどらい、副町長はじめ担当課がお答えしていることにつきましてまずお話 を申し上げたいと思います。入札におきましては各市町村、町長は一定の指針を示 すということで具体的には携わっていませんので、このような形の答弁になってお ります。しかし責任は町長にあるということは意識いたしております。町長の指針 ということに対しましては、簡単に申し上げますと入札とプロポーザルがあります。 入札はどこで買ってもどこから買っても同じ種類、同一効果のあるものなどが買え る場合には入札。建物などは設計書があってどこの業者が落札しても同じものがで きる、こういったものが全て入札で対応いたしております。しかし東部保育所が一 度、過去6年ぐらい前にそうでしたが、あそこは設計でなくて設計からプロポーザ ルで提案型で建物の格好も全部違う、高さも違う、それから後の人間の動線なども ちゃんと加えたプロポーザルっていう時にはプロポーザルでやった記憶があります。 今回の場合、ソーラーシステムに関しましては各社みんな違いまして熱効率、発光 率のいろんなことも違うようであります。詳しくはよく私分かりませんけれども、 また設置仕方も違います。壁に設置型とか床にですかね、陸屋根の上にこう設置と かいろんな方法もあるようで、これに対しましてはまた議員ご指摘のとおり我々も あるいは町の担当職員も全部精通しているわけではないと、いうことでありますか ら、こういったプロポーザル方式が取られたものというふうに任してありますが、

思っております。そういう中でのいろんな質問であります。それで事業を行う、ま た実施工事を行うのに地元業者の方ができる工事も中にはあるだろうというふうな ことであります。そうしますと私の感覚的にはプロポーザルで提案していただいて、 どっか業者が決まったとすればその中で工事費はまた分離して、今度は入札かなん かで掛ければそのようにもできるのかなあというふうに今、私は考えてるところで あります。こういったこともできるだけ地元業者の育成ということでもあれば少し でもそういったことも可能であれば考えてまいりたいと思います。なおいろんなこ ういった新しいことでさきほど議員もおっしゃいましたが、パイロットというふう なことでありますから、日本全体でもパイロットなんですけどもまだ、したがって 定番でこのメーカーでこれが良いとか、あるいは値段だけでなくてこの方がこうだ とかそういったことの一つの定番型のようなものがまだできてない状態であります から、専門家といいましてもこれも専門家も全部多岐に渡って精通している専門家 も探すのが難しいぐらいでありまして、やはり業者的な実績ですね、実績なども やっぱり多い方が良いだろうというふうな考え方だって世の中にはあるわけであり ますが、必ずしもそれが通るとは限りませんけれども、そういったことも加味され たやに聞いているとこであります。したがいまして今の町長に対する質問に関しま しては分離発注的ないろんな器具だけ収めてもらって工事はするっていうようなこ とも今後は考えてかなきゃならんだろうなと、そういうことに対しましては私の やっている限りにおきまして、入札の関係者、具体的関係者に指示、示唆はしてい きたいとこんなふうに思ってます。以上であります。

#### ○岩田(8番)

そういう方向で検討していただきたいと思います。このシリコンモジュールと言うかシリコンシェルは半永久的でありますけれども、という説明がありますけれども、実際にメーカーに問い合わせたところですね「期待寿命値は20年だ」と言っております。ただしですね変換装置であるパワーコンディショナーはですね、もっと短い期間で取り替えなきゃいけないと思います。10年から15年ということを、メーカーに問い合わせたところ言っております。今後それ取り替えに掛かる費用はどのくらいを見込んでおりますか。

#### ○ 総 務 課 長

まだそこまではですね細かな研究はしてございませんけれども、私のですね予備

知識、大まかな知識の中ではですねおおよそ 300 万くらいかなぁというような気はしております。一応10年、それから20年、期待寿命20年ということでおっしゃられましたけれども、税法上のですね償却耐用年数っていうところでいきますと、17年という年数が出ております。以上です。

# ○岩田(8番)

私がですねメーカーの方にですね伺いましたところ、まだ経験がないので要するに保証ということはしないと、工事保証はしないということを伺っています。しかしですね、公共工事で一般的なですね工事約款においてはですね、瑕疵担保責任ということが生じると思いますけれども、辰野町の場合は何年になっているのか。それからですね防水工事の保証一貫を総務課長に伺いましたところ、5年とという話を伺ってますけれども、元請けのですね瑕疵担保責任の方が短いのにもしそういうトラブルがあった場合はどうするのであろうかなと伺っておきたいと思います。

#### ○総務課長

一応ですねこれ仕様書の中でも謳っておきましたけれども、検収後ですね1年間何か不都合が生じた場合にはですね、これについては無償で交換という条項になってます。それから契約書の中ではですね一応一般的な契約を使っておりますので、瑕疵担保責任は2年ということで、それはこれ設備ですのでもし何か相手方にですね帰すべき責任、大きなものがあれば5年というようなものも対応出てくるわけであります。それ以外についてはですね一応協議の上ということでありますので、この業者選定にあたりましてのですね大変寿命の長い設備でございますので、そのへんをですねこれから長い業者さんとの付き合いになることも加味をしながら選定をしたつもりでございます。以上でございます。

#### ○岩田(8番)

いずれにしましてもですね屋上にあるものですので、例えばですね雷、あるいはですね地震、台風や強風、あるいは雹の被害などいろいろなことが考えられると思うんですね。このへんについてもですね、あるいはですね積雪による発電力の低下というようなこともあるでしょう。このへんについてもですね、十二分に推移を見守りながらですね、業者の責任というかですねそういうものの中で末永く管理していただきたいと思います。後、経済性の点についてはですねちょっと時間がないので省きたいと思います。

3番目に工事入札や物品購入について伺います。町内の様々な業種の方々から現在の未曾有の不況に対して町の施策に非常に不満というか不協和音が聞こえてきております。蛍光灯一本から公用車のガソリンまで、これ小泉改革はですね大幅な規制緩和と例外なき競争ということを求めたわけですけれども、その結果ですね都市と地方、それから富める者と貧しい者、社会が2極化してしたことは多くの識者が指摘しております。この辰野町も例外ではないと思いますけれども、この分野に関するですね町長の見解をお示しいただきたいと思います。

#### 〇町 長

町で今行っています入札とかプロポーザル全部含めまして、どういう姿勢でとい うことで、どのように担当に指示してあるかということをお答え申し上げたいと思 います。まず最近この3、4年、4、5年ぐらい前からですかね、国の方の通達が ありまして「指名競争入札でなくて一般競争入札に全部せよ」ということでありま す。一番そういった問題が起きているのは実は国じゃないかと私は思うんですが、 地方でもたまたまそういう所どっか出る所もありますけれども、その数より国の方 が問題が大きいだろうし額も大きいと思うのですが、理由はやはり談合その他と阻 止するためであるということです。そういうことで辰野町は市場原理主義とかむし ろあれですね、業者育成主義かというふうな分類という以前に、そういう通達があ りますから我々も末端行政であります。しかし末端行政であるから国の通達にした がわなきゃならんことは間違いないんですが、反面、基礎自治体でもあるという自 分たちの意地を持っているところであります。したがいまして指名競争入札を変え て一般競争入札にいたしますと只今施行されているようなものでなくて、それこそ 北海道から九州からどっからでも業者が飛び込んで来る、聞いたこともないような 業者が安くなれば落札するとこういう形も出てきちゃいます。それで辰野町はこの 市場原理主義、そうかって住民の皆さんから言われますと「外を省いて町だけで やっていると我々の血税をもっと一般競争入札すれば安い所があったのに、町の中 だけでやっている」ってこういう批判にもなるんです。そうかって安い所だけやっ てると反面、町の業者が育成になってない、よそに落としたところで税金として フィードバック、他所のではしないだろう。同時にまた設置した機材、機具その他 一杯あるはずですがその管理はいつも町の業者にお願いする。そういうふうなこと で非常にこの難しいところがあるんです。基本原則は安く上げなければならんこと

は当たり前なんです。それで辰野町は現在考えまして、受注希望型一般競争入札という方式を取ってます。辰野町に本社ないしは支店ですかね後、支店がある所などが入札に参加しやすいような形を取って、できるだけ私としてもできるだけ安くもちろんでありますが、町の業者が落札して欲しい、こういう姿勢だけは担当に言ってありますので、担当はそれに基づいて忠節にやっているわけであります。同時に国の通達に対してもいくら国が言ってきても、そのことにも反則でないような方法でありますから、新しい言葉でありますけれどももう一度繰り返しますと受注希望型一般競争入札を今取ってやっているところであります。したがいまして岩田議員のおっしゃっております市場原理、同時にまた町内業者保護育成、両方兼ねた方法であるとこのように認識いたしております。以上であります。

#### ○岩田(8番)

町長のお考えは分かりましたけれども、辰野町の場合非常にそこらへんのところ が、何て言うのかな、中途半端だからこそ町民のそういう不協和音みたいなものが 感じられると思います。隣町はもっと徹底して市場原理をやっているので不満があ るけれども要するにそれに適用して、みんなが公平だから、やっぱり人間ていうの はですね「乏しからざるを憂えず、均しからざるを憂うる」というのが町民だと思 いますので、みんなが我慢しろというなら町も要するに3割もみんなカットしたよ と人員も、町民も我慢してくれということならこれは忍ぶと思います。だからそう いうですねトップリーダーのですね気色を鮮明にしていただくことが今後の町のあ り方じゃないかなと私は思っております。緊急避難的に今基礎自治体という言葉も 出たんですけれども、正に基礎的自治体であります辰野町が生き残るためにはです ね、地方発信の現代版ニューディール政策、博学な町長なのでニューディールはお 分かりでしょうけれども、これはイギリスのカードゲームの中で1回シャッフルし なおして配り直すということなんですね。今民主党政権が正にやろうとしているこ とが現代版のニューディール政策だと思います。そうしてですね否定的な言葉に使 われますけれども、私はですねこの極難の時にですね辰野モンロー主義というもの もですね必要じゃないかと、小さな行政体で生き残っていくためにはですねそうい うことをですね考えていかなきゃいけないかと思います。いずれにしましてもです ね町のですねトップの姿勢をですねハッキリさせていただくことによって、町民が ですね安心・安全なまちづくりに、あるいは業務・生活に邁進できると思いますの

でそのことを指摘しておきます。

最後の質問になりますけれども3番ですね、町長のですね4選にあたってのですねまちづくりの政治的な思いを伺う質問でございます。過去12年ですね再三私ここで指摘してきましたけれども、町長の施政スローガンであります「企業立町」「一大居住拠点構想」に向って努力されてきた、これは自負されているところでございますけれども、南信パルプの跡地にも4社に応じていただいた。ところがですね、そういう本当に苦しい努力にも関わらず実際に町内ではこの上半期既に4社が倒産し、商店や飲食店の廃業も相当数に上っております。一般町民の間にはですね、諦めにも似た閉塞感が漂っているというのが現状です。どこにこれが原因があると考えるのでしょうか。私はですねここはですね従来の政策をですね大きく転換させていかなければならないと思いますけれども、町長はどう考えておられるか質問したいと思います。

#### 〇町 長

基本的に実はこの4期目に向けてということでありますから、当然選挙もありま す。また選挙に向かってのやはりマニフェスト及び政策というものも出てまいりま す。ということでここでは発表する段階でもございませんし、またその機会を見て 発表させていただきますが、しかしそんなに急転直下、今言うこととマニフェスト が変わるわけでもありませんので、一応の聞かれた今お問い合わせの部分に関しま してのさわりだけは申し上げていきたいとこんなふうに思います。「一大居住拠点 構想」及び「企業立地」「企業立町」「企業誘致」これを進めていく、しかしこれ に対しましてもまだまだ道路の問題、いろんな事情があって遅れている部分もあり ますが、これも羽北を中心に新しい道路網も構想もできまして羽場交差点から掛 かっていくということで、今用地買収交渉に入っているところでありますからその 問題もあり、また辰野は三方、四方に続いてますからそれの効果を出すように、出 ていく道が入ってくる道につながるような方向も考えなきゃならんでしょうし、そ ういったことで道路問題も更にまたここも平行して続けていかなかいとなかなか思 いどおりの、企業立町はともかく一大居住が進んでいかないということであります。 ご指摘のとおり企業誘致は合計11社ぐらい、この中で後山も入れたりしてまいりま すと今村地籍にもまた、具体的な名前はともかく企業が来ていただいた。町内の移 りの中でそれぞれ大きくなった会社も立派な会社も一杯あります。しかし残念なが

らご指摘のように倒産された所もあることであります。しかしだからといって企業立地しなければマイナスだけであったろうと思いますし、また企業倒産の方もご相談があればまた町として行政、血税、税金でありますから許された範囲の中では協力しなけりゃいけないこともあろうかと思いますけれども、なかなかそれは限られてるところであります。またもう一つは大きなここのショック的に全世界に入っておりますリーマンブラザーあるいはまたサブプライムローンなどのアメリカの政策の失政によって影響受けているわけですが、このことに対しましても早く景気回復を望みながら町でもほんの僅かであっても本当に米粒の泡であっても、泡が一つ拾えれば良いというような考え方の中で、経済の発展に向けて努力を申し上げていきたいということであります。したがいまして社4期目に対しましてはやはり収穫をしていく時であるというふうに考えております。今までは漬け込みをし、それぞれの実績を持ってそれを活かしていく時であろうと。したがいまして今日におきましては今の質問に対してはそのぐらいにしておきたいと思いますし、4選に向かってはそれぞれマニフェストほか政策を発表させていただきたいと、以上であります。

#### ○岩田(8番)

時間がきましたようですので最後の質問になりますけれども、圧倒的多数で民主党政権が誕生しました。さきほどですね、町長が底打ち感があるというようお話をしましたけれども、景気の方はですね以前停滞したままでございます。失業率で見ますとですね、アメリカは今年度中に10%までに悪化すると見ております。我が国でもですね7月の統計で5.7%という過去に例を見ないような低い水準でございます。自民党政権はですね基幹産業を中心とした経済成長路線を主軸とした政権だったと思います。しかしですね低成長・少子高齢化の時代にその政策が行き詰まりました。町長もですね非常に得意とされていましたですね陳情型補助金、よく取ってこられましたけれども、政治はですねどうも終焉を告げるじゃないかと考えられています。さきほど言われました基礎的自治体に対してヒモ付きでない自主財源というか一般財源、これが十分であるかどうかは別問題として、手当され各々の市町村独自の施策の中で自由に予算付けしなければならない時代が到来していると思います。IT化とかですねグローバル化とかユビキタスなど耳ざわりの良いですね横文字が並んでいる影で、社会的

弱者や地方が結局置き去りになったというのが現代だと思います。この新しいカオスの時代、辰野町はですね本当に小さなタイタニック号にはなってはいけないと思います。地方分権をですねマストに建てた21世紀のノアの箱舟を目指すべきだと考えます。最後に4選目をめざす船長としてですね町民の先頭に立って行く決意を伺いたいと思います。

#### 〇町 長

ここで答えられる範囲の中でお話を、お答えを申し上げたいと思いますが、さき ほどのアメリカの取られました、途中で取った経済が少し行き詰まった時のニュー デール政策、その後出たフェアデール政策それなりに対しましても十分検討はして 今後の糧にしていきたいと、こんなふうに思います。時代も変わっていますので全 く同じことかっていいますか、原理・原則に対しては当たっているだろうと思いま すので考えてまいります。私の今考えることの中で、陳情型がだいたい終わってい くだろうというふうなことで、そうなれば大変結構だと私は思っております。その 場合条件があります。国が豊かでやはり地方との要望、今度は国民に目線があると いうことですから国民の要望を叶えてくれるような政治、全部一斉に行われません から順番付けをしても良いですから、やっていただけるような期待感の持てる明る い希望の持てる国政が執られた時、もう一つは地方分権が完全に進んだ時です。地 方分権の中に今一部今までは権限が来たものもありますけれども、財政が付いてこ ない、権限だけ来て財政が付かなかったらこれ全然無意味であり返って地方の財政 を圧迫することになります。地方分権が本当に財政付きで進んでくれるか、同時に 国はこれは理想でありますが国のやるべきこと、国防、外交、法律を立法すること、 あるいはまた金融を賄うこと、そのぐらいに周知をして後はさきほど言った地方自 治体に全ての主導権を任せてもらうこと。そうすると地方自治体は住民の皆さんと 一番近い所にありますので、いろんな希望や話し合いもしているわけですから、ま た各地の特色も現しながら、またそれぞれが全く同じような金太郎飴になることな くいろんな分離ができてくるだろうとこういうふうに私は考えてます。政治理念と しては、要するに経済と政治が今のところ分離しているんじゃないかというふうに 私は考えてます。しかし一番大事なのは政治の執るべき道はやはり経済もあります。 すなわち経世済民であるというふうに私は考えています。世を治め、民をっていう 言い方非常に失礼でありますが国民、我々だってみんな国民ですから、が救われる

もの、これが経世済民、これを略して経済と言うんですから経世済民は政治ですか ら、正に不離一体のものであります。経世済民すなわち経済も巻き込んだような理 想的なこともまたそうなるように要望もしてまいりますし、昨日も県の町村会の今 総務部会長としての任務を果たしてまいりまして、そのことも十分に捉えていきた いということで申し合わせをしたとこであります。そのぐらいにしていただかない とと思いますけれども、是非一つ陳情は、ただ陳情型の一つの一番の突出先の原 理っていうものはどういうことかっていうと、どこでもそうです。国であろうが何 であろうか良いです。一つの予算を出そうとした所、希望が多い時には取りっこに なるに決まっているんです。取りっこの上手い方がやはり同じ我々の出した税金と いってもやはり早く認可された方がそれは、その町はそれなりの経済的に発展する ことは事実であります。したがいましてやはりさきほど十分な予算の中でと言った ことはそういうことであります。それか各自治体に任せてもらうような、そんな地 方分権が更に進んでくることがとても大事なことだと思います。したがいまして今 までは経済も政治も人々もあるいはまたいろんな企業も、あるいはまた人々の生活 も仕方もそれぞれが優秀にがんばっておりますけれども、連携が取れてなかったと いうことであります。したがいましてやっぱりネットワーク的な考え方をしていく とやはり経世済民が出てまいりますし、また国とまた県そして町というものの中の 理想的なネットワーク、同時にまた人々の対するこれから要望その他などに対しま してもバラバラでなくてネットワーク化した中での一つの指標を出していきたいと。 またこの町に許された可能な限りの特徴を出してもっていくべきだとこういうふう に思っております。以上であります。

#### ○岩田(8番)

決意を伺いましたが私はですね、この難局を乗り切るキーワードは地方社会が 持っている密度の濃さ、言い替えれば人と人との人間関係の濃さや絆であることを 指摘しまして質問を終わります。

#### ○議長

ここで暫時休憩をします。なお再開時間は11時45分といたします。

休 憩 開 始 11 時 27 分

再開時間 11時 45分

#### ○議長

休憩前に引き続き再開いたします。質問順位3番、議席3番三堀善業議員。

# 【質問順位3番、議席3番、三堀 善業 議員】

### ○三堀 (3番)

通告してあります質問順にしたがってまいります。 道路問題でございますけれども、まず第1に伊北インター付近から春日街道の先線、羽場の交差点、これらの所は羽北地区道路整備計画で示されてようやく具体的になってきておりますが、その後の動きはどのようになっているか、またこの場所についての利権調整など様々な事情を考えますとこれからなお容易でないと思います。何より優先し予定を繰り上げてでも全能を傾注していただきたい。見通しがつけば年度を繰り上げてでも踏み切る考えがあるかどうかお尋ねいたします。また資料によりますと5段階の計画になっておりますけれども、順序は、時には事情が変われば順序を変えてでも早期実現を図るなどの対応が必要かと思いますけれども、その点もお聞きいたします。以上3点お願いいたします。

#### ○町 長

それでは質問順位第3番の三堀善業議員の質問にお答えをさせていただきます。まず1番の質問で道路問題でございます。いろいろ事情がありまして大変に遅れてきた153号線を中心といたしました道路改良、どうしてもこれだけはやらなきゃならない、私もその熱い決意で今進めているところであります。特に箕輪から153号線の西よりに春日街道がやってまいりました。「辰野へ来たら止まっちゃってどうしょもない」っていうふうな話が箕輪からもまた地域からも出ております。しかしこれもあそこへ到着したのはその予定路線が15年も遅れて到着したわけでありまして、その時のタイミングがこういった経済の大変な時、地方を切り捨てともいわれるような政策が進んでいる時、あるいは県の考え方の都合などによって現状になっているわけであります。これも含めまして153号線羽北のことでありますから、春日街道そして県道が西の方から与地辰野線がずーっと辰野へ下ってきて羽場交差点一緒になり、そしてまた少し153号線を相乗りしてまた相合橋の方へ下ってまかります。で東西線なども大きな高規格道路を既に用意して現在あるわけであります。これらの整西なども大きな高規格道路を既に用意して現在あるわけであります。これらの整

合性も含めて、153号線あるいはまたご指摘のような羽場交差点渋滞解消というこ とで進んでまいります。今までは行政は県や国と相談してこうあるべきだと、この 路線だというような形の中で地域に下ろすという言い方は失礼ですが、一応行政用 語では下ろすということ言っております。下ろして区民、住民のあるいは地権者の 協力方を求めるということでありますが、その方式だけではなかなか理解されない、 個人財産もありますしいろいろしますので進まない。構想だけできて止まっちゃっ たというふうなことも多々あるかと思います。今回の方式はその地域の住民の皆さ ん方一緒になって加わっていただいて、言わばワークショップ方式を取らせていた だきました。伊那建からも来ていただく、町ももちろん出る、しかし区民の皆さん 方の話を優先させて、最初「あーでもない、こーでもない」バラバラ、しかしお互 いにそれぞれの主張は否定し合わないと。しかし段々、段々考えていく中で一つの 路線が生まれるだろうということでありましたが、約半年ちょっと掛かりまして今 年の2月末、3月に掛けて構想が決定したところであります。したがいましてさき ほどの春日街道、与地辰野線、153号線、東西線、またほか町道・農道もその中に ございますがそれらも必要な所も一部拡幅して全体構想はできたところであります。 したがいましてそうなってまいりますと住民の皆さん方も地権者もいますし、地権 者でない方もいますがみんなでもって造ろうという意気が盛り上がったところであ ります。「今後の道路造りはこの方法しかない」って私は断言できるほど今の現状 は住民と一緒になって、抱き込んで、ともに考えてともに不便な部分をなくしてい こうと、こういう政策を執ってるところであります。したがいまして今までのよう な方式より相当早く進むものといたしております。その中の住民の皆さん方の町の 考えもそうでしたし、伊那建の考えもそうでしたが、まず一番渋滞している羽場交 差点の都市型右折レーン付き交差点に改良からいこうというふうなことで相一致し たところでありますので、現在地権者の皆さん方に区民の皆さんも、また町もまた 県の方にもお願いをして交渉をしているところであります。 思ったよりも早くいけ そうでありますし、構想ができれば予算はさきほど陳情型云々ともありましたけれ ども、やはり陳情しなければ、また政権が代わってもこういった必要道路は当然 やってくれる筈でありますので、また政治家だけでなくまた官僚の意見もしっかり 聞きながら、またこれを着工して進めていきたいと、こういうふうな現在でありま す。したがいまして時によっては繰上げの着工もありうるということを逆に予定が

少し遅れるとか 2、3箇月遅れるとか、年度またいだっていうこともあり得るかもしれません。こんなようなことでしっかりした辰野町の道路をやっていく中で、通過交通はしっかり通し、また生活道も一部兼用しておりますので生活道でもあまり危険のないように、そして交通がスムーズにいくような方法を取っていくつもりでありますので、よろしくご協力方お願い申し上げたいと、これで答弁に今の答弁に代えさせていただきます。

#### ○三堀 (3番)

はい、分かりました。次に 153 号線及び竜東線の狭隘な箇所の問題ですけれども、153 号線では新町、宮所地籍が大変狭い箇所がございます。竜東線では平出交差点はよくなりましたけれども、それから東小学校の方へ向けての区間、拡幅歩道整備が急がれます。現在どのような計画であるか、特に通学路になっている所は最優先で実施していただきたいわけでございます。今度民主党政権になって 2 万 6,000 円を配るだけが子育て支援ではありません。安全・安心も大切な行政支援でありますので、そのへんの考え方をお聞きいたします。

#### 〇町 長

まずそれでは竜東線の方からお答えを申し上げます。これは辰野が独自で同時に独自じゃなくて上伊那関連市町村一緒になって竜東線道路改良促進同盟会というものがありまして、その中で進めている部分もあります。町独自に提案することもあります。そういうことで辰野はその中で相当進んだところであります。まだまだ、と言いますのはこれは加盟しているのは伊那であり、南箕輪は東側に地籍があまりないもんですから、それで伊那があり駒ヶ根あり、宮田もちょっとそこ引っかかる所がないもんですから竜東線の方には、それで飯島、中川と一緒に組んだ期成同盟会であります。私も土木振興会長の時にそれを相当促進したつもりであります。そういう中でおかげさまでごらんのとおりでありまして、相当平出交差点は都市型に右折レーン付きの立派な交差点に生まれ変わっております。また樋口地籍、後ずーっと見ましてもほんの一部ちょっとまだ拡幅がいろんな事情でできない所もありますが、これも着工をするよう交渉してまいりたいと思いますが、そういう中で今のご指摘の平出の下町、特に東小近辺の歩道などであります。権兵衛峠の開通などから車輌量も少し増えたというような感もあります。データももちろん持っておりますが、極端ではないですが、しかし増えなくても増えても非常に危ない所であ

り、交通事故も人身事故も起こった所でもありますのでということであります。今 現在その間は平出交差点から城前交差点までの間の狭い所、特に歩道が狭い所を現 在用地買収に県にお願いをして伊那建設事務所が入っております。用地買収が済め ば理想的なこれが例えば 2.5 mの歩道っていうんですけれども、 2.5 mもいるかど うかはちょっと別にしてもう道路構造令、町で買ってやるなら別ですけれども国・ 県の予算を付けてやる場合には規定がありまして、でも広ければ広いほど良いわけ でありますがそういった 2.5 mの歩道を設置するように進めている最中であります し、もうじき一部着工になるか先に用地買収を進めてしまうかというとこでありま すから、見えてはいませんけれども、相当進んでいるものと期待していただきたい とこんなふうに思います。やはり道路事情はさきほどらいお話しているとおり大変 大事なことであると思います。なお次は 153 号線の所でさきほど羽北の 153 号線を 含めた道路網の話が出ました。それから新町からずーっと宮木、そしてまた宮所 ずーっと通って小野まで抜けて塩尻に行くのがご存知のとおりの 153 号線でありま す。一部小野の入り口などを鉄道とも話をして伊那建にお願いして拡幅した、でき た所もありますし、一部まれっ方の歩道も造った所もありますし、また明倫館の近 くなども非常に危なかったものですから、思い切った 2.5 m取れませんでしたけれ どもとりあえずの歩道が柵付きでできましたし、というようなことは進めておりま す。同時に徳本カーブにつきましてはご存知のとおり、来年の秋竣工を目指してド ンドンと進めているところであります。政権代わってもこういうように着工したり、 また本当に必要なものはやってくれる筈であります。道路特定財源の問題、一般会 計化、あるいは必要な道路やる云々なんていう話もありますけれども、新しい政権 であってもこれは、要するに新しい政権になってガラッと変わることもあるでしょ う、方向も。しかし例えば役場で誰が町長やっても印鑑証明を発行するとかですね、 規定された国保はやるとかですね、それと同じように誰がやってもやらんきゃいけ んとこある筈ですから、その中に組み込むように交渉もしてまいりますし、続けて していきたいと思いますし、それで新町から小野までの間に関しましては、小野の 先もそうですね、善知鳥峠まで行くまでの間、あるいはどこでバイパスをするか、 あるいは現道拡幅改良するか、これに対してはおかげさまで町では成功しまし た、っていう言い方は大変失礼ですが羽北で盛り上がっていただいたように、住民 を主体としてやはりワークショップ方式を取りながら、現道拡幅かバイパスかそう

かってバラバラでここは現道で途中からバイバスになってまた戻って、こんなことはできませんのでやっぱりそれぞれの地域がいろんな結論出したら相関連性を持たせて、またその中で関連のある連合の話し合いもさせていただいて道路路線をまず決めること。決めていきませんと「ただやってくれ、あっちでやってくれ」「ここだけこうだ」っていうのはなかなか今は通らない。昔は特道だとか緊道、緊急地いろいろあるので計画的に、じゃ投資してもこれは活きてくるのか、そこだけ活きても前後はどうなるかとこういうふうな見られるようになってまいりました。そうかって全部見れるように理想的にやれば、余計お金も掛かるわけでありますので逆に予算も付けにくいっていう欠点もありますけれども、なるほど誰が見ても一部だけやっても一部改良だけではほんの一部であるということですから、全路線を早くけやっても一部改良だけではほんの一部であるということですから、全路線を早くちらせていただいて、できる所から着工していくとこういうつもりでいるわけであります。なおくどい話ではございますが、私も任期がきますのでまた引き続きやった場合というふうにくどいようで冒頭で申し上げたわけでありますが、また時間が経ちましたので付け加えさせていただきます。以上であります。

#### ○三堀 (3番)

次に小野バイパスの問題ですけれども、これは後に宇治議員の方からもあろうかと思いますので、私の方では少しだけ述べさせていただきます。小野は古くから要衡の地であるということを考えますと、我々も地域の宝としてやはり取っておきたい、そんな気持ちも強くあります。そしてまた地域の人たちもやはりその地を大切にするという意識も強いじゃないかというふうに感じます。そこでできることなら早くバイパスを実現していただきたい。これ辰野町の小野ということでなくて、今町長がおっしゃられたように羽場の方からずーっと 153 号線が小野の方までというふうになっておりますけれども、先には塩尻市となるわけです。ですから塩尻市との足並みを揃えてやるべきルートであろうかと考えます。連携することで加速するのではないかと考えますので是非進めていただきたい。細かいことについては宇治議員の方からいろいろとまたその土地のことの理解を私にはよく分かりませんけれども、宇治議員の方からはいろいろとあろうかと思いますので、その方に回します。次に2番目として財政基盤の強化という点を一つ質問申し上げます。財政4指標が本会議初日に発表されまして、特に実質公債費比率、さきほども町長言っており

ましたけれども、4年近く前から24.2%ですか、それがここでは18.2%、これは3年間の平均値ですから非常に高く評価される、瞠目に値する数字だというふうに考えます。今後下水道のように150億とか200億とか掛かるような超大型の事業あれば別ですけれども、そういうことのない限りは今後は18%を来年からはずーっと上回ることはなかろうというふうな感じは受けます。そこで更に財政基盤の強化のために町長の進めてきた企業立町、なお強固なものにするようにこの景況感の悪い時こそ力を入れて欲しい。特に地球温暖化に向けた世界の趨勢は今後不偏と考えます。さきほど岩田町議の質問にもありましたように、やはり地域の業者を育成する、要請するこれが非常に大事なことだと思います。どうかこれからこの地球温暖化阻止に向けてのこの産業にある企業というものが、脚光を浴びる筈です。したがってそうした業界の企業を誘致し、実現できれば非常にベターだと思います。年収も1億3,000万ほど税が増えたという話もございました。今後企業誘致についてはどのようにお考えになっているか、企業立町を掲げる町長、一大居住拠点都市構想にも通づるものがございます。雇用創出、人口増というものにつなげるためにどのようなお考えにあるかお聞きいたします。

#### 〇町 長

それでは2番目の質問でありますが、財政基盤の強化及び企業立町を更に推進、雇用創出、人口増へと、こういう質問でございます。お答え申し上げたいと思います。さきほどもちょっと触れましたけれども、国が急に作り出しましたあの指標で実質公債費比率というものがありまして、当時24.2だったですか今ご指摘のとおりだと思います。これであまり良くない、県下ではワースト3だったという下から3番目だということでびっくりしたところであります。しかしそれは預金とか基金というものを見てなかった、ただ借金対収入・支出どうかと比べたものでちょっとその指針自体にも問題はありますが、それも国の方もいろいろ指標を他のものも実質赤字比率とかいろんなものを沢山出してきました。今は非常に右も左も上も下も真ん中も見て、一つの財政基盤がどうであるかっていうことを判断するようになりました。もちろんこの実質公債費比率もそうであります。これは18.0以上が新たに起債を借りる時に許認可が必要な段階であった筈です。これをご指摘のとおりわずか3年で今現在は18.2であります。予定より少し早く進んでます。上伊那の大きな都市も大分健全化が進んだということで、今19.6なんていう数字を発表しております。

が、ずーっと辰野の方が進んでおります。それでよくこれはいらんことであります が、町長室へはある、あると言いますかあちこちと言った方が良いのかもしれませ ん。そんなに沢山ではないですが、こういう指標が公開されてますのでどういうふ うにしてそうなったという問い合わせが私のところにあります。「全部答えて一口 には言えないって」こういうふうなことにいたしておりますが、この間はホタルも 絡めて千葉県からもある町が視察に来て、なおこのことにも既に触れてましたので びっくりしているところであります。本当に皆さん方のおかげで、皆さん方という のは町議さんたちのご理解、また町の職員の理解に対して積極的に努力、また住民 の皆さん方の努力をいただいてこのような数値、もっと言うと奇跡的な数値になっ てきたと、こんなふうに考えております。したがいましてこれは3年間の平均です から去年の数字で3年前と比べて18.2ですから、去年だけ取れば当然18を切ってま す。今年だけ取ってみても相当切っている筈です。今年は3年間の数値入れまして も当然18は割ってくるわけでありますので、健全財政であります。ただ健全財政だ け健全だからって喜んでいるっていうのもまた一つの見方では問題もあるやにも感 じますが、いずれにしても国の規定数値を下回っているということは非常にありが たいことであり、今後も必要に応じて住民の皆さん方の要望があった時にこういっ た数値が活きてくる、起債を借りてくるのにも活きてくる。必ずそういうふうに なっているということを付け加えさせていただきます。 なお 1 億 3,000 万とか言い ましたが、言われましたけれどもさきほど私も触れましたけれども、これは来た企 業だけでそれだけの増収になっているとこういうことであります。したがいまして 来た企業に対しましては、特例措置も一部設けてありますので、これは今のままの 新しい企業が来ただけで計算していきましても年々これは増えていくことは間違い ありません。固定資産税も全部入ってますので不況などにも関わる部分もあるし、 関わらない部分もあってそんなような数値は伸びていく、やはり企業誘致して良 かったなというふうに思ってます。さて今後についての質問であります。これは一 生懸命更に進めることであります。現在東京事務所へも職員を派遣し、私も東京へ さきほど陳情って言ってはいけないんですが、要望などに行った帰りにも必ず寄ら せていただいたり、また1、2紹介を受けたりまた検討していただいたりとこんな ことであります。しかし1にも2にもこの世界恐慌の中でありますので各会社に元 気がない。元気はあっても方向性はいつも言ってますとおり日本の会社ということ

になりますと人件費のまだ安い東南アジア、中国の方へ出るのが先決になって元気 な会社が日本へまた会社を増設して更に生産を増やそうなんてのは本当に少ないで す。よく辰野へは南パルさんの跡地、具体的には出してはいけないんですが、辰野 の中央の中央の場所にあります工場跡地に対して大きな会社が、この日本の中へよ く来てくれたな、涙が出るほど喜んでるところであります。しかし情報を沢山取っ ていけば全くないわけじゃありませんので頑張っていきますし、さてどこへ誘致す るかということでありますが、企業誘致にとっては辰野町は非常にやりにくい所で あることはご承知の利であります。いつも言っておりますけれども農振法でありま す。合言葉で「頭痛に農振」なんて言うシャレを言う企業も、会社もあるようであ りますが正にそのとおりであります。後は埋蔵文化、これもダメっていうことじゃ ないです。そういった制約がある中ですから誘致してやりにくい所だと。しかしめ げずやってます。それで前にも北沢工業団地の中で言えば、大きな企業がありまし てその東側空いている所を先に、そうかって町が買い取っておきますとまた実質公 債費比率が、ってこうまた出てきちゃいます。今あっちやらこう、こっちやらこ うっていう時代ですから住民の地権者の皆さんにお願いをして「とにかく農振解除 をさせてください」と、「町としてはそういう予定があります」と、「しかし来た 企業がある時です」と。同時にまた「この収穫が済んだら埋蔵文化を調査させてく ださい」と先に外しておくように今進めているところであります。それで企業誘致 もさきほど言いましたようにいろんな所にお願いを申し上げて、一人でも1件でも 2件でも大きくても小さくても中くらいでも来ていただくように努力をしていきた いと思います。なお来ることによって環境問題が崩れるようではいけませんので、 またそこで制約があって象が針の穴通るほど難しい部分もありますが、やってのけ れないことはありませんので一生懸命それを確立するように進めていきたいとこう いうことであります。以上であります。

#### ○三堀 (3番)

是非、町の中の声を人口増につなげるような努力をこれからもお願いします。この今までのこの2点につきましては、町長さきほどから私がいればというようなニュアンスの言葉を使いますけれども、4期を目指すからには是非力強くこれを進めるという決意を示して欲しい。そんなふうに思います。

次の質問にまいります。地上デジタル化の対応ですけれども、9月1日から総務

省による 2011 年 7 月 24 日で終了するアナログ放送から地上デジタルに変わるわけでございますけれども、その移行のための説明会が始まっています。出席してみますと殆どがLCVに加入していることと出席している人たちはほぼ理解しているように見受けられました。問題は出席されない方々の理解をどのように深めて、またそうした人たちのフォローをどうしていくか。電波の弱い地域への対応はどうか。操作の技術的なものが原因なのか、機具の不具合、老朽化、アンテナなどの問題いろいろあると思いますが、いずれにしてもスムーズな移行になるよう十分な対応ができるかどうかを伺います。また難聴地域解消のためのサテライトを更に増やしていくことも考えられますが、どのような対応を考えているか。それから学校では特に中学校では授業などにテレビを使うと考えますが、学校での地上デジタル化はどうなっているか、その3点をお伺いいたします。

#### 〇町 長

それでは3番目の地上デジタル化が進むがどのようかということで、ご質問にお 答えしたいと思います。これは当町だけでなくて、まずはなぜ行うかということで すが、電波を使うのが非常に増えてきて、携帯電話の電波だけ見ましても個々に 持っているということでありますから、何千万というような電波の種類が必要に なってきます。相乗りの一部分を使うにしましてもとても大変であります。それを 電波法で引っかかっちゃったり、混線しないためにデジタル化というものは進める わけでありますからこれは国の方の進めることも、当を得ているかなとこんなふう にも考えてます。しかしせっかくある今までのアナログ方式のテレビなどが難視聴 という形になります。前のテレビですとアナログですと弱い所は弱くザーッとざら めが入って見えるし、強く普通にくればはっきり見えるし強すぎると今後はゴース トが起きちゃうというふうな現象が起きてくるわけですけど、このデジタル化って いうのは 1 か 0 、 0 か 1 、 100 か 0 と言った方が話易いと思います。弱くて映らん となればちょっとも映らない、仮にちょこっと映るような状態になってくると今度 100%映っちゃうと。映るか映らないかということで大変なことに実はなってくる わけであります。これは県の町村会のたまたま総務部会長やらせていただいてます が、私の担当のこの問題でありまして昨日もそのへんの話もしてまいりましたが、 県下では辰野どこじゃない大変なことで、その村全体が全然難視聴になっちゃう。 これからお話申し上げますが「ケーブルテレビなどでどうですか」と。「ケーブル

テレビも入っていない」「来てもくれない」という所も沢山あります。特にあえて 言ってもしょうがないんですけれども、とにかく沢山あります。特にやはり下伊那 の県境の方にも多いしそうばっかじゃありません。長野市の近辺にも出てまいりま す。ということでさあどうしようかということで、笑い話で下伊那の境の方は今で もどちらかというと愛知県の電波の方が強いですから、普通のアナログであっても、 長野県の電波は殆どだからなんか取るようにサテライトを造って長野県電波を受け るかって、そんな面倒臭いことはしないと。したがってあちらの方へ行きますと笑 い話ですけれども、県知事は愛知県知事が長野県知事だと思ってるぐらいのことを 言うぐらい長野県の方が映らないそうです、現在でも。しかもそこも一気にこれ解 消ということが話題になってますので、進めてまいりたいと思いますが幸い辰野町 の場合は一応この電波の弱いっていうのは小野、川島、そしてまた小横川、上野、 沢底地域などが指摘されます。しかしケーブルビジョンを結んでいればこれは一気 に解消いたします。特に自分の所でなんとかするとか、町で何とかするとかいうこ とでなくて大丈夫であります。ただ個々のテレビに関しましてはデジタル対応のテ レビに変えるかあるいはブースターって言いますか一つのチューナーの何て言うの あれ、STBとかいう部品を付けていただくかという形で映りますので、町として 大問題のサテライト造るということではないだろうとこんなふうに思っております。 現在辰野町ではLCV加盟者が90%ありますから、後10%が難視聴かってそうでも ないんです。見れる所でLCVに入っていない人もありますので、本当に難視聴地 域の中で電波を現在取ってて、デジタル化で見れなくなるっていうのはほんの僅か であります。そこに対しましての対策はLCVの方にもお願いするとか、ほかの方 法をまた考えて進めさせていただき、2011年7月よりデジタル化、これ若干遅れ るっていう話もありますが、でも決まっている以上はこれに向けてそういうことの ないように努力をしていきたいと、こんなふうに考えてるところであります。課長 の方で何かあればお答え申し上げます。

### ○まちづくり政策課長

今回デジタル化につきまして総務省主催でございますけれども、町内の9箇所で 実施をしております。この9月の1日から28日までの予定でございますが、3日間 過ぎましたが9月の1日の下辰野の公民館では33人、4日の平出コミュニティーセ ンターでは45人、5日の樋口コミュニティーセンターでは12人の出席がございまし た。また平成18年でありましたけれども、町主催で町内8箇所で説明会を行っております。また難視聴とかSTBの関係でありますけれども、総務省におきましては経済的理由でデジタル化への対応が困難な家庭につきましては、機材の無償給付等の取組みを行っておりますので、町もそのへんのところに協力をしていきたいというように考えております。以上です。

### ○教育長

今ご質問の学校における地デジ化についてのお答えを申し上げます。前回の議会でテレビの地デジの補正予算をお認めいただきましたので、今回の議会では校内LUNを組むための補正をお願いをしてあります。したがってこれを可決していただければいよいよ工事が始まり、今年度中には町内全学校に地デジが導入されます。 導入数はおよそ 130 台余であります、全部で。中には電子黒板機能付き地デジというのがあって50インチですので黒板の代わりに使えるような地デジテレビも入ります。したがって順調にいけば今年度中にこれが完成するとこういう運びになっております。以上です。

#### ○三堀 (3番)

時間もまいりましたので最後になります。今町長の方からの答弁の中にほたるチャンネル、いわゆるLCVのようなこともちょっと入ってまいりましたけれども、さきほどLCVの加入率は辰野は94%と聞いております。ほかの市町村でも非常に高い数字はありますけれども、実際にはそれを接続してなかったりあるいは殆どそういう利用をしないというのが現実です。その中で辰野はほたるチャンネル、箕輪はもみじチャンネル、塩尻の方は広報しおじり、各行政チャンネルを持っているんですけれども、そのことのアンケートを取った自治体の結果が非常に興味深く、したがって現在町内2,000人に行われているアンケート調査は実はその結果も楽しみにしておりますけれども、なぜかといいますとそのアンケート結果を集計したものを分析してみますと、いわゆる町に住みたい、町に満足しているという人たちの割合が広報、辰野でいえば『広報たつの』ですけれども、行政チャンネル、辰野で言えばほたるチャンネルっていうふうに広報行政チャンネルを見ている人の割合が非常に圧倒的に高い、見ていない人の答えの中に住みたくないとか満足してないというのがやはり高くなっている。これを考えますとこの行政チャンネルをいかに利用するかっていうのは今後の大きな課題じゃないかと、町を理解してもらうそしてま

た町のことを知ってもらうということについてはやはりほたるチャンネルを大いに利用してもらわにゃならんじゃないかというふうに考えます。そこでほたるチャンネルが見られるように接続してもらう、そして見てもらう。情報をより多くの人に知ってもらう、そうすれば町への評価、期待、協力も違ってくる筈です。時間がないのでその後の一つ付け加えますけれども、このことについては少々金を掛けても番組を上手い番組に編成してもらう、それを配信する。そのために専門のチームを作って町民のニーズに応える、そんな番組編成。これは価値ある投資ではないかというふうに考えます。以上2点ほどにまとめましたけれども、ほたるチャンネルの活用という項目の質問をお伺いいたします。

#### 〇町 長

細部にわたりましては担当課長からお答え申し上げたいと思いますが、今ご指摘のとおり辰野町の行政チャンネルほたるチャンネルということであります。しかしせっかくLCVに加盟しててもほたるチャンネルつなげば、すぐつなげますんですけれどもそれをしてない所もあるという話もありまして、できるだけまた進めるように持っていきたいとこんなふうにも思っております。番組につきましてももう少し魅力あるものにというお話であろうと思いますが、番組審議会あるいは運営委員会、これは有線放送、声だけの、と一緒に行って検討はいたしております。これらにつきましてできるだけ要望も聞きながら捉えているつもりでありますが、なおご指摘でありますので、また研究はさせていただきます。詳しいことに対しましては担当課長からもお答え申し上げます。

### ○まちづくり政策課長

それではお答えをいたします。町内ではですね、議員の申されましたように94%の家庭がケーブルテレビに加入しているわけでございますので、この94%の家庭につきましてはほたるチャンネルも視聴可能な環境にあると推測をしているところでございます。また見ていただくために魅力ある番組をということでございますが、放送内容につきましてもほたるザ・ウィーク、それからほたるプラザ、また平成18年の11月からは町の活力見聞録等におきまして町内の商店、企業の紹介等の自主番組を製作しながら充実をさせてきたところでございます。また現在有線放送に関するアンケートを実施しておりますが、その中でほたるチャンネルにつきましても聞いておりますので、そのアンケート結果等を含めまして番組製作に反映をさせてい

きたい。以上に考えております。以上でございます。

### ○三堀 (3番)

なるべく文字放送からパッと見てわかるような画面放送にお願いしたいと思いま す。質問を終わります。

### ○議長

只今より昼食を取るため暫時休憩といたします。なお再開時間は1時30分といた します。時間までに入場をお願いいたします。

休憩開始 12 時 27 分

再開時間 13時 30分

#### ○議長

休憩前に引き続き再開いたします。質問順位4番、議席7番、船木善司議員。

### 【質問順位4番、議席7番、船木 善司 議員】

#### ○船木(7番)

先日の衆議院選による政権交代で一番心配なのは地方へのしわ寄せであります。 私がこれから質問をすることについても政策変更があってはならないことでありま す。あくまでも地方のため、住民のための国政であることを願い質問に入ります。

町民の健康づくりについて質問いたします。先ず町民の健康づくりに向けた取組みの現状についてであります。心の健康、体の健康は、豊かな暮らしを支えるもとであることは、また併せてそれぞれに自立しいつまでも自分らしく生活できることは万人の願いでもあります。介護及び介護予防については人々の間に大分浸透してきたかと思います。そこで介護予防を含めたトータル的な健康増進について何います。20年度医療制度の変更により町は国民健康保険の生活習慣病対策、すなわちメタボ教室の取組みが義務化され、共生館あさひヶ丘において特定保健指導を、実施していることは承知しております。しかしその該当者は町民の中のほんの一部であり多くの町民の健康づくりについては、町の積極的な取組みについて不安を覚える一人であります。町民の多くの方々が退職等により、いずれ国保加入者になるであろうことを考えた時、町民全体の健康づくりに町が積極的に関与する必要性を強く感じる者であります。一方、特定高齢者運動教室を共生館あさひが丘、老人福祉セ

ンターで、また17区で高齢者向け運動教室を年1回それぞれの区において実施しているなど、高齢者を対象とした多くのメニューに取組んでいることは評価できるところであります。ここで質問いたします。町は全町民の健康づくりに向けた取組みの現状を、どのように捉えているのか伺います。

### ○町 長

それでは午前中に引き続き一般質問午後は質問順位4番の船木善司議員の質問か らお答えを申し上げていきたいと思います。まず町民の健康づくりについてという ことでの捉え方であります。町は健康・保健というふうな形の中でどのように全体 を捉えるかということであります。同時に町が独自に進めてまいりましてもやはり 国の方のやはり意向も、やはりこれ時代とともに変わってくるの無理はないと思う んですが、いろんなことを言ってきております。今までは病気になったら治す、治 療する。その内にその予防という形にもなってまいりました。なおかつまた具体的 にご存知のとおりメタボリックシンドロームということの排除が、前は成人病と 言っておりましたが、今は成人でなくても若い人でも生活習慣が違っていれば病気 になるという形の中で生活習慣病に名前を変えまして、やはりそのことに対する対 策を打ってまいりました。それで高血圧、高脂血、高血糖この3つが大きな病気の もとを成すということで、これをチェックし早めに住民の対象者とまた保健関係と 一緒になって指導をし、また聞いていただきそれで病気になるのを防いでいこうと、 このことはとても良いことであります。したがいまして今度は市町村の方にそれが 下ってまいりまして、特定検診という形で年に一遍は国保の人は国保で、共済の人 は共済で政府管掌とも言われますが、いろいろありますがそういったそれぞれの保 険者のもとで検診をして、そして一定の数値を超えた人はある一定の年限を持って 2,

3年でそれを良くしていく。良くしていかないとそういう人ばかり集まってくる所の国保税は国の補助が減らされるというこういうような罰則を持った、簡単に言うと法律ができてきてまいりました。官僚の皆さん方が考えることは全て法律になりますので守らないと法律違反であります。そういう中で自治体のさきほども話が出ましたけれども、住民の希望に併せたり、また世論に併せたり、そして町の政策に併せたりして町の保健福祉なら保健福祉に関する問題も進めていくことということになってまいります。全てがそのような状況下にあります。それで辰野の場合には

いろいろと昨日第1回目を発足させていただきましたけれども、町の医療と保健と 福祉、保健福祉医療、一口でいっておりますが保健と福祉と医療、それぞれバラバ ラに別個別個にやってますが、元はと言えば船木議員のご指摘のように人間の健康 を守っていく、あるいはまた暮らしを守っていく、暮らしの根本に入ります。それ を進めていくという形になってまいろうかと思います。したがいましてトータル的 にという良い言葉を使っていただきました。正に辰野町の昨日発足いたしました、 保健・福祉・医療の連携という形になってまいります。一言でいうと保健健康、予 防もあるし治療もあるし、また治療後のケアもあります。という形になてまいりま すから、これを一体的に辰野町は捉えてできるものであれば相談窓口、1箇所でも 良いしあるいは各所で同じことを行えるようにしようと、そして今言いましたこの 3 つの連携の中で住民の、大体診てもらう対象になる人間は我々個人でありますの で、これは今福祉のことか、さてはまたこれは保健のことなのか、これは医療のこ となのかと、そうでないその人の生き様の中での健康状態を言っているわけであり ますから、全て同じに捉えていこうと。そして窓口が3つできても良いし同じよう な基本方針にやっていくべきだろうというようなことをこれから展開をして、同時 にまた住民世論にも則って同時に国政の今の特定検診にも則って、頑張っていかな きゃならないとこういうように思ってます。人間ドック行ってきた方は人間ドック の血液検査ほかの数値だけでは今度は特定健診に外れている部分も出てきておりま す。また特定健診でオーケーになりましたけれども、たまたま行きつけのお医者さ ん行って測ってみたら「即入院だ」なんてことも中には出てまいります。ですから そういった検査がダブって違うことをやるっていうよりも同じ身体を診るわけです から、片っ方やったら少し両方に共通のような検査を加えて、どちらか一つやれば 一応その人の今回のデータであるというふうなことであります。保健指導員にあた りましては医者も指導もできますし、また専門な保健師もできます。あるいはまた 許された範囲ではそれぞれの福祉に関係する人も保健的な指導はできる筈でありま す。許された範囲です。看護婦さんもできます。こういったことで捉えて辰野町は 更に介護予防も進めてまいりましたので、また医療関係もあるわけですから、更に 保健と福祉と医療をしっかり合体したものを作り上げていくことはとても大事だと いうことであります。くどいようですが年取った方だけが生活習慣ではありません。 若い方でも生活習慣が狂ってますと、若いうちに健康を害す。医療に掛かるほどで

なくても、もう健診すればそういうような結果が出てくる。そのままにするとやは り医療の世話にならなきゃならない。ひいては入院、手術というとこまで発展して しまうとこういうふうなことであります。したがいましてこっからここがって、こ の切るんでなくてトータル的な考え方は保健福祉医療の連携を進めていきたいと、 住民一緒になって構築していきたいとこんなふうに思います。もっと言いますと例 えば医療というものがここに丸があるとしますと、保健はこんな所にあるんでなく てここに重なっているだろうと思います。ダブって重なってます。それで福祉の方 も別個にここに丸があるんでなくてやはりこの間に重なってこうあると、3つの輪 がこう重なってオーバーラップになってる部分があると、もちろん中心は違います。 真ん中で3つ重なる所も出てきます。保健・福祉・医療が適用する人も出てきます。 医療と福祉だけの人も出てきます。保健と福祉だけの方も出てきます。あるいはま た医療と福祉が両立しないと成り立っていかない場合も出てまいります。これも医 療に関しますいろんな法律が変わってきて、特に非常に重大疾患であります脳疾患 だとか、心臓疾患のような方であっても医療の範囲内では一定の加療を受けますと、 治っても治らなんでもおそらくどこの病院でも、急性期病院は3箇月が限度であっ て3箇月経てば「出てけ」という命令はしないまでも、出るような方向にしむけら れる筈です。ほかの軽微なという言い方は失礼かもしれませんが、そんなに沢山日 数を要しない入院や手術があったとしても、もう最少は1週間、10日、21日そのぐ らいからもう出てかなきゃならないような状況になってます。病院、急性期病院を 出た時には治っているかというと治ってる、治らないに関係ないような措置が今、 これ大問題だと思いますけれども国が取っている厚生労働の方向であります。それ では治ってないんですから家庭で生活はまだできない。それを受け入れるにはどう なるかと、そうすると言葉的には亜急性期、あるいは回復期、前のような慢性期と いう言葉もあります。ひいては療養型という形も前にはあったわけであります。 じゃあその病院とてこれもまた限度があって、ある一定の時間が過ぎますとやはり MSWって言うんですが、看護師さんや先生が言わずにメディカルソーシャルワー カーのMSWっていう方々が各病院に配置されて、辰野病院にも今一人入っており ますが、そういうことは患者さんと家族の方と相談に乗って次はどこだという心配 をするわけです。もちろんそれは医学的にあっている方向でなければなりません。 じゃあ特養だとか老健だとかそういう施設が良いかというと、上伊那の状況は現在

600 人ぐらいの待機、辰野の老健施設であります福寿苑であっても20人の待機、すぐに入れない、というようなこともあります。したがいましてそういったことからいくと福祉の点、在宅であってもお医者さんが往診しなきゃならない。辰野病院のお医者さんも往診することも出てくる。これはもう在宅の福祉の中へ医療が入り込むというこんなようなことでさきほど分かりやすく申し上げましたが、3つの円のオーバーラップ、最大は3つ重なる最少でも2つ重なるっていうような形の中で町は捉えて進めていきたい、以上であります。

#### ○船木 (7番)

町民の健康づくりの具体策の一つでもあります介護予防の本格的な運動設備が整っている共生館あさひが丘には平出、赤羽地区などの地元の利用者が多く町の北部方面の方々は殆ど利用しておらないのが実態であります。 町長はこの偏った実態をどう受け止めておられるのでしょうか。 お尋ねします。

### 〇町 長

その部門だけ捉えますと偏りということなんでしょうけども、そのへんも含めて保健福祉医療の中で今後は検討していきたいと思いますが、やはり需要度の問題、それから受け入れ人数の問題、そんなことも地区だけでなくて相当考えられますので研究してかなきゃならないとこんなふうには思っております。以上です。

#### ○船木(7番)

偏った部分についてはこれからの検討課題だというふうに理解をしながら、次に進みます。高齢化がますます進む今、共生館あさひが丘だけでは設備の不足が懸念されるため介護予防の拠点づくりに向けた、川島児童館跡地利用の進捗度について質問してまいります。川島児童館の休園から2年が経過しようとしております今、かつて子どもたちの大きな声が聞こえた館も、ひっそり草の中に佇んでいる現状であります。川島児童館跡地の有効活用については、町の指導も受けながら川島区として何回も検討を重ねて見出された結論は「町民及び近隣市町村の多くの方々にこの地を訪れていただき施設をご利用いただき、この地域に活気を取り戻そう、そして町民の生きがいづくりの拠点にしよう」という区民の意見が一致し「介護予防の拠点づくり」を町長に陳情したのが8月の3日でありました。まず心の健康づくりができる場所の確保についてであります。それは料理教室で良し、陶芸づくりのサークルで良し、またおしゃべりのグループでも良しとするものであります。併せ

て身体の健康づくりの施設整備と、周辺の既存設備を活用したトータル的な施設の 創出であります。具体的には、運動器具を導入した施設やマレットゴルフ場などの 利用、併せて豊富な木々の中での森林浴、ウォーキング、そしてかやぶきの館と連 携をした食事及び入浴をセットとした健康メニューの創出であります。そこで当然 のことながら高齢者も含めた全世代の健康増進に向けた運動習慣を身につけること こそ、効果的な介護予防であると思います。さまざまな年代の人々が一堂に会して の運動や、コミニケーションを図ることは、地域が活性化し辰野町民の健康増進に つながるものと確信をしたします。併せて、現在老朽化が激しい川島診療所を近い 将来併設することで医療福祉の健康ゾーン創出につながるものと確信をいたします。 以上多くを申し上げましたが町長の強いリーダーシップの下、早期実現に向けた進 捗度を伺います。

#### 〇町 長

川島地区の児童館の跡についての言及だと思いますが、このことに対しましては 今議員のおっしゃるとおり、つい先月に川島地区からの要望を陳情と言いますか受 けたところであります。これに対してどうするかっていうことに対しましては各地 で介護予防施設がありますので区民の皆さん方が、そういった結束された強い要望 と利用目的を鮮明にし、また利用者が出るようなものであるならばやはりそこに対 しては介護予防施設は適当であろうと私は考えております。ただ介護予防施設とい うことでありますので、やはりあちらこちらへも構築してこれから図って使ってっ てもらうわけでありますが、それと準じたものであろうということをまずお考えい ただかなければならないとこんなように思います。全体を網羅したいろんな器具を 入れた大々的な共生館あさひが丘などを、あちらこちらへ造るというようなまだ データは取れておりません。ああいった介護予防と言いますか、機能訓練、機能と 言いますか運動訓練ですね。こういった所が必要であるというようなことになって くれば、これは川島だけでなくて川島も小野も北大出もとあちらこちらへまた配備 してかなきゃならないと思いますが、いずれにしましても介護予防的なお話をいた だきましたんで、それに対しては前向きに対処したいっていうふうに思います。た だし介護予防である以上やはりほかの所に造りましたものと、やはり同じような取 扱いをまた同じような内容を持った機能のものにしていかなきゃならない。したが

いまして管理も同じような形になっていくだろうというふうに私は現在は考えてお ります。今議員のおっしゃられました、かやぶきの館自体も薬膳料理、農業構造改 善事業でありますがその中で薬膳料理、やっぱり医食同源でありましてやはり病も 全て食からということで本物の農業、本物の薬膳料理を提供する健康を考えたもの であります。そういうところですぐ下にありますその場所、あるいはまた川向こう にありますいろんな自然豊かな森林、また山荘も個人のものだそうでございますが、 どのように扱えるのか、釣りを楽しむこともできますし、ウォーキングもできます し、またマレット場などもありますし、ゲートボールがどうなりますか、そんなよ うなことの応用は非常に造りやすく、また関連、連携も取りやすい所であるという だけにこの介護予防ということに対してはその所へ考えてかなきゃならない。川島 診療所の問題が出ましたがやはりいろいろ老朽化してということでありますから、 そこへ一緒に布設していくということはやはりこの予算の問題やら、あるいはまた 考え方の中からすぐにはそこへという同時進行はできないものと、またしない方が 良いだろうと、しかし川島診療所は診療所で別に考えていかなきゃならない。どう してもそこへということになれば別個にそこへ同じ所へ布設していくことは可能で ある。今回そこへ介護予防施設ができるからといって、それも含んだものも造ると いうことはちょっと不可能であろうと、こんなふうにも考えております。事情は議 員さんもお分かりのとおりだと思います。いずれにしましても箱ものは箱ものって よく言われておりますので、箱もので一番いけないのはそこを造ったら利用されて ない、意味がない、こんなようなことだろう。あるいはまた使用目的に関して高額 なお金を掛けすぎていると、世の中には 100 億ぐらいの箱ものもありますから。い ろんなオペラが見れるとか、歌劇が見れるとか、あ、歌劇とオペラー緒ですか。そ ういった大施設もあるわけですが、この利用度からなんかから見て適宜かどうかは 判断しなきゃならない。しかし使われているものをみんながそこを、だから年間に 辰野で造ったものは全部利用度が出ております。少ない所でも年間 2,000 人とかで すね、そんなようなことで延べ人数です。そういったことを当然構築の目標にいた しておりますので、是非一つご理解いただいて介護予防施設などはそんなことで町 の方も、国の制度の問題はどうなるか分かりませんが国にも持ち上げていかなきゃ ならないだろうと、こんなふうにも現在は考えているところであります。大きく見 て辰野町で今どうしても欲しいなぁと夢でありますが、これもやって私がやった

らっていうことになるでしょうけども、要望の強い、一時強くありましたが水中歩 行というものはとても大事だろうと私思っております。これからお年寄りでちょっ と足の骨折って、ちょっとと言いますか大腿部の頸部骨折なんてえらいですから、 そのまま歩けなくなる方がありますが、それは歩こうと思っても杖をやってももの 凄く痛い歩けない、しかし浮力を使ってやることによって筋肉が鍛えられる、筋肉 が鍛えられると杖付いてももっと歩ける。そのうちに強くなって杖が取れるという ようなこともあります。これこそ医療と福祉の連携になるだろうと、またそれに対 する保健の指導も必要だろうと思うことの中で今の川島のことには直接関係ありま せんが、そういったこともお金が掛かりますから大変でございますけれども、南箕 輪の大芝の所へ大芝祭りに行って前からそう思ってましたが、つくづくそう感じた ところでありまして、辰野には水中歩行の所が最初から全部じゃなくても、どっか へ人が集まりやすい所へできればいいかなと。しかし行くに相当時間が掛かっ ちゃったり、利用する人たちが不便を感じるようではこれはもうダメであろかなと いうようなことで、考えなきゃならないというふうに現在は思っております。 ちょっと質問から外れましたけれども、一応町の意向としいては現在は私はそう考 えております。以上です。付け加えまして保健福祉課長の方からこれに対してもっ と細かいところがあるならば、答弁をしていただきます。

# ○保健福祉課長 ありません。

#### ○船木(7番)

介護予防を含めたトータル的な健康ゾーンの創出、これをこの認識を確認をしこ の施設は町民の健康づくりに不可欠であるということを再確認をして、次の質問に 移ります。

小中学生の不登校について質問いたします。 辰野町における小中学生の不登校のまず現状についてであります。 先日の新聞に全国及び県内小中学生の不登校について、 2回にわたり掲載されておりました。 その内容は20年度県内の小学生で、病気や経済的な理由以外での不登校児童は 1,000 人当たり 5.0 人で全国最多と言う結果でありました。 なお中学生は 32.2 人と全国 5番目に多く、小中学生を合わせた不登校生徒数は 2,723 人で 1,000 人当たり 14.2 人と、神奈川県の 14.5 人に次いで多い結果でした。 次に辰野町についてでありますが、小学生は 5.5 人で全国最多である県

の 5,0 人よりも 0.5 人多い結果でした。中学生は 27.5 人で県との比較では 4.7 人少なく、小中学校全体では 12.1 人で県の 14.2 人より 2.1 人少ない数値であります。したがって小学生の不登校は全国平均を大きく上回り、小中学校全体でも全国平均の 11.8 人を 0.3 人上回る 12.1 人と言う数値に注目すべきと思います。子供の数自体は減少しつつあるにもかかわらず、不登校の子供が依然多いことは憂慮すべきことと思います。日々不登校の子供たちと向き合う現場からは、社会全体の問題として当事者以外へと認識が広がることへの期待感も出てきており、大きな社会問題として重く受け止めるべきと考えます。ここで数値の大小を一口で云々すべきではないと思いますけれども、長野県の矢崎教育委員長は「大変重要な問題と考えている」こう表現をしております。辰野町はこの数値をどう受け止めておられるのか見解を求めます。

#### 〇町 長

由々しい問題だと思います。昔の方が子どもが多くてこういうことは少なかった。今は少なくてこういった対象者と言いますか、実際に不登校になる方が多いということであります。できるだけ減らして適宜またそういった教育をしていただくように教育委員会の方にお願いをしてありますので、教育長の方からお答えを申し上げますが、まずは少子化で家庭へ帰っても兄弟か外との関わり合いのない遊べない子どもたち、したがいまして集団の中へ入るのは不適応、性格的、病的な方もありますが生活習慣、それこそ小学生の生活習慣の中からそういうものが出てきてしまうこともありますし、また対人関係がとっても苦手だとか、家庭的に問題があるとか、あるいはいじめられる、いじめる、あるいは無気力だとか、そんなことがいろんなことが絡らんできて一つの原因でこうだということはなかなか言い切れないようであります。それらにつきまして教育長ほかからお答えいただきます。

#### ○教育長

只今のご質問の件でございます。数値の受け止め等でございますが、平成20年度の統計につきましては今議員さんご指摘のあったとおりの数字であります。町における小学生の比率は大変高くなってしまったと、こういう結果でございました。しかし年によってですね数値は多くなったり少なくなったりいたします。20年度は今のような数値でありますけれども19年度、18年度、17年度というふうに遡ってここ

のとこ数年の傾向を見てみますといずれもですね、20年度ほどではありません。小 学校におきましても20年度は今 1,000 分費で 5.5 ということでございますが、19年 度は 3.1 、18年度は 3.0 、17年度は 3.8 というふうに多い数字ではありません。し たがって中学生も含め全小中学校含めてもですね、いずれの年も県の平均よりは低 いのが辰野町であります。したがって数字としては概ね全国平均並かなというふう に数値を捉えているところであります。しかし平均並ならそれで良いかっていうわ けではないので、今町長おっしゃいましたように一人でも二人でもこれは少なくす る方が良いということは考えております。大切なことは多少の数値の変動よりも向 上が見られるかどうかということを大切に考えたいと。この不登校の数値は全国的 に30日を超したものを不登校というふうにカウントをしているわけでありますけれ ども、例えば40日休んだりしてもその後出てこれるようになったとかですね、ある いは今まで全然学校へ来られなかったのが、夜なら来られるとかですね、保健室ま でなら来られるようになったとかですね、教室の近くまで来れるようになったとか、 あるいは中間教室なら行かれるようになったとかいうような、そんな向上を少しで も見守りたい、また中学3年を卒業する時には進路をキチッと決めて出て行かれる ような、そんな向上を願うことが大切かなあというふうに思っております。県の矢 崎教育委員長もまた山口教育長もこれは大変な問題だというふうに言っております。 昨日たまたま町へも通知が来ましたけれども、県としても県の不登校問題を研究し 対応する委員会を今度作りたいとこういうふうに言っております。 県と協調しなが ら不登校を減らす努力をしていきたい、こんなように考えるところであります。

#### ○船木(7番)

不登校の多い少ないという数字を問題にするんではなく、不登校の数があるとい うこと自体に意を注がねばならんというふうに思います。

次に移ります。不登校の原因について伺います。県教育委員会教学指導課心の支援室では「不登校は原因が多種多様、複雑で難しい」と考え込んでいる記事を目にしました。また県でまとめております「不登校となったきっかけと考えられる状況」の中では不登校の大多数はその他本人に関る問題、すなわち不安など情緒的混乱の項目に括っております一方、大きな問題でもあります「いじめ」に起因する事象は県内では非常に少ないこと、及び辰野町では1件も見当たらないことは一種の救いでもあります。しかし、危惧されることは不登校の原因究明に当たっては、あ

らゆる角度・多くの視点から検討されているかどうかということであります。 不登校の原因は教育現場、家族との生活、人と人との関わりの難しさなど人間の心の問題として、時間を掛けて取り組んでいくことの重要を感じますけれども、辰野町での原因究明の取組みについて伺います。

### ○教育長

原因の究明ということでございます。文部科学省が調査をする時にはですね、原 因を12、13に限定してその中から選ぶようになっています。したがってですね全国 的には今議員さんご指摘のように「本人に関わる問題」という所に丸が付くのが一 番多いわけであります。長野県においてもここが一番多いし、辰野町においてもこ こが一番多いというふうになっております。具体的に申し上げますと「本人に関わ る問題」というのはどういうのがここに属するかといいますと、対人関係への不安 でありますとか、それから対人に対する緊張感とかですね、それから集団への不適 応とかあるいは被害妄想とか過剰反応とか、それから無気力とか本人の性格的なも の、あるいは家庭生活の乱れというようなそんなのがこの本人に関わる問題という ところに入ってくるわけであります。そのほかといたしましては、例えば学業の不 振でありますとか家庭の急激な変化でありますとか、いじめでありますとかそんな ようなものが沢山ほかにもこうあるわけでありますけれども、いずれにしましても 本人に関わる問題というところが一番多いという状況でありまして、更にその原因 というのはもっと深く究明しなければ分からないところもあるし、個々によってか なりケースが違うだろうというふうに思います。そしてまた今言った原因は休み出 すきっかけになる原因でありまして、きっかけと同時に何十日も何百日も続けて休 むということになりますと、その休みが続いている原因っていうのもまた究明して いかなければいけないだろういうふうに思うわけでありますけれども、依然として 情緒的な混乱が続いているとか、あるいは無気力が継続しているとか、それから文 部科学省の指導の方針にもですね「登校刺激をあんまり与えない方が良いぞ」と、 「与えない方が軽傷で済むぞ」というような指導もありますので、不登校になって もすぐ「学校へ来い、来い、来い」という指導をしないという方向もあります。

「心身に不調を来しても無理して学校へ行くことはないぞ」という風潮も今大分世の中にあります。 そんなようなことで休みが長引いているというようなことにもなるかというふうに思っております。 原因につきましては申し上げましたように、非

常に個々の問題が多いとこんなふうに考えているところであります。

#### ○船木(7番)

再度申し上げますが、その他本人の問題として括っている点、ここが一番心配であります。併せていじめが 0 件ということであります。現在の調査方法とは別な切り口から原因把握も必要ではないかと思います。調査報告書に示されている数字のバックには「いじめがある」という認識はどうなのか、要は学校の大小を問わず「いじめがある」という前提で取り組むべきではないかと思うけれども、現状はいかがですか。お尋ねします。

### ○教育長

「いじめがきっかけで不登校に陥った」という事例は20年度においては辰野町では 0 であるとこういう結果でございます。全く、いじめそのものがあるかないかということとはまた別でありますけれども、それも把握をしているわけでありますけれども、20年度におきましてはいじめの報告は町内ではございませんでした。以上です。

#### ○船木(7番)

時間がありませんのでそれでは次に移ります。不登校対策について伺います。 辰野町は不登校対策としてどう考え、学校をどう指導しておられるのか、 具体的に伺います。 まず就学相談委員会等の積極的な取組みについてであります。 担当の先生はもちろんのこと、各校の校長・教頭先生、またスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー並びに、就学相談委員会等多くの関係者と多くの組織が関り合う中、それぞれがどう取組みその効果をどう期待しているのか、まず1つ。 2つ目は中間教室を含めた不登校の代替え事項の捉え方と、期待度についてであります。中でも文部科学省は、自宅において学校及び学校外の公的機関または民間事業者が提供する I T 等を活用した学習を行った場合、校長の判断より出席扱いにでき、その成果を評価に反映するとしておりますが、 I T を活用した在宅学習支援について辰野町の取り扱いはいかがですか。また辰野町の中間教室に通わないで、町外に居場所を見つけている児童・生徒への指導、これはいかに取組んでおられるのか。 3つ目として、魅力ある学校作りに向けた支援についてであります。 個々の生徒が魅力を感じて登校できる学校づくりが真に求められるところであります。 辰野町は個々の学校に、また辰野町独自としての具体的な取組み、支援いかが取り組んでお

られるのか伺います。

#### ○教育長

さきに就学相談委員会の取組み、いわゆるその不登校に対する取組みとこういう ご質問についてでございます。町としましてはまず対策として大切に考えたいこと は、担任の先生が一人で抱え込まないという態勢を作っていくということに力を入 れているつもりであります。したがって学校内でもこれに対応するグループのリー ダーとして特別支援コーディネーターという先生を一人指定をしてあります。その 先生を中心に校内の不登校問題や生徒指導問題、または就学指導問題をトータルに 考えていくという態勢を組んでいるところであります。そして校内に限らずですね 専門家の医師であるとか、町外からもカウンセラーをお願いをするとか、そういう ようなことで広い立場からトータルに考えていきたいと、担任一人の責任にさせな いということを、まず大事に考えてきているところであります。それからその2番 目はですね引きこもりになってしまわないように大切に考えていきたいと。つまり もう全く誰とも学校とはコンタクトが取れないというような状況で、引きこもって しまわないようになんらかのコンタクトを作る。担任が家庭訪問に行くとか、電話 を掛けるとかいろいろな、担任がダメならほかの先生が行くとか、あるいは学校以 外で例えば教育委員会の相談員が行くとかいうような形でもって、全くの引きこも りを作らないということを、それから更にさきほども申し上げましたように卒業時 には少なくとも進路先をしっかりとさせたい、そして卒業時でなくても年度の途中 であっても例えば学業が不振であるということが原因であるならば、知的障害児学 級を勧めるとか、あるいは養護学校を勧めるとか、あるいは情緒的な混乱が原因で あるならば情緒障害児学級へ勧めるとかいうような進路の変更ですね、こんなこと を大切に考えて対応をしているところであります。それから続けて学校外の教育機 関についてということでございますが、町の教育委員会といたしまして設置をして いる中間教室がまずございます。中間教室ではこのところ5年くらいの間にここを 利用していった子どもたちが27名ほどおります。したがってかなりここは有効な機 関になっているかなあというふうに思っております。また更にこの中間教室でも適 応しない子どももいるわけでありますので、NPOの組織を活用するというような こともございます。現在ここには箕輪町ですけれども「パカパカ塾」というような NPO組織もございますので、馬の世話をしながら勉強も進めるというようなこん

な塾を利用している子どももおります。また伊那辺りへ行きますとNPOの経営す るフリースクールというようなものもございますので、そこもいかがですかという ような勧め方をしてみたりするところであります。それからITの活用ということ 今申されましたけれども、例えばインターネット使ってですね勉強をすると、その 報告を学校へするというような形かと思いますけれども、そういういうことについ ては現在町内でこれを活用している子どもはおりません。しかし方向としては悪く ないのでできることならばこういったことも、これからは開発していかれるかなあ というふうに思っております。それから最後に魅力ある学校づくり、時間が過ぎて ますので簡単にいきますけれども、魅力ある学校づくりということはこれはもう非 常に大切なことだというふうに考えております。魅力ある学校づくりということは 不登校の子どもにとっても大切なことでありますけれども、そうでない誰にとって もですね、どんな児童・生徒にとってもこれは大切なことだというふうに考えてお りますので魅力ある学校づくりに邁進をしたいと考えているわけです、がその一つ は人的な支援であります。いろいろなことに対応する多用な仕事をしてくれる先生 を沢山配置できるかどうかということであります。県の方で国の基準以上に配置を してくれる事業がありますので、それは町内では精一杯にお願いをして加配をお願 いをしています。町内の学校で現在、16人の県からの加配をいただいております。 特に勉強を楽しくできるように小中連携した学力向上授業のための加配の先生とい うのは、県内に4人しかいないわけでありますけれども、その内の一人を辰野町へ いただきました。それからまた両小野地区におきましては小中一貫教育の研究推進 のために県内にたった一人しかいない加配をいただきました。というようなことで 県からいただける加配は精一杯にいただいております。<br />
またそれ以外に町の単独と して沢山の方々をお願いをしています。ホットサポーターでありますとか、介護員 でありますとか、心の相談員でありますとか、そういった方々、町からの職員を勘 定してみますと全部で42人ほど町内の学校へ派遣をしています。したがって国の基 準よりも町内の学校には58人、またそれ以上の方々を人的に配置をして魅力ある学 校づくりに務めているところであります。2つ目としましては学校内で先生方が研 修をしたりなんかしてスキルアップを図るということであります。不登校に対して もまた授業でありますとか、物ごとの対処の仕方というようなことについても学校 で研修をしスキルアップをすると、授業の研究をしたりあるいは研修会をしたり、

町の教育委員会では毎年1回ずつ町内の幼保・小・中の先生方を集めて合同研修会を開いております。そして不登校に対する対応であるとか、軽度発達障害に対する研修でありますとか、そういったものをしっかりと勉強しより良い学校づくりに務めているところでございます。時間もございませんので多少はしょりましたけれどもそんなところかと考えております。

### ○船木 (7番)

魅力ある学校づくり、魅力ある教育環境づくりこれが最も重要であると確認をしながら、併せて不登校の児童・生徒数が全国トップということ、これがきっかけとなって不登校への問題意識が町民の間に広がることを望みながら私の質問を終わります。

### ○議長

進行いたします。質問順位5番、議席5番中村守夫議員

## 【質問順位5番、議席5番、中村 守夫 議員】

#### 〇中村(5番)

さきに通告いたしました件につきまして質問させていただきます。町税・公共料金の滞納についてでございますが、昨今の不景気の世の中で何が一番町の財政に関わってくるかといえば税金の納入率であると思います。高ければ高い程、財政面ではそれなりに良くなってきます。先日発表されました町税・公共料金の滞納額は7月末現在の総額で3億6,900万円に上るとありました。公共料金は前年同期と比較して減少しているようですが、町税は前年同期に比較して増額しているようです。減額している公共料金は結構ですが、増額した町税分について、増額した原因が何か分かりましたら説明していただきたいと思いますのでお願いいたします。

#### ○町 長

それでは質問順位 5 番の中村守夫議員の質問にお答えしてまいります。対応申し上げまして、細かい数字ほか課長の方からお答えを申し上げたいと思います。 結構この不景気を受けまして、個人も企業も滞納という形が出始めてきております。 したがって滞納額が若干昨年よりも増えているのは現状であります。 このことに対しましてどういうふうな措置を取っていくかということでありますが、いずれにしま

しても税金でありますのでいただくようにしていきたい。ただ辰野町のその額が多くなっているのは「やたら欠損として落とせない」と、と言いますのも滞納してまいりますと前もって分納を計画し本人に了解を求めて、ちょっとずつ払う方式を取っている以上、5年の時効とかそういうのにはあたりませんので不納欠損になっていない、したがいまして数字見ると「1年間にそんなにやっちゃったのか」ということでなくて累計が出ております。したがって累計というのは全部減らさない限り膨くれる一方であります。これはどこの市町村でもそうです。そういう中で単年度はどうだったかということはその1年にどうだったかということが見込めますので、そんなことも指標も踏まえまして課長の方からもお答えを申し上げます。

### ○住民税務課長

それでは今のご質問でありますけれども、平成19年度と平成20年度で比較してどれだけ滞納額が増えたかということでありますけれども、町民税につきましては1,229 万3,000 円。法人町民税は51万3,000 円。固定資産税は1,346 万9,000 円。都市計画税が54万4,000 円。軽自動車税が47万3,000 円。そのほか国民健康保険税ですけれども1,161 万4,000 円ということで、合計3,890 万6,000 円の増ということになりました。さきほど町税の関係は出ましたけれども、国保の方をどういうふうに考えるかということを併せてお話しますと、景気低迷で大変収入が減ったという、保険税の負担が増大したということは町税と同じでありますけれども、特に国民健康保険税の場合につきましては、後期高齢者制度が創設されまして大変納税意志の高い保険者で75歳以上ということで、その方が後期高齢者制度に移行してしまったというようなことも一つの原因になるかと思います。ちなみに後期高齢者の収納率は99.5%であります。以上であります。

#### ○中村(5番)

辰野町を愛しまじめにキチンと納入している多くの町民に反し、事情により今は 払えない町民、分納による町民はともかくといたしまして払えるのに払わない悪質 なケースもあるかと思います。事情により今は無理な者、払えるのに払わない悪質 な者などの仕分け整理がキチンとなされているかどうかお聞きいたしますので、お 願いします。

# ○住民税務課長

回収不納とならないように、どういうような対応しているかということだと思い

ますけれども、基本的には滞納者の方とは分納誓約書を取り交わすということをま ず前提においています。これから納期がくる小野については納税相談ということで、 具体的な納税計画を立てていただいて、それをちょっと文書として取り交わすとい うようなことを行っております。それでも長年納税が滞る場合については差押とい うような段階に進むんでいきますけれども、預金、給与、土地、建物等の財産を調 査を行うわけでありますけれども、調査をする中で差押あるいは納税相談を受ける 中でそういった悪質性とかそういったものの生活状態とか、そういったものを調査、 話から確認していくわけでありますけれども、そういった中で差押するのがあれば 差押という段階に進んでいきますけれども、経済的にも差押するのが土地とかそう いうものもないという、預金もないということになれば税の執行の停止を掛けて執 行停止から5年が経過しますと回収不納として不納欠損処分というようなことを 行っております。 基本的には納税相談という中でその人の悪質性とか状況を見なが らその状況の話合いの中で判断していくっていうことで、できるだけ悪質なものは 厳罰にやっぱりやっていくという考えでおります。これらにつきましては辰野町町 税公共料金等の滞納処分実施マニュアルというものがございますので、それに基づ いて対応しているところであります。以上であります。

#### ○中村(5番)

一度に払えない人のために分納を促したりすることも良いことであろうかと思います。また差押やなんかの方法も厳しい方法ではあるかと思いますが、町税を滞納する方はもっと上の方の国税あたりも滞納してるケースもあるかと思いますが、上の方から順に差押をくらってくると、町村あたりまでくると差し押さえるものがないというような結果にもつながってくるのではないかと思います。過年度分滞納額は今の話で5年経過しますと不納欠損で処理するようですが、どういった処理方法であるのか教えていただきたいと思います。また今までで大きな古い滞納はどのようなものがあったのか、答えられる範囲で結構ですのでお願いいたします。

#### ○住民税務課長

この件につきましては大変詳しい話はこの場ではできませんけれども、古いものとすれば10年ほど古いものも実際にはございます。滞納は執行停止から5年がすると不納欠損ということで債権から落ちるわけでありますけれども、分納誓約がありあるいは税金納付の内入れ等がある場合につきましては、執行が中断されますので

その関係で古い滞納が若干残ってるということであります。以上であります。

#### ○中村(5番)

10年も残っているようなものは分納または途中で入金があったことで続いているということですね。

### ○住民税務課長

はい。

### 〇中村(5番)

分かりました。それでは次にまいりたいと思います。小中学校の給食費滞納です とか、保育園の保育料滞納額、小中学校給食費滞納額、また保育園の保育料滞納額 はどの程度あるのかお伺いしたしますのでお願いいたします。

### ○教育長

給食費等の滞納でございますが、小学校におきましては現在どこの小学校も年度を越すような滞納はございません。 0 であります。ただ今月分が入らなかったとか 2、3 箇月分が遅れたというような事例はありますが、小学校においては現在のところ年度を越える納入ができないという事例はありません。中学校におきましては平成16年度くらいからの滞納が少しあります。 5 件くらいあります。金額にすると15万円くらいになりますが、ありましてこれは催促をしているところであります。また保育園の保育料につきましては、かなりの沢山の滞納がございまして昨年度、20年度におきましては合計で 620 万円余ございます。それから今年度は現在のところ昨年よりも少なくなって 580 万円余が滞納になっております。また過年度ですね、何年も前からの分もかなりあり 3 年以上前というような人たちも 370 万円ぐらいの滞納があるのが現状でございます。これらにつきましては滞納整理を一生懸命やっているわけであります。現在では保育園に入る時にそれぞれの児童について保証人を付けるということをしております。そんなことで滞納を減らそうという努力をそのほかにもいくつかの手立てを打っているわけであります。以上です。

### ○中村(5番)

昔、現金で納入していた頃に先生が生徒に「中村のお父さんから入金がないけれ ど入れるように言ってくれ」っていうような話があったということを聞きましたが、 そういういことは今あるんでしょうか。

#### ○教育長

特別な子どもを除いて殆どが今、口座振替になっております。口座振替でも時々不納になることもありますけれども、さきほど申し上げたように「不納になっているから入れてください」というような通知は今でも時々はやっているわけであります。

### ○中村(5番)

入れない、口座から落ちないようなことをする親が悪いんだと思いますが、子どもに直接言うと傷が付くかもしれませんので、そのへんはなるべく控えていただきたいと思います。次に下水道でございますが、下水道受益者負担金滞納額が 2,700万円ほどあります。下水道普及率 100 %と申されますが、公共桝までの普及率が 100 %のようであり、トイレは汲み取り式、風呂家庭用雑排水は垂れ流し、河川をきれいにするための下水道を造らず、裏の河川が汚れている者もいるのに「俺は強制的に導入させられた、下水道は強制か」そんなお年寄りが現実にいることをつい先日知らされました。更に片や逆の立場の人が、現在導入していない人ですね「そんなお金の掛かることはしない、入れなくたっておとがめがあるわけじゃない、何の不自由もない」そんなことを言う人が本当に先日おりました。公共桝から家庭までをどのように勧誘、指導して本当の普及率 100 %を達成するためどのように取り組んでいく所存かお伺いいたします。下水道が入れば負担金も払い易くなり、その分の滞納が減少するかと思われますのでお願いいたします。

#### 〇建設水道課長

下水道、受益者負担金の滞納額が 2,700 万余ということでありますけれども、将来のですね宅地あるいは住宅を建てることを見込して農地、畑や田んぼに公共桝を入れている場合がありましてその場合につきましては家を建てるまで、受益者負担金の猶予をしている関係で受益者負担金の過年度分の滞納という形になりますけれども、額が多いという形であります。これは本人が実際に家を建てる場合につきましては、一括納入していただきますので宅地化が進めばそれだけ滞納額というのは減っていく段取りであります。それでまだ公共桝が実際にあって現在住んでいる方でなおかつ宅内の配管をしてないという方がいらっしゃる、確かにいらっしゃいまして九十何%の普及率でありますけれども、100 に近づける努力というのは下水道の受益範囲内では毎月担当の係の者がですね、伺ったりあるいは手紙を出したりして普及100 %には近づけておりますけれども、家を新築するまで待つとかですね、

あるいは今言ったように宅内配管をする資金がないというような形の中で若干95% 以上の普及率が進まないのが現状であります。以上です。

### ○中村(5番)

あんまり露骨な垂れ流しもないかと思いますが、河川きれいになるように指導していっていただきたいと思います。いろいろ質問している内に先に答弁されたようなこともございまして、質問がダブるかもしれませんが失礼させていただきまして、町税、国保税、公共料金等、口座振替が一番効率のよい集金方法だと思いますが最近、口座振替増えていると思いますが現在どのくらいの割合で口座振替が行われているのか教えていただきたいと思います。

### ○住民税務課長

口座振替の割合ということでございますけれども、町県民税が64.6%、固定資産税が82.0%、軽自動車税が39.0%、国民健康保険税は83.8%です。以上です。

### ○中村(5番)

口座振替、非常に回収も楽な方法だと思いますので是非 100 %に近づくように進めていっていただきたいと思います。町では現年度分を徴収しないと過年度分として滞納が硬直化する傾向にあるため、新たな滞納を増やさない方針で徴収に全力を挙げているようですが、どんな取組みをされているのかお答え願います。

#### ○住民税務課長

さきほども若干申し上げましたけれども、一手には分納誓約書とか納税相談をする中でできるだけコンタクトを取って、滞納にしないように話を持っていくという形を取っておりますけれども、最悪差押というような段階に入りますわけでありますけれども、平成20年度で申しますと差押えは33件、これは国税の還付金であるとか、預貯金であるとかまたは給与であるとかそういったものを調査をしながら差押を行いましたけれども、金額とすれば83万4,000円ということで20年度は差押を実施しております。以上です。

### ○中村(5番)

普段は先日の新聞にも出ておりましたが、文書勧告ですとか電話による催促ですとか職員による一斉訪問などがあるようでございます。先日、平成20年度9月定例議会初日の20年度会計決算で監査委員の方が申されているように「コンビニ導入を増やせ」という意見がありましたが、今朝の新聞で載っていたので省略しますが例

えば特に悪質と思われる場合に例えば水道使用料ならば、条例に基づき給水停止など、またほかにも差押などそれぞれの税金、公共料金の種類に応じた強制手段などを施行されることがあるかもしれませんが、差押以外で何かそのような強制的な手段で回収を施行したことはあるでしょうか。

### ○住民税務課長

差押以上でほかの段階で強制的なというものはないと思っております。

#### ○建設水道課長

水道料金の関係でありますけれども、連続して3箇月以上の納入がございませんと給水停止予告通知書を発送をいたします。それによって、給水停止の通知書を送付しますと大概の方は納めていただける、あるいは分納誓約書を出していただきますけれども、それにもよらず給水停止通知書を送付したにもかかわらず連絡がない、あるいは納めてくれない方につきましては給水停止通知書を出しまして給水停止を行います。ちなみに平成20年度でありますけれども停止した、要するに水を止めた家庭につきましては8件、累計で現在14件が執行中となっております。以上です。

#### ○教育次長

私の方から保育料について申し上げます。 督促状が出ますと督促状を送迎時に保育士から親に渡すようにいたしております。 それから児童手当の出る方については児童手当を現金支給してもらって、その中で納得のうえ納入していただきます。 更に保証人が付いておりますので保証人に納付をお願いして納付していただいたことも何件かあります。以上であります。

### ○中村(5番)

それぞれに努力されていることが分かります。またとんでもないことではあるかと思いますが、逆に考えますと5年間払わなければ滞納分は不納欠損処理をするから払わなくても良くなる。疑い出すときりがありませんが、そんなことがもしあったのなら許されないことであるかと思います。また例えば上水道でございますが、昔以前メーターの工事の自分でできる人は、メーターの手前の水道管をちょん切って自分の家の池へ水を入れていると、メーターは回らず水はドンドン来ると、そういう悪質なことをした人も伺ったことがございます。そういうことがないように是非、しっかりと見ていっていただきたいと思います。一生懸命に働き1円たりともごまかしのきかない税金をキチンと納めている町民一人でもバカを見ないような対

策や取り立て状況を把握し、町民に知らせるようお願いいたしたい。今後も税の徴収は更に複雑化しより専門的な知識が要求されてくると思いますが、町民に不公平感を与えない、徴収の公平性を重視し税は地方自治の根幹を成すものであるということで引き続き粘り強い取組みをお願いいたします。

それでは次の協働のまちづくり手引書についてお伺いいたします。今年3月定例議会で担当課長より「大方8割程度は完成しているが、細部の調整をしている。5月を目処に今、鋭利進めている」との答弁をいただきました。既に3箇月経過していましたが、現在どのようになっているのかお聞きいたします。お願いいたします。○まちづくり政策課長

それでは協働のまちづくり手引書につきましてお答えをいたします。まちづくり 委員会の皆様方にご苦労いただきまして、つい先日手引書ができあがったところで ございます。今後印刷等をする準備に入っているところであります。

### ○中村(5番)

私の後援会と言うと大げさでございますが、選挙の時に手伝っていただいた方たちや友だちが「是非、手引書を見てどういうことが書いてあるのか、どういう利用をしていったらいいのか」ということを一杯飲む度にちらりちらりと話が出ます。 是非早く完成させて配布していただきたいと思います。もうじき印刷に回して完成するようでございますので手引書の内容、配布方法、利用方法等については質問を省略させていただきます。これで私の一般質問を終わります。

#### ○議長

ここで暫時休憩をします。なお再開時間は3時といたします。

休憩開始 14 時 46 分

再開時間 15時 00分

#### ○議長

休憩前に引き続き再開いたします。質問順位6番、議席12番宇治徳庚議員。

### 【質問順位6番、議席12番、宇治 徳庚 議員】

# ○宇治(12番)

私は3つの分野から質問させていただきたいと思います。最初は平成20年度決算

から見た次なる課題ということで、私の意見を含めて質問させていただきたいと思います。平成20年度一般会計の歳入はやや減収でも実質収支では翌年度へ約2億7,000万円近い繰越ができて、一般的表現で言えば3.4%の増益ということだと思います。また財務指標も財政力指数、経常収支比率、公債費比率、公債費負担比率のいずれも前年度も下回る良好な結果を示し、午前中も話が出ました国が規定する健全化判断比率も特に実質公債比率は18.2%で、平成17年度スタート時、県下ワースト3の24.2%からすると6%改善されたと、地方債許可団体とされる18%ラインを切るところまできたことは大変評価できると思います。数値はいずれをとっても改善・良化され、財政の健全化は急ピッチで軌道に乗ってきたとも言っても過言ではないと考えます。しかし決算書からは見えにくい実績とその課題について、質問をさせていただきたいと思います。

まず人件費です。事業年度における人件費比率について、平成20年度と平成10年度の分かりやすい年度で総収入に対する人件費の割合は、今日までの行政改革等によりかなり削減されているというように推測されますけれども、比較して見た時にその点についてどのような見解をお持ちか町長にお尋ねしたいと思います。

#### 〇町 長

それでは休憩前に引き続きまして、質問順位第6番の宇治徳庚議員の質問にお答えを申し上げます。平成20年度決算から見た時のいろんな構成費であります。各いろんな指標は改善、改善と急ピッチに、また一部さきほども言いましたけれども奇跡的な良好状態に健全財政に今なりつつ、なっております。県下で半分ぐらいまできております。その中で人件比率などから分析をしてみたらどうかということで、お考えいただいてご調査をいただいてるわけであります。大体総収入から見てまいりますと、平成10年ではやはり95%のラスパイラル指数があったと、これは総収入じゃなくて、ラスパイラル指数ていうものが人事院勧告から出ておりますが95ありましたが、現在ラスパイラル指数は90.2ということで県下79市町村中69位、低い方であります。相当低いと思います。そして人件費比率をさきほどの収入から見た場合にやはりこれは約29%ぐらい減少してます。構成比でも2.4%ぐらいと、金額で29.3%減少、構成比で円グラフの中の人件費でっていうのは2.4%減少ということであります。これはどういうことかって言いますと人がまず減っているためであり

ます。平成17年度全職員396名、平成22年度に向けて352人というような計画に なってきております。平成21年度現在では 339 人ですからもっと減っているという ことであります。ちょっとこれは分かりにくいと思いますので簡単に申し上げます と、病院があったりそれからまた保育園、保育園いろいろあります。これは子ども 何人に対して先生何名とか絶対にこれを増減できない、増減と言いますか減らすこ とのできない簡単に先生たちを切っちゃうとかそういうわけにいかない部分があり ますから、それをちょっとカットしてそれは法律の適用どおりやってますというふ うに見ておいてください。それで辰野町の現在の事務吏員ですね、事務を執ってい る方が4年、4、5年ほど前約230名ぐらいいたというふうに見ていただいて良い と思います。これは現在 150 ちょっとです、 150 名ぐらい。ということで決して辞 めさせたとかそういうことではありません。10名辞めたら2人しか入れないとか7 名辞めたら3人しか入れないとかいうようなことの繰り返しであります。これも地 方財源非常に厳しい折でありますから経費節減の中でこういったことが出てきたわ けでありますし、私の指標あるいはまた政策でもそういうふうになってきておりま して、人権比率を下げるということです。同時に私が政策的にお願いをして行政改 革を今もドンドン続いておりますけど、その中での出されてきた目標値であります。 既に1、2年先の予定値がもう既に今日来ているというふうなことでなっておりま す。このことに対しましては仕事量に対しましては「コンピューターが入ったから 仕事量は一人ひとりが減っているだろう」ていうけどそうじゃないんですね。実際 には増えてます。コンピューターを使ったら使ったなりに法律が沢山細分化されて きて、介護保険法が出てきたとか、また今度はメタボリックでもっていろいろやっ てチェックしてかなきゃいけないとか、とても行政ですからいい加減なことはでき ませんので、キチッとやらなきゃいけません。いろんなことやってみますと、です から10年前あるいは20年前にこの行政をやっていた方が、今現在ポンとここで辞め た方でですね、来て見てもらうとびっくりすると思います。「こんなにか、こんな に細分化か」これも法律の適用でさきほど言ったように末端行政ですからしたがっ ている部分もあるわけですし、細分化され細かくなり同時にまた広域との連携、そ ういう中で一部広域に仕事を投げ出したと言い切れない部分があるんです。一瞬連 携して辰野の部分をやっているということですから、システムが変わる、変わると 一人専門家を置かなきゃいけない、しかし専門家を一人置くほど人がいりませんの

で、兼務させているということでして職員の皆様方が歯を食いしばって努力して住 民の皆さん方いろんな直感的にちょっと見た目で、あるいはちょっとお話した中で そういった逆な関心を持つかもしれませんけれども、私どもから見ると相当無理を して、頑張ってくれているということになります。またいこういった労働条件に対 しましても職員労働組合もございますのでちょいちょい話はしながら、また改善方、 また理解方を私どももしてかなきゃならないと思います。しかし1に2に交付金が 切られているということが一番大きな原因です。交付税、国に納めたお金が各地方 に必要に応じてフィードバックされている、これがドンドンと下げられた結果、あ の手この手でやり経費を削減しこのように人件費まで、そのほかの経費も当たり前 です。更には企業立地に基づいて企業誘致をドンドン進めて自主財源を上げる、こ のようなこともしてかなきゃならないと思います。人口も減りつつあります。若い 者という話もあります。できるだけ若い者が集まる町にしたいわけですが、ただ遊 ぶ所造るとか、ネットワークが良いから来るとかいうもんじゃなくて働く場所の提 供をしないと絶対に来ません、若い者たちは。ということで企業誘致もその一貫で もあります。したがってもっともっとそれを続けていかなければならないだろうと、 いうふうに思ってるところであります。まずは人件比率、総体から見ての%あるい は現在の要因、そういうことであります。一番目で見て分かりますのは、下水道及 び 水 道 事 業 は こ の 庁 舎 の 1 階 2 階 へ 入 り 切 れ ず に 別 館 に あ っ た こ と を ご 存 知 だ と 思 います。それで下水道も終わりということで庁舎へそこにいました職員を戻しまし た。戻した状態でカスカスですね。役場へ来てみて分かると思います。それで隅の 方も空けてっても機械を置いても大丈夫だった。それもありましたり、また保健福 祉課が今年の6月からこちらの庁舎へ移りました。今の話はそれが良いか悪いかで なくて入った状態でまた見てみてください。それでもそんなに多くは見えないと思 います。丁度私どもが町議会やらせていただいてる頃から見ると本当に少なくなっ ているのが目の、ま出てていないとかいろんなこともありますから、1回ポーンと 見てからじゃ分からないと思いますが、ある一定の時間何回も見ていただくと検討 は付くと思います。以上のようにこれもやむを得ず職員に無理をお願いし、協力を 賴みそして頑張っていただく中でこういう人数が現在あります。事務吏員は現在 150 名ちょっとであります。以上です。

### ○宇治(12番)

町長の言われるコンピューター化、正に人件費にも大きく寄与していると思いますが、コンピューターどこの公共団体も、元より民間はもう先行しているわけですので、ちょっとそれを入れると話がややこしくなりますので、人件費とそれから人の頭数を含めた話で進めさせていただいてますけれども、今お話のようにざっと10年で人件費が2.4%、人件費率ですね。金額でいうと約6億だそうです。人員で73人という削減になってますね。今日の財政面の健全化に大きく寄与しているとは断言できるというように思います。これは理事者・管理者はじめ職員の頑張りと、この間の住民の理解・協力が相まってのことだというふうにも考えます。しかし人員削減の推移を個別に検証して見た時、たとえば20年度などは団塊の世代の大量退職があり、一方で新規採用を抑えてきたことから職員の人員構成がどのように推移しているのかも気になるところです。平均年齢を例にとっても平成18年4月1日現在では42.3歳、平成20年は43.9歳となっており明らかに団塊の世代といわれる20年度の退職者を前後して3箇年で1.6歳も変動しています。そこで最近5箇年の退職者と新規採用の差の推移を見て、町長はどのようにお考えなのかあるいはどのような見解をお持ちなのかをお尋ねしたいと思います。

#### 〇町 長

さきほどの答弁の中に全て含まれているというように私今解釈いたしますけれども、あえて団塊の世代に拘ってのお話でありますが、団塊の世代沢山辞める、同時に入れる人はそれに減らす比率の中で減らしてなくて、入れる方が少なくて辞める方は極端に多かったとこういうことで、年齢構成率の問題ですかね、構成率でどうなるか、今のところ別に平均年齢上がろうが下がろうが運営してれば関係ない話です。ただし宇治議員の言っているのはその人たちが今度はトップクラスの課長とかなってきた時、あるいは辞めた瞬間ですね今度また、そのある一定の世代でその層がまるっきりいない時があるんじゃないかとこういうことじゃないですかね。その時に町はどうなるかと、これから10年20年先のことを含めないとそうすると一番良いのは年齢構成も同じぐらいの%でいるのが一番良いです。今は多かった上が段々減ってきて、下も少ないんですがある一定のところで極端にこう少ないところがあるということだろうと思います。これに対しましてはさんざ私ども悩み考えまた行革の皆さん方にもお願いしたりいろいろ話したわけでありますが、実際に町が回ら

ない程困っている年代のところがありますと、60歳で辞めていきますから、ということだと思います。それはまたその時点でいろいろ各民間でもあるいはまた他の行政でもおそらくやると思いますけれども、まずはアウトソーシングをもう少し進めるとこということです。もう一つは辞めた方にまた引き続き、給料は全然違ってきますけれども臨時対応でご協力一定の期間願う、いろんな方法が考えられるかと思います。そのように切り抜けていきたいとこんなふうに思っております。とは言いましてもそんな時まで私どもいるかどうか分かりませんが、さきほど当初に申し上げたとおりであります。以上であります。

### ○宇治(12番)

正にそのことをお聞きしてまいりたいと思いますけれども、自立の道を選択して 早や5年と、私が議会にお世話になって3年、この間で紹介いただいた新人は、平 成19年が1人、20年は0、21年は1人、いうことで新規採用を極端に抑えた結果こ の5箇年の毎年平均で13人が削減されているという計算になります。町長は今の話 のように「職員数はまだ多い」というふうな見解をお持ちかもしれませんけれども、 高度成長期を経て今まで多かったということもあろうかと思いますけれども、現時 点での人員規模は町の定員管理計画で平成22年の目標総人員、さきほど町長がおっ しゃった 352 人に対して既に平成20年でこの 352 人を2年前倒してクリアーしてい るわけです。自立を裏打ちしたすばらしい行財政改革の実績だというふうには考え ますけれども、この間協働のまちづくりや民間委託、更にはボランテイア等住民に 移行された部分も多々あり、それは良しとしても住民サービスに対して職員一人ひ とりがプロらしい資質、余人員減がカバーできているのかと、しっかりカバーして いるのかと、もっと言えば組織としてトータルな住民サービスが充分にできている かということがたいへん気になるところであります。個々の住民クレーム等は何か とこの議会でも席上でも指摘され、毎年客先、窓口接待と客席クレーム対応研修等 も行なわれていますのでその面の施策は十分理解しますが、それを受けて立つべき 若年層が少なくて、職員の年齢構成が逆ピラミットになっているとすれば5年先、 10年先の町政運営に多大な影響が出てくるのではないかということを心配するわけ であります。そこで町長の考えをお聞きしたいと思います。今後ますます国の地方 分権・地域主権が促進される中で、その受け皿となるべき末端行政、すなわち基礎 自治体の組織体制を質・量とも強化するために、例えば最低限退職者2名あったら

新人1人確保していくと、それでも増えるわけじゃありませんのでそういった何か 方向性というものがないものかということをお尋ねしたいと思います。

### ○町 長

職員の訓練あるいはまた接客、接遇関心、そういった訓練なりにつきましては副 町長の方からまた引き続きお答えを申し上げますが、今の定員管理の問題でありま す。これは行革で一応の目標値を持っておりますのでそれが若干早く、クリアーで きてきているということです。このままずーっと推移をしてドンドン減らしていく のかと、さきほど事務吏員だけで 220 、 230 名いた人が 150 名ちょっとに今なって いますから、そのとおり 100 名に向かって減っていくのかといいますと、必要私ど もが考える必要最低限もありますので一定の基準に目標値に達すればそのようなこ とはありません。今はとにかくみんなでもって歯をくいしばって経費節減の中で頑 張っていると、ただし経費節減はこのことばかりでなくてほかのこと、今も休憩時 間なんかは電気消しているとかいろんなことでもって職員も協力をしてくれ、また 始まると同時に電気点けるとか昼なんかおそらく暗いんじゃないかと思いますが、 そのようにしてます。 2 階の電気なんか廊下は 1 個おきに点けてます。それでも多 いということで1個の、例えば一つの例ですが1個の電気に2本の蛍光灯が入って ましたの片方取っちゃって、1本ずつしか入っていなくてしかもその電気設備のあ る電灯が1個おきにしか点けないとかいろんな方法を考えながら、電気ばかりじゃ なくて人員もそのぐらいですから、各方面に掛けて紙の問題とかそんなことも職員 が協力してくれているおかげでこのような経費節減ができていると、こういうこと であります。ただこういうことも言えます。当時最大、当初予算のところがそうで すねあそこは辰野の焼却場、辰野クリーンセンターを町が持っている頃、だから平 成14年ちょっと前です。2、3年前だと思います。平成12年かそこらだと思います が、バグフィルターだけで7億円というものを付けた時があります。これも現在今 稼働しているわけですが、これは広域の方に全部移しましたが、経営・運搬は。そ の時だと思いますが当初予算が87億円という時がありました。去年あたりなどから もう70億円スレスレ。時には69億円という時もありますし、71、72億円のぐらいの ところの推移ですから相当の金額の差があります。そうするとそれに平行して職員 いらんだろうという考え方もあるんです。正に当たっている部分もありますがそれ は単面でありまして、半分当たってますが半分違っているという部分があります。

仕事の項目数がどうであるかということです。なるほど事業は減っている、いやい や小さくなって同じようにあるという部分もあるんです。道路改良にしても何にし ても、じゃ今までは2億円ぐらい掛けたのを今は 5,000 万だ、であるから職員がい らないかっていうとちょっとずつやるにも書類から何から測量やその他は若干は早 くなるかもしれませんけどやっぱり同じだけの率の時間が掛かるという部分があっ て、なかなか節減できない減らすことのできな分野ももちろん分かってます。それ ぞれ課長の皆さんがそのへんを掌握してそれで各課で偏りのないように同時に各課 でもって特別集中して大変な事業が入っている時には応援隊も出せるように、今ま では税務課の税金を納める確定申告の後、3月あたりに職員が地区説明会を納税説 明会を行ったりする時は税務課の経験のあるほかの職員が応援に行ったりいたして おりましたが、今まではそういうことばかりだというような決まりも、決まりと言 いますか流れでしたけれども最近ではほかの課でも忙しい時には各課から応援する ような方法も取ってます。そういう中で少数精鋭ということで進んでおるわけであ りますので、ご理解をいただきたいと。基本は目線は住民の皆さん方にありますか ら、ご迷惑掛けないようにこのことは真っ先にみんなが注意してやっているとこで す。それらほかに続きまして副町長の方からお答えをいたします。

### ○副町長

職員の管理につきまして、前にも一度こんな答弁した記憶も少しあるわけでありますが、製造業と違いましてこういった役場の福祉サービス業をする事業でありますと定数っていうのが、果たして何人が適正な数なのかってのがはっきり掴めないっていうのが現実であります。しかしながら人件費を抑制するためには過去何年も掛けてこういった形で成果が出てきたことではありますけれども、果たしてこれが今本当に住民サービスにつながっていくかということに考えてみますと、必ずしもそれが良いのかどうかっていうことはまだ私どもとしてもですね、そのへんのところがはっきり掴めないというのが現実であります。どうしても職員が減ってきますとそれに伴うところの住民へのサービスは少し減ってきてしまう。しかし減らしていくことがそれが良しとするならば住民サービスも若干の低下はやむを得ないとこういうまあ、いろいろの複雑な要素が残ってくるわけでありますけれども少なくとも今までの経過からいきますと、職員の削減につきましては計画以上に前倒しで進んでいるわけでありますので、このへんのところをある程度目標が達成した段階

で更にですね一度検証をさせていただいて、本当に我々が住民サービスとして適正な職員の数であるのかどうか今、私個人的な部分で見ますと今もう手一杯の中で本来ですともう少し職員が日々の時間の中で余裕があって、住民サービス、福祉をどうするかということが検討できるような余裕が少しあった方が住民サービスにつながるのかなっていう気持ちも少しあるわけでありますけれども、そんなところでもう少し検証もこれからしていく必要があるかなとこんなふうに考えているところであります。

## ○ 宇治 (12番)

私のできれば次年度以降に向けてですね検証いただいて、例えばですけれども保育士などはかなりそういうな構成で厳しい実態にあるようにチラチラお聞きすることもあります。更には職場内の人員構成等もチェックしていただいたうえでですね、組織の活性化のためにも一定基準で安定的な新規採用という人員投入も実現できれば非常にありがたいなというふうに希望いたしまして次の質問をしたいと思います。

2点目は国道 153 バイパス道の実現に向けた今後の対応ということでございます。この程伊那建設事務所は国道 153 の交通渋滞の解消と春日街道先線の対応など、羽北地区道路網整備計画について地権者への説明会を行なっています。私どもの地域として強い関心を持っているのは春日街道の先線であります。もちろん交通渋滞の解消を最優先とする現線の改良計画はぜひ推進いただくとして、一方の春日街道の先線が新町神戸地籍で国道 153 に合流させるような案があると聞いております。この点についてですね、町としてグランドデザインはどのように位置付けようとされているのかを町長にお聞きしたいと思います。

## ○町 長

一応の構想、計画案というものはある道を延ばして途中で止めてしまう、行き止まり道ということは一応誰が見ても論理的にも正しくない、ということで羽北で住民の皆さん方と話をしたところは 153 号線に神戸地籍手前ぐらいで一応国道へ結び付けて一応終焉にしてあります。しかしこの接点は今度は新町をやり、宮木をやる時にどのように 153 号線が改良なのかバイパスなのか、あるいは春日街道の先線を延ばすのか、そのへんは住民の皆さんとの話し合いになってきます。その時に整合性で必要であれば春日街道を仮に農面の方に持っていくとかそんなような案が出てきたとすれば、当然その道は真っ直ぐ延ばしてそちらへくっ付けていくということ

であります。特に接点の場合は余計そうなると思います。それはこれから早く解消して話し合いができて構想ができるところの端っこは、各所でそういうことが起こるかと思います。しかし今度はそのことのために今度は鉤型になってしまうような所に対しましては、それぞれの案が出た時に一緒に各地区を合同的に話し合いをして、そして更にその整合性をどうやって図っていくのか、そのへんまでも付けてやっていくつもりであります。とりあえず羽北ですから中心地区の構想を見ていただきたいと思いますし、この末端に対しましてのそういったことはあくまでも修正することは十分可能であると、また羽北地区の皆さん方もそう言ってます。しかし自分たちじゃない所へ持っていく時に「あそこをこうしろ」なんていうことは言えないので、そうかってさきほど言ったとおりですからとりあえず 153 号線へ神戸坂の上で結び付けるような案にしてあるとこういうふうにご理解いただければ結構であります。以上であります。

# ○宇治(12番)

今のお話で若干安心感もございますけれども、万一春日街道の先線がそのような計画で進むとするとですね、新町以北にとっては問題を先送りするだけというような印象にもなるわけで、両小野地区にとっても北上してくる 153 バイパスの辰野基点というのはどこになるのかと、いやどことするのかということが気になるわけであります。まだ先のこととはいえ、そこで先線についてですね今後どのような考え方で特に手順をお聞きしたいというふうに思いますが、考え方はさきほどのお話で大体分かりました。

## ○町 長

手順についてお答え申し上げます。羽北の構想図から小野のあるいはまた善知鳥 峠へ持っていき方の 153 号線についてだと思います。これはさきほど言いましたよ うに各地で住民会議を起こしていただきます。起こすように辰野町の方がお願いを してまいります。同時に伊那建設事務所にも協力して入ってもらいます。そういう 中でバイパスか現道かいろんな話が出てきますし「いやいや、ここが良いじゃない か」と大変、ただし難しいことは難しいとは思っています。しかし速急に手を付け てその道路構想網だけは早く作り上げ、そして予算導入を図ってできる所からやっ ていくとこういう構想を取っていきたいと思います。さあそういう中で例えば新町 と宮木とじゃ今度今村、宮所、そのへんが違う道を出した場合だって十分考えられ

ます。その頃は合同会議でどこをやっぱりやるか、もう一度例えばこの地区にとっ ては理想ではないが、今より良いということで今村や宮所の例えば主張する所に結 び付けるかというような連携話し合いもしていかなきゃならないとこういうことで あります。ただ非常に狭隘な狭い所でありますので「伊那谷の二つのアルプスの映 える町」というふうな謳いをしている所もあります。「二つのアルプスが見える 町」というような大きな市もあります。辰野町は「二つのアルプスの始まる町」で すから非常に狭隘がありまして、特に雨沢辺なんていうのは本当に狭い、一番狭い 所だろうとこんなように考えます。さあそうした時に現道とバイパスもった時にど ういうふうに持っていくのか、それから大変なことにどうしても踏切を渡らなきゃ いけない所が出てきます。また川を渡らなきゃいけない所も出てきます。道の持っ ていきようによります。理想的に山間を通していきますとトンネルを開けなきゃい けない所も出てきます。トンネルは若干なことは良いと思います。ただ経済投資効 果からいろいろ見てまいりますと箕輪みたいにこうもし広い所があれば、両側にっ ていうんですけれどもできるだけそういうことも加味はしていきますが、場所に よっては片側はもう山だと、山線を山麓を通せば片側は本当に山の山麓をズーッと 通していくような所も案の中の一つは出てくるだろうと、そういうことを避けてい きますとさきほど言ったように大体地図を書いてやってみてくださいよ、本当に どっかで踏切を渡すか川を渡すか大変な難工事も出てこようかと思います。しかし そういったこと言ったんじゃもう本当に何もできませんので、今までそういうこと もあってできなかった理由もありますから、思い切って一つの体系を考えていただ きそれに向かってあとは知恵を絞って若干の手直しぐらいでもってもっていこうと、 こういうふうな提案も町の方からも一応いたしますので、ご協力をいただきたいと 思います。手順はそういうふうに住民会議から始まってまいります。以上です。

# ○ 宇治 (12番)

今の町長の話で住民のニーズと地域の連携という中で一つひとつ固まっていくという話でございますので。実は両小野地区振興会は本年3月全戸対象の「国道153のバイパス構想に関する住民意向調査」を実施いたしました。お手元にお配りしたデータの内容でございます。それによるとですね「辰野から塩尻に抜ける国道153のバイパス道の必要性について」は84%の住民が「必要と感ずる」としており、さらには「小野の歴史・文化を活かす交通緩和策としてのバイパスの必要性につい

て」も「必要と思う」「どちらかと言えば必要と思う」が82%強、地域の活性化の 手段としてのニーズが非常に高いと言うことが分かりました。また「ルート案」に ついても聞いたわけですが「ルート自体の作成は振興会に一任する」というのが大 体半分くらいおります。具体的なルートという質問ではですね「JRの東側ルート が良い」というこういう意見が結構多くございました。中には「トンネルと橋で良 いんじゃないか」と「JRを越えりゃ良いじゃないか」というように簡単に言う住 民もございますけれども、いろいろ地域としては検証しながらある程度のルート案 の検討をしてまいりたいというふうに思っております。また一方ですね塩尻市の、 両小野の場合ご承知のように塩尻にまたがっているためにですね塩尻市、あるいは 松本建設事務所はどうなのかっていうことについては、実はですねやはり向こうの 平らは国道19、20これが優先でですね153というのはその3番手ぐらいの話で、バ イパスとか現線をどうのこうのっていう話についてはなかなか乗ってきてもらえな いというのが現実です。ですから両小野振興会としても塩尻サイドや松建にもそう いう情報を提供しながら接続を図っていきたいというようにも考えております。バ イパス道は5年いや10年も先の中長期計画と理解するんですが、両小野地区は国道 153 一本を毎日往来する住民の生活道であります。大きな交通事故1つで半日ス トップしてしまうわけです。特に大型車の迂回路はパークラインへ逃げる以外善知 鳥峠を越えるまで全くありません。一つの例を申し上げますと北小野の境のあのモ ンマートの所のカーブですけれども、これも言ってみれば徳本水のミニ版みたいな ものであのカーブに向かって川が入り込んで来てそれで離れていくという、こうい う所でとてもあそこを拡幅するというようなこともできない、で大型車が来ますと 両方が止まって除々にすれ違うと、こういうようなことを毎日繰り返している場所 でございます。そのごとくですね、現状の改良といってもなかなか現線を改良する のも容易ならないなあというように思いますので、地元としては憑の里に用事のな い通過車両はバイパスへ流したいんだと、こういう思いが非常に強いということで ございます。そこで国道 153 とバイパス道の住み分けを念頭に置いてですね、かつ 憑の里の活性化の拠点の1つとなるJR小野駅と複合化させた道の駅についてです が、本年3月に申入れをさせていただきました。現在の進捗状況と今後の見通しに ついてお尋ねしたいと思います。

# ○町 長

道の駅につきましてはまた担当課長の方からもお答えを申し上げたいと思います。 今こういった国道 153 の手直し、あるいは改修、拡幅、改良ということに対して松 建の問題もあるということでありますが、そのことにつきましては塩尻市と辰野町 は共同に特に両小野地区によって下水道も学校も病院もやっているわけであります から、塩尻の市長にもよく頼み込んで、そして私どももまた松建にもお願いをし、 結構伊那建からあちら行ったりこちらへ来ている人もあるし同じ県ですから、また 伊那建設事務所の方からもまたいろんなお願いを申し上げたり、そして松本地区の 有力な皆さん方にもいろいろつながりもありますから、それで必要性をしっかり上 げていくというふうにしていきたいと思います。20号線とか19号線の方へ目がいっ ててという話で、仮にそうでしょう。 153 というのは正に三桁国道でそんなに重要 視がないってことは、あまり交通量も我々暮らしていく上では大変に増えてきたと 思いますが、総体的な道路の交通量の比較から見ると少ないという意味なんだろう ととも今思います。しかし今の現状の道路であるから少ない、もっと拡幅すれば もっと量でも上がるということも考えられますので、そのへんは屁理屈でも理屈で もつけながら交渉をしていくつもりであります。なおまた駅の東側へっていうよう なお考えの方も当然これはあるなと私も思っておりました。しかしこちらの方から その東側の方へもしバイパスを造ってったとすると、できないという意味じゃない です。どうしても1回横川川なり小野川を渡らなきゃなりません、向こう側へ、 153 号線が。それからズーッと行って駅の東側へ通して、その前に1回どうしても 川をまたがなきゃならない。同時に踏切にして線路をまたがなきゃならない。それ で東側いきますとまた善知鳥峠を戻すには北小野の上田辺りかどの辺か知りません が、もう1回また踏切を渡ってくるようになります。しかし大変だなっていうだけ でこれも構想として皆さんの民意であれば、やってできないことはないわけであり ますので、国の方へも掛け合いながら皆さんの決めたルートがそこになれば掛け 合っていきたいと思いますが、まずはさきほど言ったように住民会議を起こしてい ろんな話を出してもらう。「やあやあ、もっと西側の方が良いんじゃないか」とか 「現道の方が良い」とかいろんなことをやってって段々煮詰まるものが本物であろ うと、こういうふうに思いますので地区の整合性も考えながら進めていきたいと思 います。また小野地区の皆さんから小野の駅前というよりも小野駅も含んだ道の駅 というふうな要望がありましたので、今検討をいたしております。ついこの間も県

の皆さん方にもそこにちょっと連れて行って見ていただいたんですが、ちょっと国土交通のいう道の駅というふうになりますと私もそこで初めて知ったんですけども、大型車輌が入りにくい、回転して出にくい、道の駅っていうことになれば大型も、大型バスも全部対象にしなければならない。同時に奥に町で造りました公営住宅がありますがその皆さん方の通路が駅前に現在使われている、車の通路です。通路になっている所を駐車所として認めるわけにいかないっていうことですから、これはそこの駅広よりも北側の所で出すようにすればいくらでもこれできることですから問題ないと思いますが、とにかく小野の駅前の駐車所の広さがまず問題の指摘に上がっております。国土交通自体の道の駅っていうようになるにはちょっと少し難しさがあるかということです。それで住民の小野の皆さん方の気持ちもそこで産直とかですね、やっぱり農作物などの販売もあるということでありますので、そちらの方の農林水産省ほかの予算なども今考えて考慮中であると、検討中であるということであります。課長の方でもし何かあれば、このことについてお願いします。

## 〇 産業振興課長

農林水産省の補助事業につきましては、地域間交流拠点の整備事業というのがございまして最近では松本市のサラダ街道沿いにですね、「今井恵の里」こちらの方がこの事業を活用してオープンしておりますので農産物の販売、加工品の販売等につきましてはこのような事業が適用できるんではないかとこんなふうに思っております。以上です。

## ○ 宇治 (12番)

時間も迫ってきましたので、私どもが調べた限りでは大型車の規制はあまりないように思いますし、できればあそこの暗渠で虎ロープでずーっと巻いてある所をですね全部買収していただければ、信号挟んでどちらからでも回れるじゃないかというようなこともいろいろ意見もありますんで、地元ではこの道の駅設置が新たな人が賑わい・集い賑わう基地となることを夢見ていますので「いつできる?」という問いかけが日増しに多くなっております。是非とも早期実現に更なるご尽力をお願いしたいと思います。

最後に両小野国保診療所の今後の見通しにつきましてお尋ねいたします。 両小野診療所は今年4月1日から有床診療所としてスタートを切ったわけですが、住民の評価は多種多様、期待と不安が相半ばしているのが現状でございます。 私が聞いた

声では例えば「地元に医療機関が残ったことは大変有難い。近いから助かる」と、「医師が一人ということが心配で、できれば外科の医師がもう一人いてほしい」「医師一人でよく頑張っている」と「態度も前より良くなった」「送迎が継続されているので有難い。運転手も親切・丁寧で助かる」「入院ベットが19床と聞いていたが12床では話が違うと思う」「自分は他へ移ったからあまり関心がない」こんなような意見を聞いております。そこで町長にですね、当面医師1人体制の12床でスタートしたわけですが、医師は2人体制という19床という当初計画はいつ頃と考えればよろしいかお尋ねしたいと思います。

#### ○町 長

これは予算などで一つの方向を出して、やはり年次毎に積立をしてそれで何年後 にこの事業を執行するという部類とは違いまして、お医者さんを見つけるというこ とはとても大変なことでありまして、昨日も伊那中央それから昭和伊南、辰野総合 病院と信大の方へ行きまして学部長、そして小池病院長、小児科の教授ですけれど も、と談判して掛け合いしかも最近のこの連携はまたいつかそういう話があればお 話申し上げますけれども、県を間に入れてやるように今現在はしてます。そうでな いと連携に対してお互いに勝手気ままになってぶっ壊れちゃう。その話は今のお話 と違います、しかしその中で両小野国保病院の話も私どももしてまいります。とに かく医師をとにかく探して入れることだということです。いついっかの何時までに どうやって入れるのかとこういうことは言えません。しかし一生懸命努力して頑 張って医師を確保したいとこういうことであります。医師2名になれば19床は可能 であると思います。同時に私はあの病院はあのままになっておりますので、35床の ベッドがあるわけですからそれも有効できるような、またそういう時代になってく れば病院に戻したい、病院に戻すには医師が2.いくつ必要ですし、それからその ためには診療報酬も問題です。今のまま推移はおそらくしないと思います。辰野病 院もほかの病院も全部影響それ出てきますが、医師が確保と診療報酬をアップ、こ の頃を狙って私は大体4、5年先には段々そうなってくるだろう。一番の原因は研 修医が大都会に行っているせいだと、あるいは我が故郷を大都会へ帰っているせい だと、東京、大阪その他、そうかって大都会でもキャパがありますので、同時に厚 生労働も研修医を受け取る定員制を作って何人の病院なら何人までとかいうことも もう進めてきておりますので、東京だとか大阪、大都会から少し溢れてくる。しか

し長野県はちょっと遅れるだろう、どこよりかというと千葉県や埼玉よりは少し遅 れるでしょう。しかし北陸の地方よりは長野県は早く医者が入ってくるだろうとこ ういうふうに見ています。そういう中で長野県の中でもやはり長野近辺の方が早い だろうと、南信より中信より。理由はやはり東京からやっぱり交通網ですね、やっ ぱり長野新幹線の影響というのは非常に大きいんじゃないかと私は見てます。しか しそれもそんなに長い年数の問題でなくて、そちらからまた回って来てくれるとい うふうなことですから、そんなにいついっかの何時までということをあまり言わず にともにいろんな情報も入れていただいて信大ばかりから回してもらうばかりでな くて、ほかの方法でこの6月から辰野病院で1名医師を入れたと同じように、ほか のルートも一杯ニュースもあればとんでってお願いをしてお百度参りをして、 100 人あたって1人でも引っ張ってこれればもう最高だと私は思って、今の現状はそう 思ってますので一つお願い申し上げたいと思います。ただ見極めは4、5年で相当 潤ってくる。毎年8,500人の新しいお医者さんが合格し日本の医者として活躍して いることは間違いないわけです。これは昔から定員はそんなに決まってません。若 干それで定員が増えてきている状態ですから、そのように期待をしたいとこんなよ うに思っております。そのぐらいでお願いします。

#### ○ 字治(12番)

最後の質問も一緒にお答えいただきましてありがとうございました。いよいよ政権交代が現実のものとなりました。「国民による一票一揆」とか、はたまた「平成の維新」とか海外では「静かなる日本の革命」とまで言われるが如く、確かにかってない歴史的大転換が今まさに始まろうとしています。今日までの道路・医療・福祉などの政策が地方にとってどちらに向かうのか、今しばらく道筋が見えない状況が続くかと思われますが、この時こそ町長の言われる経験と人脈を活かして、強力なリーダーシップを発揮して、町の課題に果敢にかつスピーデイに対応していただくことを期待して私の質問を終わらせていただきます。

## ○議長

進行いたします。質問順位7番、議席11番宮下敏夫議員。

# 【質問順位7番、議席11番、宮下 敏夫 議員】

## ○宮下(11番)

それでは予め通告してあります質問項目に沿って質問していきます。まず始めに 国の政権交代による町への影響についてです。第45回衆議院選が解散から40日間と いう長い選挙戦を終え先月30日に投開票が行われました。結果は民主党は308議席 を獲得、自民党は119議席と惨敗し政権交代が確定しました。野党第1党が選挙で 過半数を取り、政権を奪取するのは戦後初めてのことです。また自民党は過去最低 の 223 議席をも下回る歴史的惨敗をきし、1955年の自民党結党以来初めて衆院第1 党の座から滑り落ち、長野県内においても5選挙区において、全選挙区全て民主党 が独占した結果となりました。民意によって政治を左右できること、当り前ではあ るが改めて明らかになりました。我々も地方議会の一員として各政党のマニフェス トをチェックし町行政に提案、および反映させることが責務と改めて痛感しておる ところです。官僚主導の打破を掲げ、政と官の関係を大きく変える方針の民主党へ の政権交代は、矢ヶ崎町長がかねてより中央官僚による、国策への改善を求めてき たこととは一致しており今後の新政権との対応に対し、矢ヶ崎町政はどの政党にも 偏らず、町民党として行政運営をされてきたことは賢明であったと評価するもので す。今後、町は新政権のもと策定される国策、及び予算の組み替えに注視し迅速に 対応していくことが必要と考えます。そこで質問します。新政権による2009年度予 算の組み替え、および補正予算の一部執行停止が予想されますが、現在町が進めて いる事業計画の今後の影響はどうなるか。特に次の3項目についてお尋ねします。 ① 辰 野 総 合 病 院 新 築 計 画 に 関 連 し た 内 容 と し て 、 7 月 29 日 知 事 と 市 町 村 長 が 意 見 交 換した、上伊那「ボイス81」上伊那地域会議で地域医療問題の中で、矢ヶ崎町長は 国が地域医療の課題解決に向け取り組む医療機関などを支援する「地域医療再生基 金」事業採択への要望を出されているが、これは非常に有利な基金と思われ期待す るところでありますが、その後の経緯と政権交代による影響についてお伺いします。 また②道路網整備計画として、羽北道路整備事業及び現在施工中の国道 153 号線徳 本ミニバイパス事業は継続できるのか。また③地域介護・福祉整備事業としての介 護 予 防 セ ン タ ー 新 築 事 業 が 今 計 画 さ れ 一 部 で 進 め て い ま す が 新 た に ま だ 何 箇 所 か の 希望も出ているようですが、これがどうなるのか以上3項目への影響について不安

と期待が交錯し、多くの町民も注目しているところです。 現時点での町長の考えを お伺いします。

# 〇町 長

それでは質問順位7番目の宮下敏夫議員の質問にお答えを申し上げたいと思いま す。この度の政権交代ということで、歴史的な選挙が行われ今民主党の政権を取ら れた皆さん方も鳩山さんを中心に組閣に今入っているなあと言うことであります。 長野県、また5区もそうでありますが全部民主党の代議士が占めるということであ り、これが民意であるとこういうふうなふうに取られたものであります。しかし、 しかしと言いますかこれは質問に関係ないんですが、ボツボツ私と同じようなこと をテレビでも言う人が出てきてましたが、民主党は代わって政権取ることは非常に 良いんです。ただあんなに差が付いて良いものかっていうことなんですが、じゃあ それだけ民意が下がったかというと、日本全国の総数でいくと圧倒的に民主党です。 ほかの所ちょっとすみませんが時間の問題で割愛しますと、じゃあ今までやってた 自民党はどうかっていうとこんなに3分の1以下の票だったかっていうと、票数で は相当いっている筈です。8割ぐらいはいっているだろう。当5区におきましても 85対 100 というぐらいの票数があります。これで85の人たちは0という、衆議院出 すの0、100取った人が合格と、言わば首長選みたいな感じの今選挙になってきて おります。これも実は自民党が作ったことなんですが。これが小選挙区のやっぱり 影響だろうと思います。やっぱり中選挙区ぐらいにして定数2とか定数3ぐらいに やりますともちろん、民主党が勝ったでしょうがあんなに差が付かなんで240、 250 対 180 ぐらいのこのぐらいの差が付く、また二大政党ですから何かあればこの ぐらいの差でこういけるようなふうになるのかな、っていうようなことはちょっと 気になったとこであります。これは質問ではないんですが、たまたま衆議院選の問 題が出ましたのでやっぱり小選挙区制の良いところと悪いところとありますが、悪 いところが今回出ているのかなというふうなことであります。そうしますとほかの 政党でも入り込む余裕が出てきます。やっぱり中選挙区ぐらいでいていかないと本 当の国民世論が片方に極端に偏り過ぎちゃう。片方に極端に片減りし過ぎちゃうと うようなことも出てくるのかな、今後において検討すべきことだと思います。さて 民主党政権の中でどのように対応していくかということでありますが、確かに民主 党もいろんな政策を出されております。しかし財源は同じ桝の中をいじりますので、

これをグーッと上げるとどっかがへこむと思います。こっちを上げるとこっちがへ こむとこれだけのことだろうと思います。問題はこれだけの近代国家、日本であっ てこれだけ削減しなければ地方を切り捨てにしてこなければやっていけなかったの かな、どこへお金が行っちゃったか。もう12兆円ぐらいあるんじゃないかなと、そ れがいつも言ってますように国会議員も法律的に手がつかない監査もできない、そ ういった裏金とは言いませんけれども半分合法的なあんまり国民の知らない、やっ ぱり天下り先という所へお金が行っているんじゃないかなっていうふうに思います けれども、こういったものもやっぱり近代国家らしく表面へ全部出して、それから 民主党は民主党でもってそういった政策もあるようですから、おやりになればほか の方無理しなんでも民主党の政策も通っていくだろうっていうふうに希望的観測を いたします。しかしそれを全部戻すっていうことはおそらく一気には、ソフトラン ディングでできないだろうというふうに思いますし、またそのへんがまた政権のい ろんなこの攻防の中で、やはり国民主体なやはり官僚主体でなくて国民主体の主権 在民のこの日本が何度も交代する中でできあがっていくだろうということを、私は 大きな目で期待しているところであります。当面は町もお願いしていかなきゃなら ないということでありまして、この5区の当選された方もまた昨日は長野で民主党 のやはり出身の方もいっぱいいらっしゃいますので、もう行き会っていろんなこと もお願いをいたしております。その中で例えば病院についてでありますが、病院で 今言われたように地域医療再生基金について、それがために県が間へ入っていただ いてさきほど言いましたように上伊那の3病院の連携を今するわけでありますから、 その金額本当に出るのかなと政権が代わってということですが、これは民主党の皆 さん方にも聞いてますが、地域医療が今困っているっていうところは民主党も「そ のとおりだ」となんとかしなきゃいけないと思ってます。それでそのことにつきま しては、おそらく日本中でも1回国会通っているこの予算でありますので、若干減 らすぐらいで、若干減らすぐらいっていうようなことちょっとニュースで入ってま すが、若干減らすぐらいでこれは施行していくだろうとこういうふうに一応現在は 見ております。若干減らすというのはちょっとずつこう減らさないと、何かやろう というものできないもんですから、あまり本家本丸にどかんと12兆円突っ込むとソ フトランディングできないから、私どもの見方ですからこれは。その一応ある中で とりあえずは動かすだろうとこういうふうに見ております。道路網の計画でありま

すが、問題は特定財源、道路特定財源、一般財源化して必要なものをやるっという 自民党の政策でした。今回は道路特定財源を全部止めてしまうというふうなことに なりますと、道路の方へ回ってくるお金がおそらくなくなっちゃうだろうと思いま す。しかし民主党の皆さん方も道路を何もやらないという行政っていうのはあり得 ないわけでありまして、補修もあるいは必要な道路もあります。これをゼロにして しまうからっていうことはまず、さきほど言ったように誰がやってもやらなきゃい けない部分っていうのは必ずあるわけです。その中へ本当にこれは辰野のやってま す、羽北やその他の誰が見ても必要だと思います、これ。これは民主党の皆さんも 見逃すまいと思いますし、私どもいくらでも掛け合ってまいります。私の知り合っ た民主党の先生方も今までだって大勢いたわけですから、また地元へ出た加藤学さ んも何度ももう既に、選挙前から話合いもしてますのでこのことにつきましてはお そらく切ってこないだろうと。まちょっと減らしてっていうことはあるかもしれま せん。だけど辰野のものが遅れるぐらいのそんな大きな、大きなって言うかそんな に大きくないですよ辰野は全国から見れば、ここでやっているのは。そのぐらいの ことは何とかまたお願いするように、しかしそれに対しては官僚にもお願いしな きゃダメでありまして、官僚の作文も必要でありますし民主党の先生方もそんなこ と後回しで、自分たちで決めるというものの事実上無理でしょうから、両方で話し 合って決めると思いますから、その時には両方にお願いすることが必要だろうとこ んなふうにも感じております。ちょっとまだスタートして組閣もできない状態でこ こで返事しろっていうこと自体が難しいですけども、きっと良い政権になってくれ ると期待をしながら知り得た情報の中ではそんなことがお願いを、できることはで きるだろうっていうふうに思っております。介護予防センターにつきましてこれに 対してはどうかということでありますが、まだちょっとこれに対してのニュースは 入ってきません。おそらくやはり介護予防それからさきほど言ったように医療は大 事だっていうふうなことは、こちらの方の出た先生方も既に前から言ってますし国 策のマニフェストもありましたけれども自分で選挙演説の中にもしゃべった部分も ありますし、私ども確認してもそりゃそうだっていうこと言ってますのできっと先 生方働いてこのことに対しては、要するに時代の先端の大事なとこやっているわけ ですから、それを切っちゃうことはまずないだろうというふうに思います。若干の 影響が出ることは覚悟しなきゃならないと、こんなことで今日現在の答弁にさせて

いただきたいと思います。

# ○宮下(11番)

町長は9月定例議会冒頭において12年間の実績と県町村会及び上伊那広域連合などで得た、多くの人脈と経験を活かし継続事業の推進を図りたいとの挨拶がありました。政権交代により日本の政治システムは一大転機を迎え、国策も大きく変わることが推測されます。この行政運営が難しい時こそ今までの経験と人脈をフルに活用し、町の継続事業を成し遂げることが町長の責務であることを訴えこの質問は終わります。

次に町職員の人づくりと機構改革について質問します。1つ目として町職員の人 づくりについてであります。町は平成10年11月人材育成基本方針を定め、その後の 辰野町を取り巻く情勢の変化に対応するための見直しがあり、次のように定めてお ります。近年、自治体を取り巻く環境は少子・高齢化、高度情報化、社会構造の変 化、価値観の多様化等急速に変化しており、自治体に求められる役割も変化してお ります。また長期にわたる景気低迷による税収の落ち込みに加えて、国の「三位一 体の改革」により、自治体の財政状況は極めて厳しいものとなりました。合併をせ ず自立を選択した辰野町では第四次辰野町総合計画に基づき、町の将来像「ひとも まちも自然も輝く光と緑とほたるの町たつの」及び町の将来ビジョン「一大居住拠 点都市構想」の実現に向けたまちづくりを進めていますが、新たな行政需要と地方 分権の時代に対応するため、これまで以上に簡素で効率的な行政運営に努め活力あ る地域づくりを着実に進めなくてはなりません。そのためには職員の意識改革を図 り、限られた人材の中で職員一人ひとりの能力を最大限引き出し活用できるような 仕組みが必要です。そこで辰野町ではどのような人材を求め、どう育てていくかを 明確にし職員に対して目指すべき方向性を示し、組織の活性化・職員の意識改革を 図ることを目的とした人材育成基本計画を定めたとしております。また人材育成方 策として①能力開発②人事制度③職場環境づくりの三つの体系を取るとしておりま す。そこで質問します。町は人材育成基本計画を掲げ10年になりますが、町長は人 材育成についてどのように考えているのかお伺いします。

#### ○町 長

それでは大綱を申し上げまして、担当課長の方から既に進めていること、また町 の計画に沿ってやっていることもありますので、細部にわたってのお話を申し上げ たいと思います。2番目の質問といたしましては要するに職員の人づくりというこ とであります。私はこのことは町職員だけでなくて町全体の中の人づくり物づくり という時代から人づくりに入ってきているというふうにも一部取っております。も ちろん物づくりも進めなきゃなりませんが、人づくりもしなきゃならないというこ とであります。と申しますのもこれから地方分権が一気に行くかどうか知りません が段々進んでくるということになれば、やはりさきほど言いましたように基礎自治 体での発案能力、また構想能力、想像力が大事になってまいります。ただ与えられ た仕事を上から来たからはいやってのける、これも立派な間違いなくやれば事務吏 員ですが、それだけでは通用しなくなる時代が来るだろう。同時にどこを切っても 金太郎飴みたいに大きい小さいだけの類似したような自治体ができるのでなくなる だろうというふうに期待をするし、そう思っております。それがために人材育成と いうこと、学校教育からもう既にいろいろ入っていかなきゃならないとこんなふう に思います。それにはグローバル的に考え方も進めなきゃなりませんので、大体 我々は小中学校の頃、中学の頃、英語っていうのは嫌語だってやらなかったんです が、教育長先生にお願いをして今年から既に小学校6年生でもう英語を課している ようにお願いをしてます。またこれはテストケースでありますが、来年ぐらいから これもやってればということでありますけれども、もう少し本格的に英語教育を導 入するということで文部科学省の方もそういうことは認めておりますので、しかし その財源は市町村でお金のある所はやってくださいって言うんですから補助金はな いんですけれども、早く進めていきたいというふうに思っておりますしそれは一つ の英語のことで学校教育だけの問題ですが、ほかは人材育成に対しましていろいろ 能力開発だとか自己啓発、同時に自己申告ということも役場の中ではこれからはま たほかの町役場以外にもしていきたいと思うんですが、自己申告に対しまして研修 していただく。同時に自己申告ですから自分でやる気になって申告した以上、貫通 していただきたい、貫徹していただきたい、完結していただきたいというようなこ とでいろんなやはり講義、講座もしていかなきゃならない。その時に町職員だけ じゃなくて一般の皆さんにも呼びかけて、やはり同じような共通課題で少しそう いった開発を自分の啓発というよりも開発ですね、自己開発です。これをしたいと いう人はそういった場所をいろんな所でできるように取り組んでいきたいというこ とであります。またそれに対しては役場の職員に限っては一般の職場などにつきま

しても、知る必要があります。ということでさきほどいって以来ギリギリの人数で やっているもんですからとても余裕があるかどうか分かりませんが、横浜行った職 員は向こうから逆に一人来ているから良いようなもんですが、実際の民間企業へも 例えば研修に行っていただく、その間民間企業からこっちへ来ていただきゃ良いん ですが、そのへんについてはちょっと問題もいろいろありますが、これから考えま すけれどもそれぐらいの余裕を持てるように、宇治町議の話じゃないですから少し 1 人 2 人 余 分 に 入 れ て も そ の 衆 を 先 導 役 と し て そ う い っ た こ と が で き る よ う に 考 え ていきたいというようなことで検討をしていくし、進めていることも実はあるわけ です。やっぱり同時にそうやってやりますと個々バラバラでいろんな所が育ってい きますけれども、今度はそのさっきから言ってますようにネットワークということ もとても大事で、個々では凄い力でありますがネットワークしてお互いに連携し 合って情報交換をして、また新しい定義を作りながら発展していくということはも の凄い力に実はなるというふうに私は踏んでいますので、そのネットワーク化も 「ただやれ」っていってもできませんので、町の方でお願いをして住民の皆さんに、 役場の職員もお願いをしてみんなで連携してみようというようないうような会合を、 こんなふうにやっていかなきゃならないだろうこういうふうに思います。一つの例 では商工会議所でもお願いいたしておりますが、企業がそれぞれ努力して頑張って いただく、それぞれがまたいろんな研修受ける、にプラスして異業種間交流ってあ り異業種間交流とてもこれ大事なんです。しかし非常に難しいんです。同じ業種の 方もいます。ちょっと変わっただけで同じライバル同士もいますし、でもそれを乗 り越えてやっぱり異業種間交流の中で連携し合ってやっていけば、もう一つひとつ の力がもっと3倍にも4倍にもなってくるという連携、ネットワークも図っていか なきゃならない。同時にそんな中へ職場の職員も役場の職員も飛び込んだりして訓 練受けることもとても大事だろうと、こんなふうに思ってます。一口にこれは簡単 に言い表すことができませんので、それぞれこれから人材づくりを主眼において、 これもやってればということになりますが、大きな政策の根幹にも入れたいという ことでいろんなことを用意し進めていくつもりであります。担当課長の方からもう 少し詳しくお話を申し上げます。

#### ○ 総 務 課 長

それではさきほど町議さんがおっしゃられましたことで尽きるかと思いますけれ

ども、もう少し具体的に申し上げます。職員のですね理想像といたしまして3つ大 きな、3つの理想を掲げましてそれを柱としております。1つにはですね町民の皆 さんの立場に立って協働のまちづくりを進めていけれるようなそういう職員像、も う1つにはですねこれからドンドン進んでくる地方分権を受け皿を作るための、地 方分権を進めることのできる公正な判断で時代の変化に対応できるようなそんな職 員像、もう1つには常に自己啓発の意識と部下の育成、そしてコスト意識を持った これからの行財政改革を進めることができる職員像というものを、3つのこの目標 を掲げましてさきほどおっしゃられたような方策でもって能力開発、あるいは人事 制度の職場環境づくりといったものを進めているわけであります。能力開発の中で は今年度から職員のですね自己啓発活動助成事業を取り入れさせていただきまして、 10万円の予算で始めさせていただいて2分の1くらいの自己啓発をした職員には補 助を出していこうという制度を始めたんですが、おかげさまでこれも好評でしてで すね、現在までに10人くらいの個人、グループがですねそんなところに携わってい ただいて自己啓発に頑張っていただいてました。それから人事制度におきましては これから数年後にですね国が現在地方公務員の人事制度導入を始めましたので、そ のへんの様子を見ながら早々にも下りてくるかと思います。そのへんを捉えながら ですね現在やっておりますのが、目標管理ですとかこれはシートを作ってそれぞれ 上司との面談を数回行う中でまた最終的には能力評価といったものをその中で進め て、そしてもう少し先にはその人事評価というところで確立をしていきたいという ことで人事評価も試行で始めているはいるわけですけれども、なかなか評価者の育 成というところで大変な部分かなあというのを感じているところであります。それ から職場環境づくりとしてはですね、働きやすい職場づくり、現在非常にいろんな 多種多様な業務が入って複雑多岐にわたってくる中で精神的にそういうストレスを 感じる職員も多いわけでありまして、コミュニケーションによる活性化を図るため にもですね職場環境づくりに力を入れるといったそんな方策でもって現在進めてい る状況であります。以上です。

## ○宮下(11番)

21年度に入って研修として町職員窓口接客クレーム対応研修、あるいは管理職を 対象にした人材育成研修会が既に行われておりますけれども、まだこのほかに21年 度何か研修を引き続いて計画しているのかどうかちょっとお伺いしたいと思います。

# ○総務課長

21年度の計画、基本的にはですね市町村の研修機関といたしましては市町村研修 センター、これ長野にあるんですけれども市町村の職員を対象としましたそういう 機関がございます。それから全国におきましては全国市町村国際文化研修所という 研修施設がございまして、そちらの方でも市町村の職員を対象とした研修を受け入 れております。これは毎年でありますけれどもその中でも一般研修ですとか専門研 修、特別研修といったものがございましてこれは毎年送り込んでおりまして、例え ば一般研修におきますと新規採用職員の研修、それから中堅行政職員研修、係長研 修といったものがございます。専門研修でもですね今年も財政事務研修、それから 法制執務人事給与管理ほかですね7種目に1人から2人ぐらいの職員を派遣をして 研修を受けさせております。それから今言われた一般職員研修の中に管理監督者の 研修、それからこれは花王の100年企業を育てた人事担当の人材育成についての研 修を受けたわけでありますが、それから窓口接客とクレーム研修、こちらにつきま しては長野経済研究所のアドバイザーといった民間の講師の先生、それから人事評 価制度はですね、確立させるための一般職、管理職の研修といたしましてこれも日 本経営協会の方から講師をお願いしてそんな研修も一般職員の対象に受けさせてい ただいております。そのほかにですねさきほど町長申し上げましたように交流職員 6 名出ておりまして、これ1年から2年のスパンで研修をしているわけですけれど も、こちらも大きな研修の一つかなあとそんなふうに思っているところであります。 以上でございます。

# ○宮下(11番)

只今聞いていますと年間の研修もそれぞれ接遇等、いろいろクレーム等もありますけれども、いろいろの国策がここで大きく変わると思いますので、それに対応する研修等も非常にあると思います。大変だと思いますけれどもそれぞれ少人数の中で対応していただくことがこれから更に必要と思いますんで、そこらへんの教育も是非お願いしたいと思います。現在積極的に取り組んでいることは評価できますけども、その成果の反映をどのように生かすかが大事だと思います。それぞれの研修において研修計画を消化するだけでなく、講師などの選定及び研修内容の評価と検証を行い、次に活かす取組みを更に継続していただきたいと思います。

次に人事制度による人材の確保について質問します。財政の健全化を図るための

人件費抑制、すなわち人員削減は必要でありますが、職員の減少分を教育研修のみでカバーすることには限界もあると思います。現在また将来にわたり年齢階層においての空洞化を懸念するものであります。そこで質問します。人材育成の観点からも定期採用は必要と考えるが、22年度の採用計画をどのように考えているのかお伺いします。

## 〇町 長

既に採用試験一部終わりまして、これからまた特定の技術者なりに対しての試験 も行われますけれども、ちょっと年齢層が空いたところがありましてその募集を掛 けてその年齢層だけ募集とはめずらしいこともここで行いまして、約7、8名応募 がありますからその中で1名採りたいということを、要するに特定っていうのはそ ういう意味です。それ以外一般行政職の方で保育士とか、それから一般行政職とか 看護師とかいう面接も終わってもう発表いたしました。その中で一般行政職に関し ましては4名、中級職で4名合格させてます。したがいましてさきほども言いまし たけれども7名辞めたら、0とか1名でなくて4名は今回は確保しまたもうちょっ とほかの皆さん方もお願いするようにしていきたいと。保健師の方ももう1名、そ れから保育士も1名確保し、保育士はまた中間層の年代へもう1名、こんなことで 適宜図っていきたいというふうに思います。職員人数の問題は、いろいろ問題があ りますが「ほぼ底に近づいたろう」と行革の中の計画では、というふうに私は見て おります。だからまた上げるっていう、総和的な問題じゃなくて、このくらいで維 持しながら様子見ながらまた事務量が非常に多い所へはまた応援だとか、そこへは 少し増やすとかいろんな適宜して職員も明るく、余裕を持ってとはなかなかいきま せんけれども「忙しい仕事はうんと忙しい人に頼め」と「必ずやってのける」って いう合い言葉があるぐらいで忙しい仕事を暇な人に頼むとなかなかやってくれな いってこういうジンクスも逆論ではある筈ですから、若干忙しい中でサービスを落 とさないようにあまり過激にならんように注意を払っていきたいとこんなふうに 思っているところであります。

## ○宮下(11番)

さきほど宇治議員からもありましたけれどもこの新規、定期採用については柔軟に対応していただくことが大切かと思います。さきほど町長は定年退職者の補充は 辞めた人をともありましたけれども、できるなら若い人を採用していただいて賃金 も退職者と定期採用では3分の1ぐらいで使えるしそれから若い人たちをここで使 うということは町外へ、外へ出て行く人を止めることもできますので人口増の観点 からもそういう方向に変えていただければ良いじゃないかと思います。

次に人事評価についてお尋ねします。さきほと課長よりありましたけれども上司が部下を、職員が上司を評価するとした人事評価について既に今年度から試行が始まった人事評価制度の考え方をお伺いします。

## 〇町 長

簡単にお答申し上げて課長の方から詳しくお答えをいたしたいと思います。目標管理と能力評価などのことをやっておりますし、これはマニュアルにも既に作り上げてありましてこれを指導する先生方も来て講習を受けながら住民の皆さん方もまちづくり懇談会から発した一つの会合を持って、これを進めております。なおCSということで顧客満足度調査などもこれに適宜加えて、自分たちの評価だけでなくてお客でお客さまは、お客さまって言いますか住民の皆さんはどう取ったかというふうなこともチェックしていきたいと思います。課長の方からももう少し詳しくお答えいたします。

## ○総務課長

人事評価制度でございますけれども、現在目標管理と能力評価といったことをですね中心に進めておりまして、360 度多面的評価をすることによってですね公平性、公正な透明性や客観性を持たせたそういう評価ができるわけであります。そのためにですね同じようなレベルの評価する側の統一した見解を持たなければいけないという中で、一人対ひとりというとなかなか問題があるもんですから複数で評価をするというような方法の中で現在模索をしているような状況でございまして、これは国家公務員のですね動向を見ながら、県の動向を見ながらそのへんを導入して進めていきたいとそんなふうに今しているところであります。目標管理につきましてはその日々の仕事の積み重ねの中で当初の目標ができたかできなかったと、能力評価についてはその期間内にその目標に向かってどれだけ伸びたか伸びなかったっていうようなものを、判定をするような形の中で皆が納得できる、誰もが納得できるようなそういう制度にしていって最終的にはそれが給与の部分に結びついていくような形でしないと人事評価も完成しないということで、その評価の結果を処遇へ反映するっていうのはもう少し先になろうかと思いますけれども、そのへんまでを見据

えたその制度を今取り組んでいるところでございます。以上でございます。

## ○宮下(11番)

いずれにせよ、人材育成は容易なものではありません。職場の意識改革を人材改革は人材育成が原点であります。この試行を早期に本実施に移行され職場の活性化に活かしていく取組みの強化を指摘しこの質問は終わります。

2つ目として機構改革についてであります。18年の機構改革は行政のスリム化・合理化・事務事業の見直し及び人事適正管理などを目的に組織の再編統合をされたことと思われます。18年機構改革前年と改革以降の課長職人数の推移については、17年16名、18年15名、18年この時15名は改革をした年度です。19年16名、20年17名、21年17名となっており再編統合後も増員しているのが現状であります。平成18年の機構改革で商工建設課・水道課・農林課の3課が産業振興課及び建設水道課の2課に、更に町民課と税務課が統合され住民税務課となり機構改革で5課が3課にされました。質問します。統合該当課の現状をどう評価しているかお伺いします。

## 〇町 長

それでは次の機構改革についてのご質問にお答えいたしたいと思います。やはり各課統合ということで、これはどこでも辰野ほどやったかどうかは別で、取ってきたこの地方切り捨てという言い方がおかしいんですが、交付税減らされたりというような国の政策に対応するために経費節減の中で行ったことであります。統合した方が良いからやったんでなくて、やらざるを得なかったというのが現状であります。ちょっと辰野は進み過ぎたかどうか、そのへんが問題かもしれません。そういう中で評価でありますが、結構それでそれなりにやはり皆さん方担当課長に付いて担当課長補佐を就けてあります。住民税務課などは3人の国保も入れると3人の課長補佐が就いてそれぞれやっているわけであります。ということで私どもとしてはそんなに現在ではもうちょっとまた斟酌(しんしゃく)してみますけども今の時点では大きな問題は今考えてはいないところであります。もう少し経ったらまた調査をさせていただきたい。無理を言っているわりには比較的スムーズに各課が動いているから、こんなふうに私は受け取っておりますが。

#### ○宮下(11番)

機構改革の結果はまあ上手くいっているということをお聞きしました。ですが今次に移りたいと思いますけれども。住民税務課の件ですが、住民税務課が今一度国

保が保健福祉課へ移りましたけれどもまた戻ったということ。それから非常に環境、 それから国保、あるいは特定健診、それから税務の関係いろいろの業務が今一つの 課の中で肥大化しているように感じるわけですけども、現在のこの住民税務課は7 係で運営しており特に税務関係は18年機構改革以後、固定資産評価替え作業、現在 行われている航空写真に基づく課税対象家屋の調査、19年度国からの税源移譲によ る個人町民税の増額に伴う滞納者・滞納額の増大など滞納徴収向上策を強化しなけ ればならない時、町は21年4月より課長補佐兼務の滞納対策室長1名を減員してい るのが現状であります。また平成20度辰野町一般会計審査意見として町監査委員か ら 町 税 等 の 滞 納 整 理 に つ い て 「 現 年 度 分 の 収 納 率 が 98.4 % で 前 年 に 比 べ 0.3 % が 下 がり、滞納繰り越し分の収納率が12.7%で前年より1.3%下回っている。自主財源 確保と税の公平性の見地から今後も引き続き最善の努力をされたい」との指摘も受 けております。また19年度審査意見も同様の指摘を受けており、監査委員指摘事項 について重く受け止め、改善の方策を執るべきと考えます。参考に近隣の税務職員 構成を見ますと、箕輪町16人の内、税務課長、専門課長、徴収対策室課長、計3名、 19年度町税収入額37億 3,628 万 1,000 円。下諏訪町14人のうち税務財政課長1人、 19年度町税収入額30億 9,792 万 1,000 円。 辰野町13人のうち住民税務課長1人、19 年度町税収入額29億6,671万8,000円となっています。国の三位一体の改革による 地方交付税の削減、国庫補助金、負担金の見直し、税源移譲などによって大幅に財 源が減少している中、町の財政安定化のため自主財源の確保と町税の収納率向上を 最重要視すべきと考えます。そこで質問します。徴収部門強化策として税務課の単 独設置が必要と考えるが町長の考えをお伺いします。

#### ○副町長

さきほどですね住民税務課の大課制にした経過につきましては町長の方から話したとおりの状況の中でありますが、更にここで単独に税務の方をですねしたらどうかというお話でありますが、この件につきましてはさきほど国保が住民税務課に入ったっていうのは、この4月からまた増えたわけでありますのでこのへんの経過については今行財政改革推進本部の第2部会がこの組織についての検討をしている組織体がありますので、もう一度このへんのところはですね、そこも含めて検討をしていかざるを得ないのかなっていうふうに思っております。ただ税の関係につきましては、昨年より確かに徴収係という形でいきますと1名減という格好になって

はおりますけれども、住民税務課、大勢の職員の中でそれぞれ担当地区を持ちながら徴収に入っているということには変わりはありませんので、現実的には徴収部門に影響が出ているということはないっていうふうに判断をしておりますし、特にこの徴収問題につきましては町内の各課でそういう徴収をする職員が全部集まってですね、事務局会議を年に1回か2回しか開催をしておりませんでしたけれども、ここもう3、4年の中では年に4、5回の開催をしてそれぞれ対応をしながら徴収に努めているところでありますので、そこらへんのところの推移も見ながら推進の第2部会の中で少し検討をしてみたいとこんなふうに考えております。

# ○宮下(11番)

さきほど中村議員からもありましたけれども税の公平性を確保するために徴収率 の向上に向けた強化策に早急な対応が必要と考えますがこの点も前向きに考えてい ただいて取り組んでいただきたいと思います。以上で私の質問は終わります。

# ○議長

お諮りいたします。本日の会議はこれにて延会としたいと思いますが、これにご 異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

# ○議長

異議なしと認めます。よって本日はこれにて延会といたします。長時間大変ご苦 労さまでした。

# 9. 閉会の時期

9月9日 午後 16時 09分 延会

# 平成21年第12回辰野町議会定例会会議録(8日目)

- 1. 開会場所 辰野町議事堂
- 2. 開催日時 平成21年9月9日 午前10時
- 3. 議員総数 14名
- 4. 出席議員数 14名

事務長

1番	矢ヶ崎	奇 紀	男	2番	前	田	親	人
3番	三	善善	業	4番	中	谷	道	文
5番	中 柞	寸 守	夫	6番	永	原	良	子
7番	船	大 善	司	8 番	岩	田		清
9番	根	喬 俊	夫	10番	成	瀬	恵津	丰子
11番	宮	下 敏	夫	12番	宇	治	徳	庚
13番	山岸	岸 忠	幸	14番	篠	平	良	平

5. 地方自治法第 121 条により出席した者

町長	矢ヶ	- 崎	克	彦	副町長	赤	羽	八沙	∥男
教育長	古	村	仁	士	代表監查委員	小	野	眞	_
総務課長	小	沢	辰	_	まちづくり政策課長	松	尾	_	利
住民税務課長	林	龍	太	郎	保健福祉課長	井	口	敬	子
産業振興課長	中	村	良	治	建設水道課長	増	沢	秀	行
水処理センター所長	<b>一</b> /	'瀬	保	弘	会計管理者	竹	淵	光	雄
教育次長	林		_	昭	病院事務長	荻	原	憲	夫
福寿苑事務長	金	子	文	武	消防署長	赤	羽		守
両小野国保診療所					社会福祉協議会				

6. 地方自治法第 123 条第1項の規定による書記

議会事務局長 桑 沢 高 秋

林

康彦

向 山 光 事務局長

議会事務局庶務係長 武 井 庄 治

7. 地方自治法第 123 条第 2 項の規定による署名議員

議席 第13番 山 岸 忠 幸

議席 第1番 矢ヶ崎 紀 男

# 8. 会議の顚末

# ○局 長

ご起立願います。 (一同起立) 礼。 (一同礼)

# ○議長

おはようございます。傍聴の皆さん早朝から大変ご苦労さまでございます。定足数に達しておりますので、第12回定例会第8日目の会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は一般質問であります。8日に引き続き一般質問を許可してまいります。質問順位8番、議席9番根橋俊夫議員。

# 【質問順位8番、議席9番、根橋 俊夫 議員】

# ○根橋 (9番)

おはようございます。傍聴の皆さん大変ありがとうございます。それでは只今か ら4点につきまして、一般質問をさせていただきます。最初に辰野病院の建設場所 と時期、あるいは当面の経営改善対策ということについて質問をさせていただきま す。総選挙は長く続いた自民党・公明党政権の終焉と、民主党政権の誕生をもたら しました。国民が主人公の政治の実現に向かっての第一歩の、大げさに言えば新し い日本の政治を作り上げていく時代の幕開けとして、大きな期待を持っているもの であります。同時に民主党のマニュフェストに示された政策の中には、例えば子ど も 手 当 て の 財 源 や 憲 法 第 9 条 の 見 直 し 、 消 費 税 の 増 税 、 比 例 代 表 の 80 議 席 削 減 、 日 米FTA交渉の開始など必ずしも賛同できない、あるいは危惧される政策が含まれ ていますがいずれにしても主権者である国民が国のあり方について模索をし、探求 をしていく時代となったことは大変喜ばしいことかと思います。今回の政権交代は 地方自治体にとっても大きな変化をもたらすものと推測をされます。マニフェスト では地域主権の確立を謳い、地方の自主財源を増やす方向のようです。したがって 辰野町にとっても国の補助金頼みでない、自立的なまちづくりが必要であり真の自 治能力が試されると思います。その意味でも画期的な時代に入ったわけであり、新 たな気持ちで元気なまちづくりに邁進をしていかなければならない、と私自身も決 意を新たにしているところであります。とりわけ医療や福祉に関しては、医療崩壊 を食い止めるとして具体的には後期高齢者の廃止、社会保障費 2,200 億円削減の撤 回、医師・看護師などの医療従事者の増員、診療報酬の増額、地域医療計画の抜本 的見直しなどが明記されており、今後の具体的な政策展開に期待したいと思います。 こうした政治状況の中で、10月25日投票で町長選挙が行われます。 辰野病院問題は 町長選挙の最大の争点の一つだと考えております。まず建設場所について伺います。 町長は3月議会では前田議員の質問に対して「クミアイ飼料跡地に立てる方向で研 究を加える」と答弁いたしました。ところが 6 月議会では中谷議員及び宇治議員の 質問に対して「クミアイ飼料跡地以外の場所についても検討する」との答弁をして おります。一昨日の保健福祉医療の連携を考える会の資料では「他施設を考慮した 入浴サービスとデイサービスをどうするか検討し、医療環境の整備を基本とする病 院を建設する」としています。更に昨日の答弁では町長自身が「リハビリには水中 歩行がいい」と見解を述べ、プールを活用した病院建設を示唆しております。更に 事務方には、クミアイ飼料跡地と荒神山両方について作業を指示しているようであ ります。町民からも「病院はどうも荒神山に造るようだ」という噂も広がっており ます。これら一連の流れからは、町長は荒神山に病院を建設するハラを固めている と判断するのが通常の感覚かと思いますが、一体病院はどこに建設する考えなのか まず伺います。

## 〇町 長

昨日に続きまして2日目の一般質問でございます。 傍聴の皆さん方も関心を持っていただき、ご参加いただきましてありがとうございます。 質問順位第8番の根橋俊夫議員の質問からお答えを申し上げていきたいと思います。 まず病院の建設場所について、というご質問であります。 現在は前からお話申し上げているとおり辰野病院の敷地として購入した工場跡地というふうに決定しているところであります。今いろいろ根橋議員が「そうでないだろう」というような話をいろいろと言ってまいりました。 しかし医療環境あるいは国政の動き、ここでまた政権も変わるわけですけれども、いずれにしましても大きく振られてきていることは事実だということで住民の皆さんもご理解のことだと思います。まずは医師不足、医師の引き上げそれから発しまして改革プランが今度は厚生労働でなくて総務省から出されて、約1年を掛けまして全国の公立病院全体に課せられた課題でありまして、そのことを作り上げて今現在は県から国へ回っているところでありますが、このことが一応大変なキツイ課題であります。そのことに対しまして国とも辰野病院今度は独自で非公

式ではありますけれども、あるいは半分公式でもありますけれども交渉段階にある と、このことは事実であります。しかしそういう中で大変にいろんな医療環境が変 わってきたということはご承知かと思います。そういう中で現在は今議員もご指摘 になりましたけれども、医療だけでなくて福祉から保健からいろんな制度が変わり、 また事実上よく考えてみますと保健・福祉・医療がバラバラで単独でやっていく問 題ではない。一住民のあるいはまた一人の人体を扱う問題であります。したがいま してこういったことは保健・福祉・医療と連携をしていかなければならないだろう と、これはこれで事実上課題として私が前から言っていたことでありますが、よそ の市町村でもあるいはほかの団体でも他でもそんなことを少しずつ言うようになっ てはきた時代でもあります。これは結果論的でありまして国が「保健・福祉・医療 を連携しろ」っていうことを言っているわけじゃありませんが、正にそのような状 態に入ってきている、単独でバラバラにやるものではない。一つの問題といたしま しては特定メタボリックシンドロームに関しまして、特定健診などから見てまいり ましてもこの強制と言いますか、国民全員がそれぞれの保険者のもとで判定をして 特に高脂血、それから高血圧、高血糖などの習慣病の一番の根本としてそっからい ろんな病気が多く発生しているということで、それを止めようということでやって きているわけでありまして、これは正に医療の分野でもありますしまた医療で人間 ドックを自主的にやる方もいらっしゃるわけでありますしその検査結果、即メタボ リックシンドロームの特定健診に充当できるというものでもない。したがって出て きたばかりの人が2回しなきゃいけないというような形もありますが、そのへんは 若干項目を増やす2つ3つ増やすことによってどちらでも、その相関性があります ので逆に特定健診した人が病院で何か見てもらう時に検査の前にその表を出すこと によって、一応の健診が終わって次の医療段階に入ると、非常に重なってきている ということです。分かりやすく言いますと医療の分野がこうありますと、福祉、そ れから保健、バラバラでなくて中心は違いますけれども円が重なっていると、特に 重なる部分は保健福祉中心部分は3つが重なる、保健・福祉・医療の3つが重なる というようなことなどもとても出てまいります。ほかの2つが重なりまた3つが重 なっていろいろとそのような場合が想定されるわけでありますが、それで一番困る のは住民であると、どこへどう相談して何をしたら良いのか、病院でも殆ど実現実 状態では特定疾患治らなくても、特定疾患と言いますか脳疾患あるいは心臓疾患な

ど非常に重症な病人の方であっても手術終わった後も治らなくても3箇月で出てけ ということである、これに対して引き受ける病院も必要であるしその引き受ける病 院とて亜急性紀、あるいは慢性期、回復期、前では療養型という形もありましたけ れども、そういう方であってもその病院でもある一定の限度で出ていかざるを得な い。それを受けるのはやっぱり福祉である。福祉なら福祉で受け切っていいのかと いうとそこへやっぱり医療も関与してくる。例えば在宅に入った場合にも往診だと かそういうことも病院としても行っていかなきゃならない。同時に病院で治療すれ ば全部在宅で大丈夫かっていうと、それに対しまして福祉の手も非常に大事なこと である、また保健指導も必要であるということでそのようなことで保健・福祉・医 療の構築を考えるという考え方で、まずは住民の皆さん方が好き勝手ないろいろ 困っていることを出し合って、それで一つの体系を作っていこうとこういうことで やっております。なおまたこの病院に関しましては上伊那の3病院、公立3病院伊 那中央病院と昭和伊南病院と町立辰野総合病院、この3つの連携ということが第1 回は不適当ということで私どもも賛同しなかったわけですが、今度は県も間に入っ ていただいて第2回目の連携であります。これはやはりすべきであろうと、後でま たあろうかと思いますけれどもそのことによって連携していくというにこの動きが 周りが変わってきていると、このことに対して町は決めたから言ったから2年前に やったからそのとおりにやらなきゃいけない、というわけにはやはり住民益にあた らないということで、一応沿うものは沿っていこうと。なおその中で独自路線ある いはまた住民要望の強いもの、あるいはまたその病院の特徴を出していこうという ようなことで、病院の構築を考えてるところであります。したがいまして現在の段 階では間違いなく前にも言いましたとおり、工場跡地というふうに現在は決定して いるということです。しかしそういったことの動きが場所を変えるために動いてい るといことではなくて、病院自体の取り巻く環境自体が大きく振れ動いている、そ れに末端行政であります我々は独自の主張もしながら、やはり有利なものは持って いく必要があるとこういうことであります。水中歩行という話を申し上げましたの はこれはさきほど言いましたように保健・福祉・医療合体ではありますけれども、 福祉の段階でそんなようなこともできないかなっていう考え方を昨日の答弁では申 し上げたわけであります。あえて病院の中へ造るということは申し上げておりませ ん。しかし今後の住民の皆さん方の発展の中でそういうことも考える場合も出てく

るかと思います。しかしそれはあえて荒神山でなくてもどこでもそれはできること であります。福祉段階でも前から強い要望がありまして水中歩行です。歩行の場所 を欲しい、パークセンターふれあいを造る時もその計画を立ててみました。とても 高いお金であの時は理想的なものを考えたわけでありますが、断念したこともあり ます。住民の皆さん方の中でやはりお年寄りになってまいりますと、足腰の問題が とても出てくる。町長訪問で91歳以上の方を回らせていただいてもまずは「元気だ けど足が痛い」「歩きがちょっと弱くなった」とこういうことであります。また医 学的な先生方のお話を聞いてみましても、やはり杖をついて外を歩くそれにちょっ と耐えられない人は本当はどちらかと言いますと、浮力の中で動くとそんなに痛く なく、しかし動いてますから外歩く程じゃなくても筋肉が段々盛ってくる。筋肉が 盛ってくることによって段々外の方もそんなに痛くなくて歩けるようになる、こう いうことは本当は欲しいね、しかしそのことに対しましては水中歩行やったからと 言って国からの医療報酬、診療報酬が来るものでもありません。そういう段階であ りますので、しかしだからといって誰が見てもそういう分かることに対しては研究 をしていかなきゃならない。病院の中に取り込むということでもそのことを言うわ けでもありません。昨日は介護予防の船木議員さんの質問に対しての中で絶対的に 何か取り込んでやるものはないのかと、福祉でもないのかというようなことであり ます。そういうことの中でその話をしたわけでございます。現在どこへ決めてとい うことではありません。とにかく今病院を建てるべく、しかし周りの環境に合うよ うに沿って、有利な町にとって財政的にもあるいはまた病院運営的にもそしてまた こんな病院を欲しいという、できるだけ理想に近づけるためにもまた要望に答える ためにも今構築に向けて進んでいるところであります。以上です。

## ○根橋 (9番)

次に移る前に町長に要望したいんですが、時間もありますので答弁は的確に、こちらで質問としている内容を的確にご答弁いただきたいと思います。今の答弁ですとクミアイ飼料跡地に造るということを改めて言明したというふうに受け取っておきたいと思います。ただし今の含みを感じておりまして、もしそれを違うということであるならば今までの議会での流れの中では全く違ってくる内容であり、そういう意味ではそれなりの説明をしてキチッとやはり町長選挙なりで民意に問うべきだというふうに考えております。

今度時期の問題に移りたいと思います。改革プランでは23年4月の開院を目指しておりまして、これも再三議論があるようにそこに間に合わせるにはもう来年早々には着工してかなきゃ間に合わないということかと思います。そうした中で今も言われましたが、上伊那公立3病院は25億規模の国の補助事業であるところの、地域医療再生基金の採択を目指して、この10月にも県の医療審議会に事業計画を申請するようであります。辰野病院は移転新築で事業計画を立案をされていると思いますけれども、これらの内容で建設時期については現在どのような計画になっているのか伺います。的確にこのことについては答えてください。

#### ○町 長

さきほど言ったように町独自の考え方で進めるならば、もう少し早めにもう着工 しているかもしれませんし、近々着工できるかもしれませんが今こういったことで 実は私どもが改革プランで厚生労働との私ども自体が「もう少し何とかならんか」 というような交渉をしている中であるいはまたほかの知り合いの官僚の中からこの 地域再生ですね、地域医療再生計画が出そうだということが昨年ぐらいから内報が 実はあったわけであります。しかし決定じゃありませんので公表もできません。そ の結果、このような今の状態でお話申し上げましたような地域医療再生計画が本当 に出てまいりました。この認定は医療圏で見ますと、県下で2箇所ぐらいが指定さ れるというふうなことであります。全国では 3,100 億円ということであります。こ ういう中で郡下3病院連携する中で、非常にこれはそれぞれの特徴と連携の仕方に よって認可されると非常にこれは有利なものでる。病院を建てるのに国の補助金と いうのは殆どないんです。特別会計ということで昔からそういったものは利益が出 るだろうからそれは町独自であるいは行政体独自でやりなさいというふうなことが あるだけで、若干の補助が運営費にあったり、あえていうと総工費の1割ぐらいは いろんなことでありますけれども5割、6割、7割という補助金のないものであり ます。しかしこれに乗ってまいりますとある程度の補助金というような形で考えて も、良いぐらいの国からの予算が取れるということであります。政権が代わりまし て今度はということで、様子も見ておりますけれどもおそらくこの医療に対しては そんなに変更はないだろう。なおこれは国会を通って議決されているものでありま す。若干予算の中でほかの方へそういうものでこのへんを少し下げたらどうかって いうようなことはあるのかもしれません。まだはっきり分からないところでありま

す。まだ組閣もされない状態であります。様子を見ながらこれには乗らん手はないということで待っていたものがいよいよ来たかなという私は感を個人的にはいたしております。これが出た以上はもう公表できますのでそれに沿うように、しかし3病院の連携が認められなければダメなんです。連携する中で辰野病院の意思だけが通るか、意思と言いますか気持ちだけが通るか、伊那中央は通るか、昭和伊南は通るか、いずれ中核病院を建てて今も現在もそうですから、それにまつわる病院として辰野病院のあり方も出てくるということであります。したがいましてそういったことで大きく変わってきておりますので、時期も方もそれが通り次第という形になりますから、このへんはお分かりいただきたいと思います。ただ単に遅らせているとか、理由もないのにお金がないから遅らせているとかそんなことでは一切ありません。場所についても同じことであります。今は現在はさきほどの場所へ決定しているということであります。しかし連携の仕方、どんなふうな連携になるのかということであります。しかし連携の仕方、どんなふうな連携になるのかということは皆さん方もまた一緒に考えていただきたいと思いますが、やはりこの連携はやはりすべきであろうというふうなことで進んでます。以上であります。

## ○根橋 (9番)

続きましてその病院の経営について質問をしたいと思います。病院の20年度決算が明らかとなりました。これ見ますと医業収支だけで約4億円もの赤字という非常に厳しい内容となっておりまして、これはいままでの国の失政のせいだとばかりは言い切れない病院独自の課題が横たわっていると考えるものです。すなわち医業収入13億5,800万円に対して医業費用は17億6,400万円。つまり4億500万円の赤字であります。更に詳しく検討してみますと、医業収入全体では前年比約7%の落ち込みの中で外来は約3%の落ち込みに留まりましたが、入院は同約12%も落ち込んで病床利用率が50数%ということで、入院の落ち込みが赤字を大きくしているというふうに思われます。経費について見ますと、収入の落ち込みよりも相対的に減り方が少なく、全体では前年度比4.2%の減少に留まっています。とりわけ人件費は1.5%、診療材料費は4.6%と減少幅が小さく、医業収益に対する職員給与費は1.4ポイント上昇して64.7%、材料費は若干下がったものの23.6%となっております。これらの指標は病院経営ではありえない数字というふうに承知をしております。これらの指標は病院経営ではありえない数字というふうに承知をしております。このような経営状況に至った原因と、この解決のために今までどのような改善対策を取ってこられたのか、これも的確にご答弁いただきたいと思います。

# 〇町 長

一口で言うと医師不足です。医師不足のために先生方も頑張っていただいており ますが、相当の酷使になっていることはご存知のとおりであります。前にお話しま したがある先生って多くの先生はお昼飯を食べるのが3時、4時ぐらいになってし まうぐらいであります。なお入院患者持って、それを見てまた宿直もやり、普通は 世の中の勤め方っていうのは消防職員もみんなそうですが、1日勤めると夜中まで 勤めると次は空け、次は公休とか休みが取れるんですが今の医療に関しては宿直は 宿直でやると次の朝同じように勤めて、こういうふうな形がドンドン続いて酷使の 状態辰野病院ばかりでありません。そういう中でこういった患者さんの変異は若干 あるかと思いますが、事務長の方からもお答え申し上げます。これに対しまして辰 野病院は8月1日から住民要望にも応えまして、透析ベッドを3床増やしました。 そして需要に応えるようにまだまだ少ないと思いますけれどもこのへんも辰野病院 の一つの特徴かなと、3病院の連携の中にも一つ入れていこうかなと思うようなこ とでありますが、いずれ現在のとこへ入れてもその機械は新築でも移せますので、 そういったことで取ったところであります。なお9月から今現在9月ですけれども **亜急性期の病床を8床導入する予定でいます。さきほど言いましたように亜急性期** であります。急性期終わって3箇月、あるいは病気によっては1箇月、あるいは小 さな手術でしたら1週間、10日ぐらいで「出て行け」と言われてなおまだ加療が必 要である、医療の手が必要である、在宅その他に無理だというような方の亜急性期 を医療とともに行う病院、これにも実は年月といいますか永遠にずーっと良いとか 2年も3年も良いとかいうことじゃないんですけれども、そういったことの中で 導入であります。このように努力しながらまた先生方にも発憤していただきながら、 ただし先生方がまいらないように、医者を入れなきゃいけないから一生懸命やって おりますし、この5月から1人内科の医者を珍しく、これも大変1年ぐらい掛かっ て交渉の中で来ていただきましたけれども、今いるお医者さんたちに頑張ってもら うことがまず大事でありますし、そのお医者さんたちだって医師不足は引っ張りだ こということですから、いつ引き抜かれるから分からんような様相に今あるわけで ありますので、お願いを申し上げながら更にまた経営のことも医局にもお話申し上 げながら、現在進んでおります。数値に対しましては事務長からお答えいたします。

# ○辰野病院事務長

経営改善については今町長が答えられたとおりでありますが、具体的には病院で経営機能の検討委員会というのがあるんですが、その中で具体的にどの部分が削られるかどの部分の収入が増やせられるかということで、細かい話ではありますが進めております。それと今施設基準的には町長が言われたとおり9月から亜急性期の病床を取る予定でありますし、リハビリの収入を増やす、またサービスを増やすという意味もありまして平日しかリハビリしておりませんでしたけども、とりあえず土曜日祝日についても職員増を図りながらリハビリを提供し、収入増も図っていく等を現在は考えております。また訪問リハビリにつきましても職員が増えなければ訪問リハの方はできないわけでありますけれども、需要増えておりますので職員増を図りながらこのサービスについても収入をと考えております。以上です。

# ○根橋 (9番)

時間がありませんので引き続き今年のところは若干改善してきているようですので、病院経営改善について細かい点はちょっと時間の関係で申し上げられませんけれども、努力をいただきながら大事なことはやはり移転新築をする前に、もう即刻やはり病院の経営改善のための具体的な取組みというのを先行すべきであるということを強く申し上げて次の質問に移りたいと思います。

2番目は町の開発公社の破綻処理に関してであります。町開発公社はそれまで受託しておりました湯にいくセンター、パークホテル、かたぶきの館などの管理運営に関して、20年度までにその全てで指定管理者選定競争で他の業者に破れ、21年度からは荒神山スポーツ公園管理も教育委員会の直営となり受託事業は全てなくなってたばこ販売のみであります。また20年度決算では1億6,100万円余の繰越欠損、21年度予算では更に700万円増えて、1億6,800万円の繰越欠損見込となっております。21年度予算では唯一の収入が町からの負担金50万円のみであり、これは主にタバコ販売のための人件費と伺っております。これに対して費用は、借入金の利息が250万円、管理費に500万円余となっており単年度でも700万円余の赤字となる予算であります。この状態は社会通念では破綻している状態、あるいは正確に言えば破産ではないかと思いますが、今後のこの借入金の返済計画はどうなっているのか、また公社の事業はたばこ販売のみですが、この事業は公社定款第4条にどこにあてはまるのかご説明をいただきたいと思います。

## 〇町 長

それでは2番目の辰野町開発公社の処理について、破綻って書いてありますが別 に破綻したわけじゃありません。このことに対しまして本来は、本来はと言います かこれは開発公社の理事会で話をすることであります。今回 3,500 万の負担金を町 から出すということをこの議会に上程いたしてありますので、その部分に対して審 議をいただいているところであります。審議がまだこれから進むと思いますので、 そのことにつきましてはここであまり答弁云々はできないというふうに思います。 ただ流れということは町にも関係ありますし、町のお金も出るわけですから根橋議 員がおっしゃるとおり簡単なご説明申し上げていきたいと思いますが、この開発公 社はいずれにしましても事業がなくなり、しかし現在はたばこ事業がまだあります ので継続いたしております。そして主なことはたばこ事業は赤字が出るわけじゃあ りませんので、主なことは今までのパークホテルなどが抱き抱えてた赤字を開発公 社が持つというふうなことで理事会で決定いたしておりますので、開発公社の方へ その金額がしょってきているということであります。さてその返済に対しましては どうするかということで、閉め方の実は問題であります。これは前からお話してま すとおりその分に対しましては町のお金で出して閉めるということです。しかしそ の締め方が町からお金を出したことになりますと開発公社自体の収入として計上に なってしまいます。収入として計上になりますと即刻その分だけ利益になってしま う、利益になりますと55%ぐらいの税金を取られるということです。税金を払うの が嫌というか、合法的には払わなきゃいけないんでしょうけれどもこういった財政 厳しい時でありますので、じゃあ税金を払わない方法があるかなということになり ますと、これは開発公社を今言いましたように破産の状況に持ち込んでその処理を、 同じお金を出すんですけれども町が出せばこれは収入という形でなくて、破産処理 ということであります。したがいまして決して破産したわけでも、ただ閉め方に対 しましては破産の方法もありますしあるいはまた普通解散の方法があります。町の 開発公社あるいはまた辰野町全体の住民益から考えますとできるだけ良い方法を取 るべきだということで現在、精算事務を進めているところでありますのであるいは またどの方法が一番良いかを継続しながら、またもし止めるとすればこれはたばこ 事業を止めるとすればどこにそれを継続していったら良いのか、というようなこと も考えながら閉め方について得策をできるだけ町が取れるように合法的に取れるよ うに、検討しているところであります。このことにつきまして副町長以下また開発

公社の常務などからもお答えを、開発公社の常務はここでは理事会じゃありません のでお答えするのが不適当と思いますから、副町長の方からもまた答弁を詳しく申 し上げたいと、以上であります。

## ○副町長

それでは今町長の方から答弁の、ほかの部分について私の方からお答えをしたい と思いますが、まずたばこにつきましてはこれは開発公社の中で決めることであり ますので、ここでお答えすることではないとこんなように思っております。それで 今質問の中でですね、指定管理者によって開発公社が全ての事業を完了したと、た ばこだけが残っているということでありますが、それで開発公社の理事会の中では 解散という形の一定の方向は協議の中で出ていることは事実であります。今町長の 方からも答弁がありましたとおり、このたばこの事業につきましては町といたしま しては非常に大きな収入財源になっているわけでありますので、この引き継ぐ団体 を今探しているとこういうことが今検討している中でもありますし、加えて今まで 事業をやってきた事業の部分がですね、非常に社会情勢の厳しい中でありますので 今後どんなような形が起こりうるのか、非常に流動的な部分もあるわけであります ので、この解散の時期についてもですね早急にすることが良いのかどうか、そのへ んのところはまた開発公社の社員総会、あるいは理事会の中で慎重に検討をして今 後の部分として考えていくという、こういう方向で今町としても取り組んでいくと、 それによって町がどう対応するかを決めていきたいと、こんなふうに考えておりま すのでそんなことでお願いします。

# ○根橋 (9番)

今の事情は分かりましたが、要するにですね今まで見ますと20年度までは町としてはその人件費、職員人件費とパークホテルに関する借入金負担がありましたので、その負担金を支出するっていうことは妥当性があったと思うんですが、今議論のとおり21年度以降はその必要性はなくなってしまったと、一口で言えば正にたばこ税、町としてのたばこ税を確保するために公社として公益性のない、殆ど利益もないたばこ販売を行ってそのために年額21年度でいえば700万の町税を使い、更にこの通常の破綻手続きは避けて、町からの負担金というような形でこのままいきや数年掛かって一般会計から出し続けていくというようなことは、正にこれはある意味無駄使いでありまして、また責任はあいまいにする不透明な処理というふうに私は考え

ております。公社の20年度決算を見ますと約 3,600 万円の残余財産があり、また21年度町一般会計予算では、開発公社の事業資金借入れに対する損失補償として 1億6,000 万円の債務負担行為を議決しております。よってですね今正に言われるように何が一番町にとっては有利なこの閉め方かって考えれば、以上述べた原資を充当することを基本にして社員の出資割合に基づく負担責任についても話し合いをし、いわゆる破産処理なりあるいは任意整理でも結構ですが、ちょっとそこは私も専門的でないので分かりませんが、いずれにいたしましても定款41条の規定によって解散をしていくということが一番妥当であり、資金負担も少なくなり筋論ではないかというふうに考えております。このことについては時間がないので、今後更にこれは議論は続けていきたいというふうには考えております。

次の質問に移りたいと思いますが、大変申し訳ないですけれどもちょっと時間の 関係上、3番をちょっと後にさせていただいて4番の町の商工事業協同組合に関し て伺いたいと思います。町は商工業振興基金条例に基づきまして、平成21年4月1 日付けにて商工組合中央金庫諏訪支店との間で「辰野町商工事業協同組合融資制度 に関する預託契約」を取り交わし、平成21年度は 8,300 万円を無利子にて預託をし ています。その契約第3条では町と商工中金は協力して融資及び回収が円滑に行わ れるように務めることになっております。辰野町商工事業協同組合の業務は、低利 で有利な条件で融資が実行され町の商工業の発展にとって大きな役割を果してきた と思います。全国的にもまれなケースとして注目を集めており、事業の円滑な運営 のために努力されてこられた関係者の皆様には敬意を表するものであります。しか しながら新聞報道等によりますと、貸付金の一部が回収できないで焦げ付き状態に なっておりその結果、商工事業協同組合自身が金融機関に借入金を返済することが できずに、新たな融資業務もストップしているようであります。そこで町に関係す る部分に限って伺います。第1に町が商工中金に預託しております 8,300 万円につ いては、辰野町商工事業協同組合が金融機関に返済できない場合でも、町は返還を 請求することができるのかどうかまず伺います。第2には辰野町商工事業協同組合 の業務の継続について、今後町としてはどのように対応していく考えなのかこの2 点についてお伺いいたします。

#### 〇町 長

辰野町商工事業協同組合に対する融資制度ということで、事業組合の問題であり

ます。これは長年商工業の発展に対しまして事業協同組合がご努力をされ、またそ れなりの大きな成果があった団体だと思っております。これはもうちょっと今いつ からかっていうのも調べれば分かりますけれども、樋口町長の時代からもう発足し たものと思われます。町は預託金を商工中金に預託金として預け、そしてまたその ことによってその 2.5 倍の貸し金を商工中金が商工事協に出していただくというこ とで、その融資によってそれぞれの商工業の皆さん方、商工事協の判断とまた商工 中金がおそらく関与しながら判断しながら融資をしたり返済してもらったりを繰り 返しているものと、このように思います。今のご質問にありました 8,300 万円の町 が預託したものであります。まだ残債もあり当然これについてはお借りした方たち が段々返済、割賦されてますから、残債がある内にこのことを引き上げることがで きるかどうかということでありますが、それは法的にはもしこの融資という事業自 体が止まったとすればですね私よく分かりませんが、また再開するとかいろんなこ とも情報などはうすらうすらは入ってきておりますけれども、本当にストップした とすればこれは引き上げることができます。しかしその時点で割賦返済している皆 さんに対します影響度も出てくるだろうと思います。ただこの結末がどのように着 くかを見てあげて引き上げた方が町に対する商工業の皆さん方に対する影響が少な い、町が引き上げることによっての今度は第2次的な被害が出てきてはいけない、 というふうなことは私どもが考えているとこであります。したがいましてこのもし 本当にそういった融資などの事業が止まるかどうかということでありますので、今 は返済金がちゃんと行われながら融資がどのように進んでいるか分かりませんけれ ども、そういう状況の中でということは聞いております。いずれにしましても商工 事協さんの問題でありますのでその推移を見守りながら、しかし町は預託に関しま しては町は最終的には止めてしまえば引き上げる、このことは法的にもチェックし てありますし商工事協さんとも確認をしてあります。以上であります。

## ○根橋 (9番)

ちょっと重要な点で再度確認という意味で質問させていただきますけれども、 ちょっと古いですが昨年の資料見ますと商工中金からの商工事協の長期借り入れは 約1億8,000万であります。そういう中で8,300万円の預託がもし、事業停止した 場合ですね、止めちゃった場合は全額返るというふうに理解して良いですか。

#### 〇町 長

この目的事業が停止すれば全額、要するに町のお金ですね 8,300 万は全額町の方へ引き戻します。さきほどちょっと言い間違えたかもしれませんがそのことは法的にもそれから商工事協さんでなくて商工中金さんとも確認済みであります。以上であります。

# ○根橋 (9番)

もう1点答弁漏れと言いますか、今後ですね確かに今、商工事協さんとしては報道等でよれば融資したくてもできないというような状態のようですけれども、今後町としてですね、町としてこの商工事協のこういった融資事業に対してはどういう ふうにされていくお考えでしょうか。

## ○産業振興課長

お答えをいたします。今後のことにつきましては、町が融資の契約を商工中金及 び商工事業協同組合と行っているわけではございませんので、事業の回収に手を貸 すことはできないということの中で、商工事協さんの資金の回収状況を見守ってい くということになろうかと思います。以上です。

#### ○根橋 (9番)

それはあまりにも人ごとのような答弁でありまして、町は商工業発展のためにね、 条例に基づいてやっているわけですよ。条例に書いてあるとおりね、商工業の発展 のために大きな役割を果たしてきたし、今後も果たし得る制度なんですよね上手く 使えば。だけどそれただ回収見守る程度の話じゃなくて例えば今言われたようにも う少し町としてできる方向はないかっていうようなことを検討してですね、やはり 何だかの方向性を出すべきだと思いますけれども、町長いかがですか。

#### ○町 長

町として何らかの方法ということになりますと融資枠がもう一杯なのでもう少し 預託金を増やしてくれとかいうようなこととかですね、しかし現在は 8,300 万です から 2.5 倍するわけですので、その枠をずーっと下回ってまた貸金になっているよ うです。今返済が進んでいるようであります。といいますとその増し金をしてみて もしょうがないところでありますし、またそのへんに対しましては商工業の発展に つきまして町としても、ほかの方法も今一杯やってますから事協さんだけではあり ませんので、いろいろ融合的に考えていきたいとこんなふうにも思っております。 なお事業協同組合の理事の方もたまに見えて話はするんですけども、よく掴んでい られないという部分がありますので、是非皆さんでよく話し合いをしてはっきり分かったうえどんなふうな状況かまず伝えていただきたいということは言ってあります。とにかく町は現在でも引き上げることできるんでしょうけども、やはりそうしますと一括返済しろというようなことを商工中金が実際に借りている方に、計画的に上手く返している方だってあるわけですから、一括取ってしまうと一括返済を迫られてもいけないと、そんなようなことで推移を見守ってそして適当な時期にもちろんこれは融資がストップしてその事業が行われなくなれば、行動が行われなくなれば町は引き上げるとこれだけのことであります。以上です。

# ○根橋 (9番)

それでは一応その商工中金については終わりたいと思います。最後にちょっと時間があれですが、簡単に答弁いただきたいと思いますけれども、3番目の課題でスマートインターチェンジの関係で、これについては6月議会で議論になったわけですが、一番問題は町の負担1億を超える負担だというふうに思われるわけですけれども、その負担と利用等を考えますと私自身の意見としてはこれ到底今の状況の中で取り組むべき課題ではないと思うわけですけれども、この間の6月議会では今検討を進めるという答弁でした。現状はどうなっているかだけ簡単にご答弁いただきたいと思います。

#### ○町 長

まずこのことは前にも言ったとおりでありますので、同じことを繰り返すことはできるだけ避けたいと思いますけれども、大きく大局的に見ますと鉄道の時代、辰野駅ができた、それで隣の駅へ行けば良いかっていうと飯田線もできた、小野から塩尻も抜けた。じゃあ小野へも、その内に信濃川島へ。飯田線ができれば宮木、それから新町、羽場と一つだけで良いっていうもんではないというようなことで、そんなようなことが利便性のために鉄道も発展してきました。いよいよこれが道路交通、車の時代になったということで伊北インターチェンジができて大変に辰野にも近い所であってよかったなあと思います。しかし国が勧めますことで10年間で200箇所ETCという制度と言いますか、同じだと思いますから繰り返しませんけれども、そのことに対しまして実験的な段階が済んで相当普及してきたと、そして各国、世界のいろんな高速道路見てみますと何十㎞に1つというんじゃなくて、もうちょっと近い所、5㎞とか4㎞とか中には8㎞でとかいろんなことでもって乗った

り降りたりできるようなインターチェンジができると、できていると。それに対し て日本もそのようにしたいというふうな考え方で、これがやっぱり国会を通過して 決まったところであります。また政権の問題もありますが、おそらくそんなに変え てくることはないだろうと思いますが、これに対して辰野町もどうせ造ってもらう ならばということで前から夢でありましたが、荒神山っていうんじゃなくて荒神山 と今のパーキングエリアの間ぐらいが町の中心部に入るし、伊北インターからでき るだけ離れた所であろうということで、そこへ造ってもらうと非常に利便性がある んじゃないかなというふうに思います。例えばこの辺の人たちが、羽場とか北大出 の羽北の皆さん方は別でありますが、東京へ行くにはまず伊北まで行って乗らずに 諏訪インターへ行って乗ってる率が非常に高い。降りるのもそうです。我々もそう ですが長野へ行く場合にも塩尻、小野を通って国道を通って塩尻インターから乗っ て松本、あるいはまた長野の方面へ行く人が多い、また帰りもそうであると。もし この今言った地点ぐらいにできたらどうかなっていうとおそらく殆どそこから乗っ ていくだろうと、こういうふうに思われます。ですからやっぱり利便性を高めるた めあるいはまたこういった町に対しましてのいろんな発展的な企業とか、あるいは 住民の生活だとか、利便性だとかいろいろ考えるとあった方が良いことは間違いあ りません。6月答弁の段階ではまず言ってみても物理的に無理かどうかと、非常に 高低差もある所でありますのでそれを模索する段階でありまして、今現在は大体物 理的な問題は一部において解決できそうであるということであります。この基本は 高速道路のネクスコという会社になりましたが、中日本高速道路株式会社ですか、 これが高速道路の敷地範囲内は全額持ってくれる。あと取り付け道、そっから先の 取り付けに対しましてはそれぞれ団体と言いますか、各市町村で持ちなさいという ことであります。まず物理的な問題は解決できそうだということがはっきりいたし ました。あとは住民要望、中には必要ないとか、必要であるとか、無駄なお金だと か言う方もありますので期成同盟会をこれから作ってそして検討していきたい、住 民世論もその中へ反映していきたいと、こんなふうに思っております。あまり行政 的に、ただ私の個人としてはないよりやってもらうならあった方が良い。同時にま た町の町道として取り付ける部分に対しましてもお金も掛かるわけですから、それ もできるだけあの手この手で町の負担を少なくする方法を考えて、そして国に要望 し造っていけたら良いだろうというようなことであります。基本的な民意はこれか ら期成同盟会をお願い申し上げ、その中に町も加わって一緒に検討してみたいとこ んなふうに思いますのでよろしくお願いいたします。以上です。

## ○根橋 (9番)

いずれにいたしましても町民の考え方を尊重して、これには取り組んでいただき たいと思います。以上で質問を終わります。

# ○議長

進行いたします。質問順位9番、議席13番山岸忠幸議員。

# 【質問順位9番、議席13番、山岸 忠幸 議員】

# ○山岸(13番)

それでは通告にしたがい質問してまいります。早いもので町長3期目12年の任期 もあと僅かとなってきました。この任期後半6年において国の三位一体の改革に伴 う交付金や補助金の削減、また景気の低迷からの税収減といったことから、町では 「第四次行財政改革大綱」また「同大綱の推進プログラム」また「緊急財政健全化 計画」の3点セットを策定し、行財政の改革に取り組んできました。当初この計画 は平成16年から平成20年までの5年間を計画期間としていましたが途中、国の集中 改革プラン策定の方針により、取り組み期間を1年延長し本年度平成21年度までの 計画としました。質問に入る前にこの集中改革プラン推進プログラムといったもの はどういったものであったのか、大まかにちょっと振り返ってみます。お手元に資 料をお配りしましたけども、その資料にあるとおりこの行財政改革大綱は大きく7 つの具体的方針からできており、その方針の基にそれぞれいくつかの実施項目があ り全部で 173 の項目があります。その中には昨日の一般質問の中にもあった、一般 行政職員の削減であるとか、人事評価制度の導入、あるいは町税等収納窓口の拡充、 コンビニ収納といったことも入っています。こういった実施項目の各年度の到達目 標を決めそれがどこまで到達できたか、Aの初期目的をほぼ達成(目標の80 %から 100 %を達成) から、 E 段階の検討の結果、他の施策との優先性を考慮し当 分の間見送る。または、計画の中止。までの5つの段階に分類して毎年進行管理を して行くものであったと思います。今年度でこの計画が終了するにつき、また町長 任期も間近となっていることから今回この取り組みの概括的な評価をお聞きし、ま

た今後の取り組みについてどのように考えておられるのかお聞きするものです。まだ計画の途中であり、また平成20年度の管理結果も出ていないところですが、資料にあるとおり平成16年から19年までの進行状況の結果等を参照にしながら質問したいと思います。資料1枚目の下に総体的な実施状況があります。これで見ますと平成16年22項目13%であったA段階が平成19年には77項目44%となってきています。おそらく20年の評価では半分以上がAとなってくるのではと思われます。また実質公債費比率等財政指標の向上や、基金の増加、起債額の減少等々を見るとこの取り組みが大局的には評価できるものだと思います。また一方で現段階で見てもB以下に留まる項目もありそうであります。もう一歩であったとも感じます。町長として総体的な評価はいかがなものかお伺いします。

# 〇町 長

それでは質問順位9番の山岸忠幸議員の質問にお答えを申し上げます。まずは只 今のご質問でありますが、第四次行財政改革大綱の推進プログラムの総体的な評価、 流れということであります。いずれにしましてもこの指標を住民の皆さんやまた専 門家も入れたり、また町の職員や議員の皆さんにも相談しながらできあがったもの であり、一番理想はこれを作ったとおり 100 %行くっていうのが目標でありますし、 そうでなければ本当はならないと思いますが、いつも言ってますようにやはり私ど ものこういった大綱、考え方、住民の民意を無視して、無視したって言いますか知 らずに国からいろんな行政の変更が事業の変更もなされてまいります。また政策も 変わってまいります。それに読み取って全部っていうわけになかなかいかないわけ でありますが、できるだけそうあってもそれを実施するようにということで努力を してまいりました。今回第四次行財政改革大綱は平成16年から平成20年5箇年、な お大綱は1年延長ということになっているところでございます。集中プランを作成 したものでありますし、また大綱の進行管理などにつきましては内部評価、行政改 革推進委員会15名、一般公募も9名あります。それなどで評価を実施してまいりま した。そういう中で結構進んでいるが遅いところは早くするようにというような忠 告も受けたり、またそれに励まされたりして進んでいるところであります。しかし やっぱり時の様子も変わってまいりますと、例えば災害があったりあるいはもっと 大事な問題もドカンと出てきたりすると、あるいはこの予算が急に付いて道路やる ぞというような形になったりしますと、そっちが優先するということも期限があり

ますので、ということもありますけども非常にこれは末端行政で辛いところでありますが、さりとて基礎自治体、昨日も言いました。その意地を持って決めたことはできるだけ遂行していこうということで頑張ってきたものと思います。全部はできなかったんですが一応21年度の評価はそういう方向に向かいまして、よくこのように皆さんが付いてきてくれてその方向に向かったと、また次の大綱を作るまた今度第五次総となりますがこれに対しましては民意を反映して作っていきたいとこういうことで今考えています。以上であります。

## 〇山岸(13番)

この評価まだ平成20年度の評価も出てませんし、21年ということになると来年の冬ということになりますんで、その評価注目していきたいと思います。ここで今町長の答弁にもあったんですけども、第五次の総合計画が平成23年から始まるということで現在そのアンケート調査も始まってきています。今後のこの行財政改革の取組みということについてこの五次総合計画と併せてちょっとお聞きしたいんですけども、現在五次の総合計画は平成23年から始まるわけですよね。行財政改革の方は平成22年、来年から新たに作らなければいけないということで今回の選挙によって政権交代も起こって、国の方針もこれから大きく変わるのではないかと思われるんですけども、そうした中でこの五次総の方はこれから1年半掛けて計画を作っていくという中で、私は総合計画と行財政改革が平行して進んでいくのが良いのではないかというふうに考えますが、そこはどういったお考えでしょうか。

#### 〇町 長

第五次総に対しまして現在民意を調査し行っているところでありますが、それより1年早い今ご指摘の第四次の行政改革大綱についても住民意識を希望などを把握したいということで進んでおります。国の集中改革プランについての条項を把握しながらもこれも取り入れていかないと、また分離してますとまた全然違ったことになってしまってもいけないというようなことでありますが、要するに1年ズレているところをどう思うかと、できれば本当に一緒にした方が私は確かに良いなと思いますが、ただこの五次総がまだ1年続いている、延長しているにもかかわらず次が始まるということになりますと、非常にそこんとこの整合性が難しいと思いますが検討はしてみたいと思います。担当課長からもお答えを申し上げます。

# ○まちづくり政策課長

只今町長申し上げましたように第四次の行政改革大綱及び第五次の総合計画というのが1年間ズレているわけでありますが、たまたま議員ご指摘のように国の部分でですね新しい集中改革プランっていうものが出てくるかどうかというようなことも含めまして状況を把握をしながら、第五次総合計画との整合性についても含めた中で検討をさせていただきたいというように思っております。

# 〇山岸 (13番)

さきほども言ったようにまだ全てが A ランク、 A 段階に達しているわけではないんで私たちももう 1 年、この第四次の行財政改革のこのプログラムをもう 1 年延長して進めて到達できないものを A 段階に到達させるようなプラン、プランというか推進をしていけば良いんではないかというふうに思います。 併せてこの前この四次の行財政改革大綱を作るについては「協働のまちづくり意見を聞く会」なんかを町内各地で開催したり、一般公募、さきほども町長言ったんですけれども一般公募委員からなる「協働のまちづくり町民会議」や庁舎内の職員による提言などを受けてこの大綱を作ってきたと思います。 さきほども言ったように政治が大きく変わろうとしている時ですので、 1 年半これから 1 年半っていうちょっと長い目で見て大きくこの大綱を見直した方が良いのではないかと考えていますんで、是非そこらへんをもう一度検討していただきたいと思います。この五次の大綱を作るについて、さきほども言ったんですけれども四次と同じような形で町内から意見を聞く会を開いたりとか、あるいは町民会議とかそういうものを開いて作ろうとするのか、この前と同じような態勢で進めていこうとするのかそこらへんをお聞きしたいと思います。

## ○町 長

できるだけ多くの民意を反映するようにしていく方法を取りたいと、このように 私は思っております。 具体的には担当課長のからお答えいたします。

# ○まちづくり政策課長

第五次の集中改革プランにつきましても、町長今申し上げましたように今回の第 五次総の住民アンケートの中にも入れてございますし、それの意識の把握をしてい きたいというように考えております。 なるべく多くの方法で作っていきたいという ように考えております。 以上でございます。

#### ○山岸(13番)

この点にもう1点だけちょっと確認したい部分があるんですけども、前回はさき

ほども言ったように大綱とそれから推進プログラムと緊急財政健全化計画ですかね、この3点セットにして進めてきたわけなんですけども、この緊急財政健全化計画っていうものが新しい緊急財政健全化計画として平成20年にできている、できているって言うかそういうふうにこのプログラムには載っているんですけども、そこはどうなっているでしょうか。

## 〇町 長

もう一度質問を確認していただきたい。

## ○議長

山岸議員再度、説明してください。

## 〇山岸(13番)

この行革コード 127 にもあるんですですけども、中長期財政計画の策定というコードがありますよね。この中でいくと新緊急財政健全化計画っていうものを平成20年に作成しましたというふうに載っているんですけども、これは19年の評価で平成20年に作成しましたってあるのもおかしいと思うんですけども、この新しい計画っていうのはできているわけですか。

# ○まちづくり政策課長

申し訳ございません。手元に資料がございませんので確認をさせていただきます。 〇山岸 (13番)

是非確認していただいて、私どももまだ目にしたこともありませんのでこれできていればその中身も知りたいところであります。

それでは続いて同じく今年度で計画が終了します、次世代育成支援対策辰野町行動計画についてお聞きします。この計画は急速な少子化の進行対策のために子どもの健全育成や児童福祉など子育て支援の充実のために策定されたものと思います。 僅か5年という期間で効果が早急に表れるものではないと思いますけども、この計画策定後の町の合計特殊出生率等にはどういった変化があったのでしょうか。町政要覧によりますとその人口ピラミッドが町政要覧に載っていますけども、毎年4月1日の人口を載せているわけですけども、ここの0歳から4歳までの人口を見てみますと平成17年この行動計画がスタートした年になりますけども、この時に0歳から4歳の人口が897人、以降18年が884人、19年が866人、20年が857人と微減状態が続いていると思います。こうした状況を町長はどのように捉えているでしょう か。

#### 〇町 長

この次世代育成支援対策行動計画はそのものは成功してきているというふうに 思っております。現在達成中のものもありますし、ちょっとまだ見送っているとこ もあるわけでありますが、例えば平日保育、ほぼ目標達成実施中、休日保育もこれ に対しましてはまだ未実施で検討中です。放課後児童健全授業は実施中でありまし て、西小、東小の学童クラブなどで行っております。一時預かりに関しましては一 時保育授業実施中、ただ病後の保育授業に対しましてはまだ手当が付かないところ でありますので検討し、早く実施できればということであります。病後のお子さん でありますのである程度、医療的な知識、資格のあるものが対応しないとならん部 分もあるのかというふうに考えております。また子育て支援事業に対しましては集 いの広場事業ということで、ご存知のとおり子育て支援センターを平成17年に開設 し非常に登録も多く、予想以上に功を奏しているとこんなふうに考えておりまして、 このことは相当進んできていると思います。ただご指摘の今の幼児と言いますか0 歳から4歳の人口に対しての微減状態であるということでありますから、特にこの ことの実施がなされたから増えるとかそのためにも一応やっているわけですが、も しやってなければもっと減ったかというふうなことにも理屈になってきますが、こ のことにつきましては子どもさんがやはり産んでもらえないような少子化の現象が もう現実に現れてきていると。したがいましてそれを防ぐには一人の一人と言いま すか結婚したご夫婦が子どもさんをつくる数が少ないということでありますから、 産みやすい環境づくりその他ということでこれだけの問題でなくて総合的に対処し なきゃならないと思いますし、また若い人たちが住み着いてくれるような環境も作 らないと一人で2人産んでいる方に5人、6人、4人産めというふうなこともなか なか強制できない。こんなに育てやすいんじゃないかもっと産めっていうようなこ との勧めにはなりますけれども、なかなかこれだけでは一本ではいかないっていう のが現状であるし、また辰野だけでない日本中の問題であろうかとこんなふうにも 考えております。しかしそれで良いんでなくて何とか若い人たちが来てくれる、集 まれるような辰野町というようなことでいろんな模索をしているところであります。 基本的には若い人たちにただ遊びやすいから、育てやすいから来てくれって言いま しても、それも一応一つの条件でしょうが一番はやはり働く場所があるかどうかと

いうことです。働く場所の提供をしないとどうしたってそれは来てくれと言っても無理であります。あるいはここに住んで近くへ勤めていただいても良いわけであります。したがいまして住宅政策ほか、とても辰野町の場合は農振法のベッタリまた埋蔵文化財もベッタリでありますので、それが悪いわけじゃないですが住宅造るにあたってはそれぞれ解除してかなきゃならないという、一つの住宅に対しましてはマイナス要素って言っちゃうと語弊がありますけれども、住宅をしにくい要素もありますので、それを逐次鋭意努力して外せる所は外し農業を守る所は農業を守る、埋蔵文化財は埋蔵文化財で早めに手立てをして発掘調査をするとこんなような形を中で企業誘致とともに住宅政策も取っていきたいとこういうことが総体的な流れだとこんなように思っております。以上です。

# 〇山岸(13番)

さきほどちょっとお聞きしたんですけども、担当課の方で分かれば出生率の変化 の数字が分かれば教えていただきたいんですが。

## ○住民税務課長

この数字は保健福祉課より出ております、平成20年度の保健事業実施実績による、そういった資料がありますけれどもその数字でございますけれども、平成17年度が6.8、平成18年が7.1、19年度が8.0、20年度は6.9という数字が出ております。以上です。

#### 〇山岸(13番)

これは出生率ですか?1.何%だという数字だと思うんですけれども。

## ○住民税務課長

この数字は人口 1,000 に対しての出生率ということです。千分率です。

#### ○山岸(13番)

この冊子にも行動計画ですね、これにも載っているんですけども合計特殊出生率っていうのは、一人の女性が一生の間に平均何人の子どもを出生するかを示す指標で通常15歳から49歳までの年齢別の出生率を合計して得るっていう数字で、1.2か1.3くらいの数字で推移していると思いますんで後でまた調べて報告していただきたいと思います。それでこの行動計画もさきほども言いましたけれども今年度でこの行動計画が終了するわけですけれども、また次年度以降5年毎の計画を策定しなければいけないというふうになっています。この次世代育成支援対策推進法って

いう法律によりますと「この計画を作成しようとする時は予め住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする」となっています。確かに箕輪町では既にアンケートの回収が行われていると聞いてますけども、町での取組みはどうなっているのか今後の進め方も併せて質問致します。

# ○町 長

次年度からの計画はアンケート作成を用意いたしまして意向を調査する段階であります。委員会を設置しまして策定作業を現在進めているところでありますので、 ご安心をいただきたいと思います。これも任期切れますけれども普通やるでしょう、 誰がやっても。お願いします。

#### 〇山岸(13番)

この具体的なスケジュールそれと委員会の委員の数、こういったものはどういう ふうになっているんでしょうか。 先んじている市町村では既にもう回収まで済んで もうその研究に、ニーズの研究に入っているということです。 もう 3 月までという ことになると半年、僅か半年っていう感じもしますがそこはどうでしょうか。

#### ○教育次長

現在の進行状況について申し上げます。アンケートの原案が作成されている段階でございますので、これ早急に配布すると同時に委員会を立ち上げるわけでありますけども、委員会の構成については只今検討中でございます。

#### ○議長

さきほどの件につきましてまちづくり政策課長より発言の許可を求められていま すので、許可します。

#### ○まちづくり政策課長

さきほどの新緊急財政健全化計画の件でございますが、この進行表の中にもございますが19年に新しい指標が出ましたので20年に先送りをしてございます。20年度に計画に着手をしたということでご理解をいただきたいと思います。

# 〇山岸(13番)

それではこの進行表にある20年に新緊急財政健全化計画を作成しましたっていう ふうにあるのは、できているわけでなくて今作っている最中という考えですか。

#### ○まちづくり政策課長

山岸町議おっしゃるとおりでございます。

# ○山岸(13番)

了解しました。最後にこういった中長期の計画や取組みについての検証方と公表 方についてお聞きするわけなんですけども私は今回この資料を作るについては町の ホームページ、まちづくり政策課の方の方から出ている数字を全部まとめただけの ものにすぎないわけなんです。これ非常に優れているというかキチンと数字も出て いるしその数字を円グラフにして何%かっていうかっていうの円グラフにして、分 かりやすい形で公表をされていると思うんです。それと後この進行プログラムの進 行管理についてはさきほどもおっしゃられた、委員会にこの数字が提出されてそこ で検討がなされていると、その中での会議録も一緒に公表されていると、会議録な んかも見させてもらうと職員の視点とは違った観点から意見が述べられている。一 般常識から見てこの委員の言っているのは正しいなって思うようなとこも多々あり ます。そうしたことである意味外部の評価を得ているということで非常に今の段階 では優れた公表方、検証方ではないかというふうに考えるわけなんです。できれば こういったものをこの推進プログラムでもあるんですけどもいろんな委員会とか、 審議会等でも広く進めていって欲しいなと思います。もう一つ検証方ということで はこういった計画を立てるについては、策定委員会っていうのが開かれると思うん ですけども、そういった策定委員会の方々たちっていうのは一番この重要性である とか、中身についても了解している思うんですよね。そうした方々にちょっと大変 ではあるんですけども1年に一遍この進行、この計画の進行状況をチェックしてい ただいてその中身、その中で討論されたこと等もホームページで公表されていくの が良いんではないかというふうに考えますけども、そこらへんはどうでしょうか。

## ○町 長

正におっしゃるとおりでこの検証につきましては計画策定委員会での検証ということで、現在も行っていると思いますがなおチェックし、またしっかりした委員会の中での策定の、委員会の皆さん方の検証を強くしていきたいとこんなふうに思っておりますし、また各種計画につきましては町の総合計画を始めとして沢山あるわけでありますから、それぞれ担当課で掌握いたしておりますがそれぞれ今のような方法で検証、審査、あるいは評価などのことも行いホームページで今おっしゃられたように公表していきたいとこんなように考えております。

# 〇山岸(13番)

是非そういうことを進めていってもらいたいと思います。せっかく半年なり苦労して計画を作って、作りっぱなしという状況、作って5年後に計画が終わっていたということのないように、やはりちょっとメンバーの方は大変かと思いますけどもそうしたことも進めていっていただきたいなあというふうに思います。以上で質問を終わります。

# ○議長

ここでさきほどの出生率の件、住民税務課長より答弁をいただきます。

## ○住民税務課長

さきほどは誤りでありましたけれども、1人の女性が一生の間に平均何人子どもを産むかという数字でありますけれども、資料が平成19年度のしかありませんけれども、1.57人であります。以上であります。

## 〇山岸(13番)

前にもこれを、出生率について質問したことがあったかと思いますけども 1.2 いくつというような状況であったような気がします。 是非大勢子どもができる社会を作っていってほしいなと思います。以上で質問を終わります。

## ○議長

ここで暫時休憩をします。なお再開時間は11時35分といたします。

休憩開始 11 時 18 分

再開時間 11時 35分

#### ○議長

休憩前に引き続き再開いたします。質問順位10番、議席6番永原良子議員。

#### 【質問順位10番、議席6番、永原 良子 議員】

# ○永原(6番)

それでは通告しましたとおり教育環境の充実について質問します。長引く不況・ 景気悪化の中、家計に占める教育費の問題が社会問題になっております。さきの衆 議院選挙でも争点の一つとなりました。学費値下げ、負担軽減を求める国民と日本 共産党の長年の運動が大きな変化を作り出し、民主党や一貫して学費を値上げして きた自民党まで負担軽減を公約に掲げるようになりました。民主党でも公約で公立 高校の実質無償化などの家計に占める教育負担の軽減の実行を掲げています。公約にのるくらい教育費は保護者に重くのしかかっています。そこで質問です。辰野町で小中学校の教育に掛かる保護者負担の現状と町の対応についてお聞きします。義務教育費の保護者負担ですが、辰野町では教育活動に関わるもの、学校行事、修学旅行や遠足、給食費、学年費など一定の分類できる範囲でどんな負担がどれくらい徴収されているのか教育委員会としてどのように把握しているかお聞きします。

## 〇町 長

それでは質問順位10番の永原良子議員の質問にお答えを申し上げます。小中学校 の教育に関わるということでありますが、一般に学費っていうふうなことは含む場 合もありますけれども、授業料などを指すわけでありまして今議員が後半に述べら れましたように、義務教育の場合は辰野町の場合は保護者負担という形で捉えてま いります。学費という捉え方ですと授業料まで含んじゃうと、授業料は取ってない とこういうふうなことを私は一応言葉上であえて答弁の中で申し上げておきますが、 それであと教育長の方から詳しくお答え申し上げますけれども、できるだけ保護者 負担が軽減なるようにということを教育委員会の方へお願いを私はしているところ であります。こういった急な経済事情、経済低迷が続く中で学校へ通うお子さんの 負担する保護者の分が大変で学校へも行かれないとか、大変な状態になってはいけ ないということで、できるだけ気を遣っているつもりであります。特に経済援助が 必要な方へはこれは以前からそうですが要保護、準要保護の制度もありましてそれ も適宜そういった場合には適用させるようにという制度は作りながら、援助をして お子さんに迷惑を掛けないような豊かな教育がいつでもできるような方策を取って いきたいとこのように考えているところであります。それぞれ金額につきましてほ か教育長の方からお答えを申し上げます。

#### ○教育長

お答えをいたします。義務教育に関わってですね親が負担をする経費であります。 最初に小学校の方から申し上げますと、概略で言いますと年間、学年によってです ねいろいろ違いはありますし、学校によっても違いがあります。それから予め申し 上げておきますけれども、余れば年度末にお返しをするとか次年度へ繰り越すとか いうようなこともしますし、とても足りなくなれば追加を徴収することもあります ので、全部決定ではないと思いますけれども現在の予定で申し上げますと今年度、 給食費につきましては小学校は一律1食270円であります。学校によって多少給食 の日数に違いがありますので、少ない学校では 203 日、多い所で 207 日であります。 したがって金額、年間のトータルにしますと安い所で5万4,810円、高い所でも5 万 5,890 円という値段であります。それから学年費には、学年によって大分違いが ありますので安い所で1万2,000円、それから高い所では1万8,000円くらいであ ります。それから旅行貯金でありますがこれも学年によって違いがありますのでー 概にはあれですけれども安い所で1万 2,000 円、それから高い所でも1万 8,000 円、 それからPTAの会費でありますがこれも学校によって大分違いがありますが安い 所で 1,500 円、高い所で 3,500 円。それからあと入学準備金というような形で徴収 している学校と徴収していない学校とありますが、徴収している学校についてはお よそ 5,000 円から 6,000 円くらい。それからあと中学でありますけれども、中学は 給食費でいうと 1 食 310 円、年間にして 6 万 2,000 円であります。それから学年費 は中学は年間 3 万 6,000 円、旅行貯金が 4 万 8,000 円、 P T A の会費が 2,560 円、 年間にして中学は14万 8,000 円余であります。小学校の方は今言った違いがありま すけれども安い所で8万円、高い所で10万円余になる、こういうのが現在負担をし ていただいてる金額であります。また町の対応というふうに言われておりますけれ ども、今町長も申し上げましたように支払いが困難な家庭につきましては準要保護 の制度を充てているわけであります。以上です。

#### ○永原(6番)

今お聞きしましたが、経済的に困難な方には就学援助制度みたいなものもあるわけですけれども、そこを詳しく教えていただきたいと思います。

#### ○教育長

就学援助につきましては準要保護という制度であります。前年の所得に対して生活保護の援助費の額と比較いたしまして生活援護費よりも前年の所得が少なければ援助をするとこういうふうになっています。細かくはいろいろありますけれども、それらの世帯につきまして修学旅行費でありますとか体育実技用品費でありますとか学校給食費でありますとか校外活動費とかいうふうに分類がありますけれども、そんなふうに分かれておりまして援助をするようになっております。援助の申し出は各家庭が学校を通して教育委員会へ申しこんだり、あるいは民生委員さんの方から学校を通して教育委員会へ申しこみをいたします。教育委員会では審査をいたし

まして一定の要件に当てはまれば経費をお出しすると、こういうふうになっております。今までにですねどんな具合で支出がされているかにつきましてはですね、18年度、19年度、20年度、21年度と統計を見てみますと概括的に言えば支出が、教育委員会の支出が増えているという状況であります。

# ○永原(6番)

教育委員会の支出が増えているっていうことは、経済的にこれだけの不況で大変になっている家庭が増えているってことだと思います。それで辰野町での就学援助制度の用紙、申請用紙っていうか連絡、各家庭に配られる用紙を見ますといろいろな項目、援助を受けられる方の項目の中にその他っていう項目がありますが、そのその他の理由の中にどういうものが含まれるか教えてください。

# ○教育長

さきほど申し上げましたように、審査の基準は前年の所得を対象にして考えるわけでありますが、前年は良かったけど今年急に失職してしまった。職がなくなったというような場合、本当に今困っているかどうかというようなことがありますのでそういう場合はまた別の審査をしながら、当てはまるかどうかを該当するかどうかを検討しますので、そういった問題がここに含まれるというふうに考えております。〇永原(6番)

こういうその他の理由がそういう理由であればどうしてそういうその他の理由の所に保護者に分かるように書いてないのかなって、私は特に不親切だと思うんですけれども、やっぱこの用紙を4月に入学した時とか書く時に配られた場合に、親はザーッとこの条件を見た時にその他でその急に不景気になったりした時も当てはまるっていうふうに書いてあれば申請もすると思うんですけれども、私の聞いた範囲では「私には当てはまらない、お父さんが急にリストラになって収入が入らないけれどもこれには当てはまらないと思って出さなかった」っていう人もいるんですけれども、そういうところ一つこういうところに書く書かないで町の姿勢がね、本当に問われると思うんですよね。本当に困ってる人を家庭の保護者を助けたいとかそういう気持ちがあればここにキチンと書いておけば、その申請、本当に困っている家でも出せると思うんです。いろいろ調べると東京の目黒区なんかのその申請の所には詳しく書いてありましてね、所得制限の金額の所も所得限度の目安の表「あくまでも目安です」って書いてあるんです。それでその目安ですので「同じ世帯人数

でも年齢、学年、家賃の額などによって変動する」と。「ドメスティックバイオレンスなどによって目黒区に住民票を移動できない方はご相談ください」っていふうにも書いてあるんですよね。ですのでこういう本当に一つの申請用紙にもですね辰野町が本当に子どもに、義務教育に本当に平等に義務教育を受けさせたいっていう気持ちが表れるか表れないかっていうことが、こういう用紙一つにも出てくると思うんですけれどもそのへんはどうお考えでしょうか。

# ○教育長

今のことでございますけれども、一番最後の所にですね、保護者に配る通知のですね一番最後の所に「年度の途中で経済状況に変化を生じた時はその時点で学校、または教育委員会に相談してください」というふうに書いてございます。したがって上に書いてある1から6番までのですか、要件には当てはまらないけれども「こんな理由なんで困ってるけどいかがでしょうか」というふうな相談は受け付けますよというふうに門戸を開いている、というふうにご理解をいただければと思います。〇永原(6番)

はい、その最後の方に書いてあるって言うんですけれども、援助を受けられる 方っていう所にもキチンとそういうことを書くっていうことが本当に均等に教育を 受けさせるっていうことの気持ちが町としても表れているんじゃないかなあと思い ます。それで本当に今義務教育の保護者負担が増えているんですけれども、辰野町 としてこれだけ義務教育費が掛かる、保護者負担が掛かるっていうことについて町 長はどういうふうに思ってますでしょうか。

#### ○町 長

保護者負担でありますがやむを得ざることで、日本中どこでもこれは保護者負担であろうと思います。できるだけ軽減するように努力するようにまた申し伝えておきますし、しております。例えば給食費も1食270円ということですから、牛乳代に対しましても町は1本いくらという補助を行っておりますし、食材も一部あると思いますが、大体給食を作っていただく調理員の人などの人件費は全部町持ちですから本当に実費ですね。実費よりも更に恩をしているわけであります。恩と言いますか実費より安く、270円という給食をやっているだろうと思います。この修学旅行その他に対しましてもですね、これはどうしょもないですねこれは、割り算してくとそうなっちゃいます。それもみんな町で出せということをおっしゃるのか、あ

るいは本当にお困りの方に対して出してやれというふうにおっしゃるのか、よく意 味が分かりませんけれどもお困りの方はさきほど教育長言ったとおりでありますの で、全部あそこへ書けっていうことは不可能ですから、町は本当にお困りの方に対 してできるだけ相談に乗って援助していこうという姿勢は、今の文章の所をちゃん んと見れば書いてあるわけですから、それをあちらこちらも書きなさいとかそんな ことはもう屁理屈は言わなんでいただきたいと思います。十二分にそういう姿勢を 町は出しております。各市町村によって書き方は若干違うのかもしれません。本当 に分かりにくいっていうことになれば、また書き方を検討してもらうように教育委 員会へ申しつけます。あとそうですねどんなとこがあるでしょうか。PTA会費っ ていうのもこれ強制じゃありませんし、強制じゃないていうかPTA自体が決める 金額でありますのでどんなふうなんでしょうか。学年会費その他でもありますがそ れはそれなりの教育が成される、義務教育以外にみんなでもって出し合って学年で まとまって、更にもっともう少し子どもたちにとって良い教育をしていくというこ との現れであろうと思います。問題はこういった負担金が高くて小学校へ行けない、 経済変動がなくても行けない、あるいはまた中学校へ行けないと、こうなると大変 だろうと私も思ってます。急な経済変動に対してでしたらさきほどのことを該当さ せていただき、町からの積極的な援助を取り組んでいきたいとこういうことであり ますのでよろしくご理解をいただきたいとこんなふうに思います。質問の趣旨がど うしろということがもしあれば、また答弁をさせていただきます。以上です。

#### ○永原(6番)

別に私は屁理屈を言っているわけではなくて、普通に町民の人っていうか保護者っていうかはこの一つの申請用紙を書くっていうこともね、とても大変なことなんです。こういう用紙1枚見ても分からないことがあったりして、よく「役場の方に聞いてください」とか「教育委員会に聞いてください」って理事者の方は言うんですけれども、その聞くっていうことも普通の町民にとってっていうか保護者にとっては結構ハードルが高いことがあるってよく言われます。ですので気楽に聞けないっていうところがあってこういう私たちの所にも相談に来たりするんだと思います。気楽に、困ってて相談できれば良いんですけれども、どうしてもこういう問題は大変になると思います。それとこういう就学援助を受けれる家庭は良い、良いっていうか受けれる方は良いんですけれども、そうじゃなく該当しない家庭でも

本当にキリキリでこの不況の中乗り切っている保護者の方もいます。「子どものことだけはほかをさておいても払うことは払おう」って言って本当に工面してやっています。子どもが3人とかいれば今辰中では学年費が3年生は旅行が終われば安くなるんですが、月に7,000円。小学生でもいれば2,000円とかすれば、3人くらいいれば月に1万以上学年費を払わなきゃいけないわけですよね。1万円というそういう保護者負担金というものは本当に大変だと思うんですけれども、そういう学校に関する保護者の負担金の中には制服とか運動服、それから柔道着とかいろいろあるわけですよね、そういうものをもっと何か町として工夫して町で買って置いておくとか、小学校でしたら算数セットみたいなものを必ずみんなが買うんですけれども、算数セットみたいなものは町で準備しておいて足りなくなった物を補充していくとか、ピアニカ何かも町で買って置いといて吸い口だけを変えればいくらでも使えるものだと思います。創意工夫でいくらでも保護者負担のものが減らせると思うんですけれども、町としてはこれだけ不景気になったりいろいろある中で、何か今までどおりのことではなくて考えていることがあったらお聞かせいただきたいと思います。

#### 〇町 長

具体的なことに対しましては当然検討していると思いますので、教育長ほかから もお答え申し上げますが、今のそういう提案で初めて分かりましたんですが制服で すか、制服を町で買っておいて用意しておくと。

#### ○永原(6番)

制服じゃないです。

#### ○町 長

じゃなくて。算数セットとかピアニカは分かりましたが、その前に制服っておっしゃった意味ですがどういう意味なのか、まあそれはいいです。これも確かにそういう方法もあります。部活なんかでやります吹奏楽その他などは町で用意いたしております。なお個人が持ち込んでも良いことになってますので、個人でどうしてもと、特別な訓練をしたいと、特別な良い音色を出したいとかまたいろいろの癖があるでしょうから、合ったものをとかいうような場合にはそんなようなふうにもいたしておりますが、ただ算数セットあるいはピアニカなどは学校で使うだけでないですね。家でも持ち帰ってもやるんでしょうが、将来卒業しても家の子どもどこの子

もそうでしょうけども大抵記念に家に置いてあって、卒業した後も何かの時に使っているっていうようなことにもなります。ですから町で用意しておくと「町へ置いていきなさい」っていうことで、それで良いのかどうなのかっていうそのへんもまた良い悪いもあるでしょうと思います。そのことで大きく負担金が下がるようでしたらまた考えますけれども、それは今私が言われたので直感的に考えたことですが教育長の方からもそういったことが何かできるかどうか知恵が絞れないか、検討してみたいと思います。答えてもらいたいと思いますが、何かありますか。

## ○教育長

今申されたようにできることについてはですね、当然各学校でも工夫をしていっ てもらいたいと思いますし、最近いろいろ工夫した例も聞いておりますが、基本的 にはですね私は全部横並びとかね、教育委員会がこういうふうにやりますとかいう ことでなくて、各学校や担任の先生がこういうふうにすれば教育効果が上がるんだ とかですね、こういうふうに教えることが大事だというふうな積極的な創意工夫を 出して教育をしていくことが非常に重要だろうというふうに考えますので、例えば 今ピアニカの問題もそうですけれども「ここだけ変えれば良い」というふうに考え るか「嫌そうじゃなくてピアニカっていうのはこういうふうじゃなきゃいけな い」っていう教育理念を持って買い換えてもらう、あるいは「自分の物を一生持っ てもらうっていうことが大切だ」と考えるかどうかですね。そのへんのところの教 育理念を削ぐようなことがないように大切に考えたいと、したがって多少学年や学 校によって差が出てくることもやむを得ないかなあとこんなように考えてるわけで あります。そしてまた基本的には各学校の保護者と学校が協議をしてもらうことも 大切だろうというふうに思います。保護者が「これはいらないじゃないか」とかあ るいは「これはこうしてもらいたい」ということについて学校で協議をしながら 「ああそれじゃあこれはこうしましょう」とか「ああしましょう」とかいうふうに することが望ましいのではないかと、教育委員会が一律に「こうするぞ」っていう ふうなことよりも、私は教育効果としてはその方が良いのではないかというふうに 考えております。○永原(6番)

今町長の答弁で算数セットなんかは記念に取っておくって言うんですけども私の 経験上、私の知っている友だちなんかの周りにも聞いても特別取っておくわけでも なく、兄弟 3 人いれば 3 セット買わなきゃいけないんですよね。ましてや今はわり と名前を書く時も印刷してくるんですけれども、昔は算数セット一つひとつに親が 名前を書いて本当に徹夜してやるくらい大変な時期もあったんです。本当に町長そ うやって算数セットとかそういうものを、小学校が終わっても使うと思っています か?今答弁があって、そういうものを記念に取っておくとかそういうふうに今答弁 したんですけど、本当にそういうふうに思います?

## 〇町 長

本当に思うかどうか良く分からないんですけれども、直感的にそう考えたんです。 特にピアニカなんかはそういう卒業して吹いている人いますよ、結構。私も昔は計 数器セットっていうのが小学校1年の時にありまして、記念に取っておくというか 蔵のどっかに入ってますが、たまに探すと懐かしいなと思いますけれども、そのた めに実際に買うかあるいは学校に置いておいて机と椅子と同じような形の中で備品 として置くか、このへんは参考にもう一度考えてみたいと思いますが、記念になる から全部自分で出せっていうことを私は言ったんじゃないんですが、そういったこ とでこういった学校で用意しなきゃいけない物、あるいは自分たちで買ってもらう 物、もう一度分類して考えてみますがただ金額を下げるだけのために負担を軽減す るがために、本当は持ち帰りたい人も中にはいるでしょうからそうしたこともよく 併せて考えていきたいということでありますし、教育長が立派な理念の下でやって ますので、ただ問題はその算数セットとしてもいくらでもないでしょうし、ピアニ カにしても、だけど総体的な金額をなんとか下げれないかなっていう模索はこれか ら考えていきます。以上であります。なおもう一つ今も教育長から見せてもらった んですが就学援助の申請について、一番最後にしっかり書いてありますね、これや 「年度の途中で経済状況に変化を生じた時はその時点で学校、または教育委 員会にご相談ください。電話番号41-1111内線2503」と。これだけ書いてあるとまだ 不親切でしょうかね。どうしてもこの受けられる方の1、2、3、4、5、6、の 7番の中へ例えばっていうように入れるならいいでしょうけど、いろんな場合書く とこれはもうとても書ききれないと思いますよ。ですから代表的にこのような場合 ほかってこういうように書くのは親切かもしれませんが、そんなにこう書いてみて もと思いますがどうでしょうかねえ。私は一応分かると思いますが、このへんの見 解の相違もありますので教育委員会で専門的にまた研究をさせていただきます。以 上であります。はい、ありがとうございました。

# ○永原(6番)

町長の金額的感覚と庶民の感覚がちょっと違うような気がします。「算数セット そんなに大した金額じゃない」って言いますけれども親にしてみれば本当にそうい う物、算数セットーつにとっても大した金額です。いろいろ子どもにはほかにもい ろいろ子育てしていく中には掛かります。義務教育は一応無償っていうことになっ ておりますので「こんなに義務教育でも掛かるのか」っていう親御さんもいます。 それとその今の用紙のところに書いてあるって言いますけれども、じゃあそのこれ だけ急変した景気が悪化の時に今現在急にリストラされて収入がなくなったってい う場合に、教育委員会に申請すれば一応前年度の所得に応じての試算なんですけれ ども、対応ができるっていうことでよろしいでしょうか?

# ○教育次長

申請いただくことは可能でありますし、年の途中でもですね例は違いますけれども、例えば離婚されちゃって母子になったとかいう場合については年度の途中からも支給しておりますので。ただし経済的理由につきましてはですね、その方の財産調査をするとか、あるいは預金の調査をするとかいわゆる生活保護を適用するかどうかというような観点での調査が必要になりますので、それが必要であってできて該当すれば支給はできるということになるかと思います。ただよその町村の例をお聞きしても非常に作業は大変ですし分かりにくいので、年度途中にそういった理由で適用する例はあまりないというふうにお聞きしております。以上です。

#### ○町 長

前段の方の答弁をさせていただきます。今の話、ああ言えばこう言うになっちゃってますのでこちらの方も反省いたしまして、よく意味が分かりました。「例え僅かなことであっても積み重なれば大きな負担になると」こういう意味でおっしゃっているのでありますので、できるだけ保護者の負担を軽減するように教育委員会の方にお願いをしそのような制度も、制度と言いますかいろんなことをまた学校の先生ともお話しなきゃいけませんので、教育長の理念にも基づいたりいろんな複合的に考えて何とかなるか検討してみたいと、こんなふうに申し伝えておきたいと思います。以上であります。私の方は。

#### ○永原(6番)

今教育次長の答弁の中に業務も大変だって言うんですけども、それはそちらのこ

とであって町民にとっては本当に大変なことをこういう大変な時期にこそ行政が 救ってくれるっていうか、手を差し伸べてくれるっていうことが辰野町にいて大変 だったら本当に援助もしてくれるっていうことが、町民にとっては本当に助かるこ とであって「辰野町の就学援助は中途で急にダメになっても申請すれば工面してく れる」とかそういうことがあれば町外からでも来る場合もあると思うんですよね。 私の一つのこの就学援助じゃないんですけれども、知っている方でちょっと障害を 持ったお子さんがいて、保育園にそこの地域では受け入れてくれなくて調べたら辰 野町が、保育園が受け入れてくれるっていうことが分かって、すぐ引っ越して来た んですよね。そうするとその家庭はお母さんにお父さんに子どもが2人いましたの で、4人一気に引っ越して来て4人、人口が増えたわけです。だからそういうこと 一つひとつでも町民にとって本当に良い施策をしていれば、そういうことだけでも 人口って、人って増えてくることもあると思うんですよね。ですので「業務が大変 だ」とかそういうことはそれは仕事ですので是非やってもらいたいと思います。 じゃこれ今確認しますけれどもこれだけ景気が悪化している中で、去年は収入がキ チンとあったんだけれども、今年収入がお父さんが急にリストラになって辞めて就 職がちっとも見つからない。お母さんはパートがダメになった。収入がなくなっ たっていうことで本当に困っているっていう場合には、申請すれば応対応してくれ るっていうことでよろしいでしょうか。

#### ○教育次長

審査の結果通ればということでありますけれども、ただこの制度が所得という概念で基本ができております。したがって年の途中でそれを年を通じて所得が一定以下であるかどうかという判定は非常に難しいと思います。そのことをさきほど申し上げたんであって、申請いただくことは可能かもしれませんけれども、必ず支給できるということは現時点では申し上げられません。

#### ○永原(6番)

是非申請して、本当にこういう困った時にね町として緊急対策ということでそういうところにもお金を使ってもらいたいと思います。私はこういう義務教育費にもっと保護者負担ではなくて町で本当に辰野町の子どもを大事に思って、保護者の所得格差が教育の格差にならないように是非やっていただきたいと思います。私個人としてはスマートインターにお金を掛けるぐらいだったら、こういう子育てにお

金を掛けるべきだと思います。それとさきほど教育長が各学校で対応していただき たいって言ったんですけれども、辰野中学でも去年のですね会長さんが本当に今こ ういう情勢で大変だっていうことで、制服のですねリユースっていうかそれを提案 しまして今年度、中学でも皆さんにお配りして制服リユース制度っていうことを創 設しました。小松会長さんが上伊那のPTAの会合に出た時に上伊那の中のほかの 中学校でもそういうことをやっているといことで「とても良いことだな」っていう ことで始めたそうです。今年制服リユース制度っていうのを創設しまして、PTA の役員さんに問いかけて「こういうものをやりたいんだけどどうかな」っていうこ とで「じゃあ、やってみよう」っていうことで会長さんが自分でチラシも作って、 いろいろ相談して皆さんに投げかけたところ、何着か制服、クリーニングはその保 護者の人がキチンとクリーニングして学校に届けるっていうことで届けたみたいで す。何着かあったみたいで、「今年中途で外国籍の人が辰野中学に入学した時にお 金も大変だったんだけれども、そのリユースした制服があったからとても助かっ た」って先生も言ってました。ですので辰野中学は中学でPTAの方も考えてます し、やってます。また辰野中学じゃないんんですけれども、伊那北小学校なんかは 本当にこの不景気になった折に校長先生が本当にPTAの方に呼び掛けて、学校通 信『ゆりの木』っていうのがあるんですけれども、それに本当に今こういう大変な 時で緊急提言ていうことで皆さんに呼び掛けたりして、再利用できるものとか保護 者の中でいただけるものとかそういうことを本当に緊急提言してPTAにも呼び掛 けたり、毎月お便り出しているんです。でも本来ならば本当に教育委員会がその 「各学校で創意工夫しろって」いうんですけれども、教育委員会がそういうことを もっと考えるべきだと思うし、私個人としては辰野中学なんかは学年毎に運動服が 色が違いますよね。私としては色が違わなくても一括してれば兄弟全部使えて良い し、やり回しもできますよね。本当に運動服って結構お金が掛かるし中学の時期っ てグゥっと成長する時期なので、3年間に買い換えなきゃいけないことも多々あっ て辰野中学は運動服も色別だし、上履きも色別、それから給食のエプロンも色別な んですよね。だから同じ兄弟がいてもお下がりを使えなくて買わなきゃいけない。 だから本当に保護者の負担って結構出るんですよね。入学する時は大体8万円ぐら い掛かりますかね、それで小横川とかそういう自転車通学をできる範囲のお子さん

は、それプラス自転車も買わなきゃいけない。ですので本当に保護者負担っていう

のは町長が思っている以上に掛かります。少子化対策にもなると思うんですよね。 ですので町がどれだけ本当に子どものためにお金を掛けているかが、その町がどれ だけ子どもを思っているかになると思うんですけれども、その点どうでしょうか。 〇町 長

よく意味がよく分かるんですが、例えば制服のリユースなんてことはできれば本 当に良いと思います。体系などもいろいろ問題がありますが合った人にっていうこ とでしょうが、いっそ制服止めても良いのかなと、私服でやったらどうかなとこう いうこともまた考えられます。そういったこともこれは制服っていいますのは結構 沢山お金が掛かるようですので、そんなこともまた検討はしてみたい、制服のまた 意義がどうかってこういう議論がまた教育委員会で起こると思いますし、学校のP TAの皆さんとも話してはいかなきゃいけないんですが、とにかく個人負担、保護 者負担を減らすためのやっぱり協議はもう一度必要かなと、今お話聞いててそんな ふうにも思うところであります。運動服が違うことに対しましてはちょっと私ども の見解ではよく言えません。確かに一色にしておけば、一人の人は1学年で赤なら ずーっと3年まで赤だから良いんですが、兄弟があった場合あるいはまたどっかで リユースする場合、隣近所にまた譲ってあげる場合などに関しては確かにその方が 良いと思いますが、これ教育見解的な問題もありますので検討してもらうようには 言っていきたいと思います。それで何かちょっと違うところが1点ずつあると町長 はあまり子どもを思ってないとか、教育に掛ける熱が伺われないって言いますけれ ども、それはできるだけそういった細かい点も配慮はしていきたいと思いますけれ ども、そんなことはない一生懸命辰野から教育を良くして、また人材育成のもとに 学校をしてかなきゃならんとこういうふうに思っているわけでありますので、一つ 誤解のないようにまた直せるところは一生懸命直すようにしていきたいと。今のご 質問に対しては教育委員会の方へもう一度再検討していただくと、こういうことで よろしゅうございますでしょうか。

#### ○永原(6番)

是非、本当に検討してもらいたいと思います。私の知っている友だちのお子さんが中学に今年入学した時に初めて集金袋を持ってきて見た時に「おかあさん 7,000円も払っているんだね」って言ったそうです。本当に 7,000円も払っているんです。そのお子さん本当に「7,000円も僕中学入ってて払っているんだね」ってびっくり

してお母さんに言ったそうです。 義務教育ですのでね、本当に負担を少なくしていただきたいと思います。 私たちも 6 月議会でですね保護者の負担を軽減するようにとかそういう請願書を可決して上げてありますので、国の方にでも是非そういう教育にお金を上げてもらいたいっていう運動もしてますし、署名活動もしたりいろいろしています。 子どもの学力に大きく関わるようになっていると思うんですよね、親御さんの所得の格差の拡大が。 ですので是非町としてもね、本当にもっと真剣に考えてはいると思うんですけれども、義務教育にお金が掛かるっていうことをもうちょっと考えていただきたいと思います。 あと 2 番目は飛ばしまして 3 番目の相談窓口っていうことで、いろいろ辰野町も特別支援コーディネーターさんとかいろいろ町でもやっててそういうところにも相談には行けると思うんですけれども、生活保護の相談とかそういう本当に困った時の相談は専門でないと本当に難しいと思いますので、もっと気安く相談できるように町としてもやっていただきたいと思います。以上で私の質問を終わります。

# ○議長

只今より昼食をとるため暫時休憩といたします。なお再開時間は1時20分といた します。時間までに入場をお願いいたします。

休 憩 開 始 12 時 18 分

再開時間 13時 20分

#### ○議長

休憩前に引き続き再開いたします。質問順位11番、議席1番矢ヶ崎紀男議員。

#### 【質問順位11番、議席1番、矢ヶ崎 紀男 議員】

# ○矢ヶ崎(1番)

それではラストでありますけれども、前回は1番でしたけれども今回は11番ということで一般質問をさせていただきます。

まず始めに政権交代が当町に及ぼす影響についてでありますけれども、第45回衆議院選は即日開票され民主党が300議席を超え、政権交代が確定したわけであります。官僚主導の打破を掲げる民主党は政と官の関係を大きく変える方針で、日本の政治システムは一大変換を迎えることになると思います。選挙戦で民主党は家計へ

の直接支援を始めとする分配重視の経済政策を全面に推し出し、自民党は企業や業 界団体を通した景気刺激策で対抗し、有権者には対立軸としては非常に分かりやす いものであったと思います。民主党が衆議院選マニフェストと掲げた政策を実現す る財源を確保するため、一般会計と特別会計を併せ約 207 兆円の総予算の全面組み 替えに着手とのことでありますが、この中で総予算の内、公共事業費や補助金など 約70兆円を対象にダムや道路整備などの公共工事の見直しなどを行い計9兆1,000 億円の財源を捻り出す方針とのことであります。そこで伺いますが、国道 153 号線 を始めとして辰野町の羽場交差点改良工事の地権者説明会も開かれ、交差点改良計 画が示され、年内にも用地交渉に入っていく予定とのことでありますが予定どおり 計画が実行され長年の懸案が確実に実効されていかなければならないと思います。 政権交代によって道路問題を始めとした公共事業の中断による混乱も予想されます が、事業は継続性を持って実効されるよう強く働き掛けていただきたいと思います が、この点について町長の考えを伺うわけでありますけれでども、昨日も宮下町議 の質問の中で「必要な道路は政権が代わっても必要であると、だからそういうもの も今までどおり進めていくであろう」というような発言があったわけでありますが、 もう一度この点について伺いたいと思いますが。

#### 〇町 長

それでは質問最後ということでございます。質問順位11番の矢ヶ崎紀男議員の質問にお答えを申し上げます。この度政権が交代されまして取り巻く地方自治体のそれぞれの事業に対しての大変心配をいただいているご質問であります。民主党も新たなマニフェストを出しまして、出した以上はやっていく、その財源はということやはり同じ桝の中を掻き回すわけですから、どちらかがへこんでいくだろうというふうにも想定されます。新たに国会議員や我々が手が着かないところの予算などを投入してくれればすぐ解決することでありますが、それも段々おいおいやってくれるかなと期待をするとこでありますが、いずれ当面はそのようになると思います。しかし政権交代でいろんな事業なされるわけだと思いますが、それに対して今まで確定している事業その他なども一部やはり差し止めとか見直しだとか、あるいは削減とかということも当然考えられるとこであります。それを総称して新政権のソフトランディングといことを私どもも望んで、既に県の町村会でも申し入れをいたしております。あまり極端に一気にやる、やらない、すぐやることはすぐやる、って

いうようにやられますと、やはり新しい政権の感覚ですから良いと思いますけれど も、国民に約束したわけでありますけれども、あまり性急すぎることは返って ショックを国民に抱かせる。ショックというものはショックだけで止まれば良いん ですけれども、病気で例えますとショックは酷いものはショック死もあるというこ とでありますので、そういうことのないように要望していきたいと思います。しか しその中でやはり政権交代とはいえ、新しい新規政権も国民の目線に合わせた政策 を執る筈だと思いますし、マニフェストなども鑑みてもそういうところもございま す。そういう中で一部切られるといたしましても、やはりとても大事なところ、計 画性のあるところ、誰が見てもここはしなきゃならんところ、これは例えば今 153 号線に例えて言われましたがきっと分かってくれると思いますし、しっかりした陳 情、お願いを申し上げていきたい。陳情政治は止めるとは言うもののそういった要 望を必要性を説明することはとても大事でありますから、政権の方へもまた官僚の 方へも更にお願いをして継続性、また早めて逆に執行をしていきたいとこういうふ うに思います。そういったことになりましてできるだけ早い内に羽北だけでなくて、 昨日も話が出ましたがまつわる塩尻までの間につきましても、早めな住民一体の話 し合い、ワークショップなどを行って路線決定も必要であろうかとこんなふうにも 思います。鋭意それに対しましては努力をしてまいりたい、このように考えている ところであります。

#### ○矢ヶ崎(1番)

もう 1 点病院の問題でありますけれども、昨日も宮下議員がこの点を伺っておりますが新しい政権がまだスタートしたわけじゃありませんので、何とも言えないかと思うんですが、例えば辰野町民の非常に関心事であるところの辰野病院の新築移転でありますけれども、例えこれは新政権に代わってももちろん病院を新築するっていうことには何ら問題はないと思うんですが、政権が代わったことにおいて、例えば予定どおり、予定された場所、さきほども言われたとおりクミアイ飼料跡地でありますけれどもこの場所への移転というものは、何ら問題なく進むかどうかお答えをいただきたいと思いますが。

#### ○町 長

さきほどらい病院に関連されました質問でもお答えいたしてますように、病院の 必要性はまずは新政権も分かってくれると思いますし、そのように私どももこの地 域から代表出た方にもあるいはそのほかの方にも、県内の前からそのことをやって いる方々にも接触を持って既におりますし、病院のことはとても大事に考えてくれ ております。返って前政権の官僚の考え方の中での医療費削減、これを急ぎすぎて 完璧にし過ぎたために、要するに診療報酬の削減とそしてまた医師不足、結局臨床 医研修医制度の自由化による弊害が地方に出てきていると、このことは気が付いて おられるようではございますので、是非そのへんを押していきたいと思いますし辰 野病院の構築につなげて頑張っていきたいと思います。ただこれは前の政権からも 話がそうでありますし今回の政権も受け継いでいると思いますが、前にも申し上げ ましたが地域医療の再生計画などに対しては若干の見直しが入る可能性もあります が、これは継続というよりもむしろ膨らめてやっていただきたいというように私は 考えております。しかし既に県の段階でも調査いたしますと若干全国で減らしてく れっていうような要望は政府からあるようであります。ということは皆無になるこ とはない、我々は逆に増やせ、少し減らせとこんなような段階でありますから、ゼ 口になって止めてしまうっていうことはないと思いますし、そういう中でいきます とやはり今度は良い意味のこの郡下の地域医療再生という形でございますので、3 病院の連携などをしてそういうことに対してはもう前から良い意味では辰野病院は お願いをしていきたかったわけでありますが、ただ前の連携はただ中核病院だけで 医者を集めてあとはサテライト病院、何のことはない診療所にしてしまおうと、辰 野も昭和伊南、こういうのは全然加わらなかったし全部そのことは目先でカットい たしましたが、今回はそういった意味で予算付けでくるわけでありますから、同時 にまた本当の大事な意味の連携はしてなければなりませんし、現在も患者さんに よっては第3次医療が必要であれば、連携した病院へということで辰野病院の医師 の紹介で医師の紹介って言いましても、先生同士がそういう約束をして病院同士も 受け入れしますよと、逆にまた亜急性期も受け入れしますよと、こういうふうな連 携がないとなかなか送れないようでありますが、そういうことは既にもうスタート しております。ただ機能的特徴から見ましてこれからどうするかということに対し ましてはしっかりした連携を図って、その上でまたこのことを遂行する中で新築に 入っていきたいと。そうすると当初の予定したよりも予算が当然付いてくるという ことになります。きっと大きな予算だろうと。辰野病院にとってはですね。今まで は30億掛かる中の1割ぐらいあれば良いかどうかと、その1割も危ないようなこれ

は基準でありますので、いくら政治力があっても何でもないものを取ってくるわけにいきませんので基準がある、その中から取ってくる。基準があれば誰でも貰えるかっていいますと取りっこの競争にはなりますけれども、今回はそういった提案型の中での予算ですから1割なんてことでなくてもっと大きくお願いしながら、しっかり連携を図りながら地域医療の確立のために新築に入っていきたいとこういうふうに思っております。どんな連携かに対しましてはまだ話し中でありますのでここでとやかく言えませんが、辰野病院などはまず透析などを柱にし、ほかのことも亜急性期も含め、そしてまた特に回復期のリハビリ集中の考え方などもしていかなきゃならないとこういうことであります。以上であります。

## ○矢ヶ崎(1番)

それでは2番目の新型インフルエンザについての質問をしてまいりたいと思います。厚労省は28日、今回の新型インフルエンザによる国内の患者数は年内に約2,500万人、人口の20%に達するとの推計に基づくシナリオを発表したわけであります。高齢者の多い当町もそうでありますけれども農村部、また何らかの病気を持っている人や乳幼児に感染が広がった場合は入院率は2.5%に上昇、あるいは重症化する割合も0.5%に達すると見られているようであります。一定の裏付けがあるこの数字は医療体制の整備を急ぐ当町にとっても重要な目安だと思います。そこで伺いますが当町の医療機関の対応はどのようなものか病床数の確保はどうなっているのか、あるいは基礎疾患を持っている患者用の人口呼吸器などはどの程度確保されているのかを、まず伺います。

#### ○町 長

病床数ほかは事務長の方からお答え申し上げますが、この新型インフルエンザH1N1型であります。意外としつこくて大変蔓延して、ただ大変にうれしいこと、うれしいという言い方もおかしいんですけれども、幸せなことに現在はそのインフルエンザのウィルスは弱毒性ということでありまして、しかし弱毒性と言ってももう日本でも十何人死んでるような状態も出てきおりますから甘く見れるわけじゃありませんが、ただしつこくいつまでも蔓延し続けると、なおその蔓延する患者数は増えてると。当町でも発症した方もあるということであります。これに対しまして手洗いとうがいとそしてまた、あとは消毒ということもありますけれども、マスクという方法もありますが、こういうことでまずお互いに防衛しなきゃならないとい

うことであります。同時にまたA型インフルエンザという段階でH1N1型に至る かどうかという最後の試験までしなくても、一応在宅で治療すると。薬を貰ってと いう方法もあるようでありまして、必ずしも今のこの弱毒性でいるうちは必ずしも 入院でないと、いうふうな方法でありますので助かってきているわけであります。 しかしいつこの今の現在のH1N1型がこの遺伝子を組み換えたりしたりして生き 残るためですから、強毒性になる可能性も十二分にあるということでありますし、 また今後当初からH5N1型ということで豚などを介さずに鳥 $\rightarrow$ 鳥、鳥 $\rightarrow$ 人、人 $\rightarrow$ 人ときた時にはもう最初から強毒性でありますから、こんな状態では済まないとい うことであります。 辰野病院もできるだけそれに対応するように、またこれこそ地 域の郡下の連携も図りながらお互いにやっていかなきゃならないということであり ます。早くワクチンができてくれればということでありますが、早く作っても日本 では 1,500 、 1,600 万人外国製のものも日本で治験を、これテストすることなんで すが治験をする時間もなくそのまま投与しなきゃならんのかと、最近はまだ1ミリ リッター瓶で作ればそのぐらいでしたが、同じことをその10倍ぐらいの10ミリリッ ター瓶で作ると 3,000 万人分の分も同じ時間にできてしまうというような話もあり ます。しかしその場合には一瓶開けて開けて患者に投与しますと一人、二人で「は い、終わった」といっても今度それがダメになってしまいますので、その場合には 集団投与、ワクチン投与というような形も考えられる。これにはやはり住民も理解 して分かって一緒にその日に指定された日に何人か一緒に行って、投与を受けると こういうようなことがまた有効であり、また蔓延性を防ぐものでもありますし、大 勢の人に投与できるものとこんなことも今研究中であります。辰野病院の対応ほか につきまして病院の事務長からお答えを申し上げます。

#### ○辰野病院事務長

新型インフルエンザの対応につきましては、大分変わってきておりまして従来の 鳥インフル想定したものから、季節性のインフルの対応にというように方向性が変 わってきております。辰野病院の入院患者に想定した病床でありますが、鳥インフ ルの時には伊那保健所を中心に協議したところでありますけれども、現段階ではそ れらを想定せずに通常のインフルエンザの対応というような考えでおります。 実際 的には各個室の対応とか、各病室に他の患者を入れないとかそういう対応になって くるかと思います。 どちらにしましても流行の状況を見極めながら伊那保健所、保 健事務所でありますが、と連携を取りながらの入院対応になってくると思っております。それから呼吸器についてでありますが、今議会にも出しましたけれども当面 4台の更新をしたわけでありますが、その機械の対応でしていきたいと思っております。

# ○矢ヶ崎(1番)

今回新たに購入するわけですよね、新規に。それ今までの分と併せてこれは何台 あるわけですか。

## ○病院事務長

今度は4台新たに購入したわけでありますが、実は現在のものが耐用年数がきているということもありまして、更新の意味も含めまして4台更新しました。基本的にはこの4台で対応していきたいと思っております。

# ○矢ヶ崎(1番)

はい、分かりました。それでは今後とも町も冷静な対応を町民に求めるためにも状況の変化を柔軟に反映しながら、今後想定される事態に即したデータを具体的に町民にお示しをしていただきたいと思います。それから次に感染予防の対策についてでありますけれども、これは特に児童、それから今回は園児等についての対策について伺います。当町においても中央保育園で3人の新型インフルエンザの感染者が確認されたとのことでありますが、1日も早い回復を願うものであります。そこで伺いますが、町では感染拡大防止に向けた予防策の徹底をどのような形で図っているのか、一般に言われている予防策は手洗い、それからうがい、マスク等でありますが町では例えば手洗いの仕方、あるいはうがいを含めて保育園ないし小学校に対して一定のマニュアルが決められてその基に実効しているか、まず伺いたいと思います。

#### ○教育長

保育園におきましてA型のインフルエンザが発覚したわけでありますが、ご心配をいただいて大変ありがたいわけでありますが現在3人とも回復をして通園をしております。なお各学校におきましては疑わしい者や家族が感染したという事例はありましたけれども、学校の児童、生徒が感染したという事例は今のところ報告がありません。マニュアルについてでございますけれども、今回こういうことが以前にはありませんでしたので、マニュアルは作ってなかったんですけれども今回の事例

を参考にいたしまして、今後どうするかはマニュアルとして保存をしてこれを見ながら対応をしていくというふうに考えています。手洗い、それからうがい、マスクこれもう基本であります。そのやり方についてはですね県の方や保健所の方から来た手の洗い方とかいうようなもの、これを各園や学校に配布をして徹底をしているところであります。またそのほかにも消毒液を各園や学校へ配布をするなどで対応をしているわけでありますし、それからご家庭の皆さんにどんなご協力をいただくかということにつきましても、保育園でも何回か家庭通知を差し上げ家庭とも協力をして対応をしております。同じように学校におきましても保護者の皆さんへの対応についての通知文を配布して、学校と家庭が協力をしながら蔓延を防いでいるところであります。現在のところ保育園でも蔓延は見られませんし、学校においても発病が見られないので大変ありがたいというふうに思っているわけでありますけれども、これ以上出ないという保証はありませんので、これからまた後出て来るかもしれません。マニュアルに沿ってやっていきたいと思っております。

## ○矢ヶ崎(1番)

それではもう1点伺うんですが、蔓延防止を防ぐための消毒用のアルコール液は 今設置してあるということでありますけれども、これは例えば保育園、あるいは小 学校ですがどのような場所に、これは1箇所なんでしょうか、その設置している場 所は。例えば複数あるのか、その点をちょっとお伺いしたいと思います。

#### ○教育長

各園、各小中学校に現在全部設置をしております。数におきましては2回3回というふうに配布をしてますので、一度に2つ置いてあるか1つずつ置いてあるかはちょっと分かりませんけれども、一番出入りのある玄関を中心に配置をしております。

# ○矢ヶ崎(1番)

それでは次の質問に入ります。 辰野町児童虐待防止ネットワークについてでありますけれども、まず最初に (1) 番としてネットワークの構成メンバーについてお伺いをいたします。 町では子どもの悲劇を未然に防止するため児童虐待を発見したり、通報を受ける機会のある福祉・教育・保健医療機関や県の児童虐待防止連絡員からなる辰野町児童虐待防止ネットワークを発足させたわけであります。 これはもちろん平成17年度に発展的に解消したということは伺っていますが、まず最初に質問と

してこの構成メンバーはどのような関係機関と人から構成されているのかまず最初 に伺いたいと思います。

## ○町 長

これらにつきましては質問の内容から教育長ほかの方からお答えを申し上げたいと思います。

# ○教育長

只今ご質問のありました議員さんは辰野町児童虐待防止ネットワークということでご質問いただきましたけれども、ご指摘のようにこれは児童虐待防止法、国の法律また児童福祉法の改正を受けまして現在では発展的解消っていうか、なくなってしまったわけじゃなくて組織を改編しております。その組織名は辰野町要保護児童対策地域協議会という名前に発展的に組織されているわけであります。構成のメンバーにつきましてはこの設置要項に基づきまして申し上げますと、児童相談所、ここの場合だと諏訪児童相談所になります。それから保健福祉事務所、民生児童委員協議会、医師会、保健師、教育委員会、幼稚園、保育園、小学校、中学校、高等学校、警察署、人権擁護委員、保健福祉課、この代表が組織をされております。

#### ○矢ヶ崎(1番)

はい、分かりました。次に児童虐待を発見した場合、速やかに通告することは国 民の義務、これは児童虐待防止法第6条に掲げてあるわけでありますが、当町にお いての現状はこのようなことが実際にあったかその点でまず伺いたいと思います。

#### ○教育長

当町における通報の現状ということかと思いますが、私がこの職に着きましてから現在までに6件の通報がありました。この設置要項によりますとこの協議会によって知り得た秘密はほかに漏らしてはならないという規定がありますので、本当はどの程度まで言っていいのかどうかちょっとあれですけれども、今までに6件がございました。

# ○矢ヶ崎(1番)

今6件ということですが、これは例えば育児や子育てで悩みを抱え相談件数は年間どのくらいあるかという質問をしたいと思うんですが、これの中にこの6件は入って、別のものですか。

## ○教育長

今の6件は別でございます。

# ○矢ヶ崎(1番)

続いて育児や子育てで悩みを抱え、いろいろな相談があると思うんですがこういう相談っていうのは年間どのくらいの件数があるわけですか。それとそういう相談があった場合にその指導というか、解決策というかどのような形で行っているかお伺いしたいと思います。それと同時に保育園でのこういうものに対しての対応はどのようにされているのかも併せてお伺いしたいと思います。

## ○教育長

相談でございますけれども、子育てセンターにおきましてかなりの相談件数があるわけでありますが、非常に重篤な相談もありますしごく軽い相談もありますし、それから子育でセンターの場合は町内の人と町内でない人も来ますので、あるいは県外の人も来ますので、ちょっとそこの数字は何とも言えませんが虐待に対する相談は何件かはありますけれども、何十も何百もあるわけではありません。それからさきほども申し上げたように6件の方々はそれぞれどこかへ相談をしたという方々ではありません。発覚をしてしかるべき所から通報をいただいて発覚してきたとこういうことでございます。それから保育園におけるということでありますけれども、保育園の保育士さんたちや園長さんたちが心身の状況を細かく観察をしていただいております。身体にアザがあるとか叩かれた跡があるとかつねられた跡があるとか、傷を受けている、あるいは身体的な虐待ばっかりではないものもあるわけでありますので、精神的な状況とかいろいろな状況それは学校でも同じでありますけれども細かに観察をしていただいて、虐待が疑われる場合は通報をしていただいております。

#### ○矢ヶ崎(1番)

どのような時に虐待を疑うか今言われたように、直接身体にアザとかそういうものがあった場合には発見はしやすいかと思うんですが、精神的な部分での虐待というものは非常に見つけるのも難しさがそこにはあるかと思います。そういう点を踏まえて先生に対しての教育というかそのような部分ではどのような教育を実際には行っているのか、それと親と子どもに対しての取組みも質問するわけですが、保護者との人間関係がですね、例えばそういうことによって壊れてしまう恐れがあるんではないかという不安というものが常につきまとうと思うんですが、この点での今

言ったように外面的なアザとかそういうものがあった場合には見抜くことは非常に容易な部分はあろうかと思うんですが、精神的な部分でのその虐待を見抜くのは非常にそこに難しさがあるしそれによって保護者との人間関係が壊れてしまってはなんもならないわけであって、この点での対処方法はどのような形で行われているのか、その点についてまずお伺いをします。

## ○教育長

ご存知のように虐待の対応は4種類に分けられております。身体的な虐待、それ から性的な虐待、それから心理的な虐待、もう一つはネグレクトと言ってますけれ ども保護養育をしないということですね。その4種類がございますので、身体的な ものは今申し上げられましたように、見分けられ発見されやすいわけでありますけ れども、そのほかのものはなかなか発見しにくい場合がございます。したがって子 どもの精神的な状態とか、安定しているとか不安定になっているとかいうようなこ と、それから言動その他いろいろなところ、子どもの悩みを聞くというようなとこ ろそんなところから発覚をするように研修を受けているわけであります。また保護 者との関係につきましては、確か疑わしい場合にね、どうするかっていうことは難 しい状況がありますけれども一番大切なことは、子どもの心身を守るっていうこと が大切でありますので、多少親と気まずい関係になろうかもしれないけれども、そ の点はご容赦をいただきながらまず子どもの心身を大切に守ることを大事に考えて いきたいと思いますし、担任の先生だけで対応するのはやっぱり気まずいこともあ ろうかと思いますので、それ以外の専門家例えば相談員でありますとか、児童相談 所でありますとかそういう機関を入れて協力をしながら、対処をしているというの が現状であります。

#### ○矢ヶ崎(1番)

それではこの項目の最後でありますけれども、例えば関係機関との連携ということで、年1回とかあるいは会議、あるいは協議が定期的に開催されているのか、またこれは必要に応じて開かれているのか、その点について伺います。

#### ○教育長

ことがことでありますので、大変緊急を要する場合もあります。したがって定期 的な会議だけしていても対応できないということがありますので、組織としてこの 中に例えば受理会議でありますとか、受け付けた時にどうするかというような会議、 また個別ケースの検討会議とかあるいは実務者会議というような、小委員会がありますので緊急度に応じてそれらの会議を即開けるように、あるいは一人ぐらいメンバーが足りなくてもとにかく必要な時にパッと対応するということを現在でもやっているわけであります。またすぐに対応しようと思っても家庭の中で行われていることでありますので、私たちが家庭の中へ踏み込むことは法的に権限がありません。しかし法的に権限があるのは児童相談所と虐待が行われた場合の児童相談所とそれから警察であります。組織の中に児童相談所も警察も含まれていますので、いざという時には児童相談所や警察とともに家庭の中にまで踏み込んで対応するというような状況でありますので、ケースバイケースでやっていることが殆どであります。以上です。

# ○矢ヶ崎(1番)

それでは最後の質問になろうかと思うんですが、社会保障の充実についてであります。高齢者社会が一段と進んでいる今日、社会の複雑な変化の中、私どもの身近でも独り暮らしの高齢者あるいは高齢者のみの世帯も大変増加しております。家庭内での介護も大変困難となっております。実際に議員の中でも介護を実際にやっている人もいるかと思います。全ての町民が安心して暮らせるよう現在実施されているさまざまな制度をより充実させていく必要があろうかと思います。この制度そのものを町民の理解と協力を得ながら、より充実したものにしていかなければなりません。そこで介護保険制度についてでありますが、平成21年度に第四期介護保険事業計画を策定し実施目標を明らかにし、実行しているところだと思います。介護保険制度の正しい理解を求め、事業の円滑な運営を行うために主な取組みとして何を行っているか以下の項目を質問しますのでお願いをしたいと思います。

介護保険制度の健全な運用と啓発、介護保険給付の適正化、介護予防の充実、介護サービスの質の確保と向上、この点についてどのようなことをされているのかまず伺いたいと思います。

#### ○町 長

それでは矢ヶ崎議員の4番目の最後の質問でありますが、お答えを申し上げたいと思います。介護保険制度を捉えられてのご質問であり、啓発・適正化、充実あるいは確保・向上ということであります。65歳の誕生日に被保険者証と保険証利用の手引きというものをお渡しを申し上げておりますし、また送付もさせていただいて

おります。また今年の6月には全員に介護保険の小冊子を送付して啓発を図ってお願いをしているところであります。ケアプランを作成するに13事業所のマネージャーに毎月1回研修などを行って、適正化を図っているところであります。また特定高齢者に対応します各種事業を始め、17区全部に介護予防事業などを実施、現在させていただいておりますし、また各サービスを事業者毎さまざまな研修を積み重ねて質の確保を現在、向上をしているところであります。併せまして今言われましたことに対する答弁とさせていただきますが、課長の方からもし何かあれば付け加えていただきます。

## ○保健福祉課長

では少し補足させていただきますが、啓発ということでございますけれども介護認定を申請する際には窓口で申請からサービスの利用方法まで納得いただけるよう時間を掛けて説明しております。また介護給付の適正化に向けましてはさっき町長が申し上げたほかに、年1回1箇月分のケアプランなどを提出していただきまして点検作業を実施してその結果をまたケアマネージャーの方と検討する中で、給付の適正化に努めております。またケアマネージャー連絡会におきましてもケース検討を行い、プランの質の向上に努めるとともに要介護者にとって自立に必要なサービスは何かなど適正化に向けた取組みを実施しております。また今後もこれらの取組みを充実していきたいと思っております。以上でございます。

#### ○矢ヶ崎(1番)

それでは時間も限られておりますので次の当町においては町民の健康維持、病気予防のために積極的な補助を行っており高く評価するものであります。今後とも健康づくり、一層の普及・啓発等保険事業の充実に努めていただきたいと思います。疾病予防のためにどのような保険事業を行っているのか、あるいは今進めているのか、それともう一点高齢者の生きがいづくりのためにどのような事業を進めているのかを伺いたいと思います。

#### ○町 長

行っている事業の種類でありますのでダブってもいけませんので、担当課の方からお答えを申し上げます。

## ○住民税務課長

只今の質問は疾病予防のためにどのような事業を行っているかという質問でございますけれども、国民健康保険とすれば昨年から医療費の抑制ということもありますけれども、疾病予防という意味もあります。糖尿病に着目した特定健康診査というものを20年度から行っておりますけれども、これにつきましては辰野町では一斉である巡回型の集団検診それから年間を通じては個別の健診と伺ってまいりましたけれども、20年度の実績見ますと 1,424 人ということで、受診率が約33%ぐらいになっております。この結果を基に動機付け支援、あるいは積極的支援というような階層別に支援の段階を決めるわけですけれども、積極的支援が47名、動機付けが171 名ということで合計 218 名の方が対象となりましたけれども、初回の保健指導では 186 名の方が参加、出席いただきましたけれども現在この指導につきましても指導は継続中でありますので、最終的な率は出ませんけれども積極的に取り組んでいるところであります。そのほかにあれですけれども健診としては、子宮・乳ガン検診、それから人間ドック等の補助を交付しているところであります。以上であります。

# ○矢ヶ崎(1番)

それでは時間でありますのでこれで質問を終わらせていただきます。ありがとう ございました。

#### ○議長

以上で一般質問は全部終了いたしました。本日の会議はこれにて散会といたしま す。大変ご苦労さまでした。

#### 9. 閉会の時期

9月9日 午後 16時 11分 散会